

**論文 明治中期阿仁鉦山をめぐる山麓村の林産物
請負生産 : 旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解
題と翻刻**

著者	渡部 圭一, 芳賀 和樹, 加藤 衛弘
雑誌名	筑波大学農林社会経済研究
巻	33
ページ	1-72
発行年	2017-12-31
URL	http://doi.org/10.15068/00152010

明治中期阿仁鉱山をめぐる山麓村の林産物請負生産

— 旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻 —

渡部圭一¹⁾・芳賀和樹²⁾・加藤衛弘^{3)†}

1) 滋賀県立琵琶湖博物館

2) 公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所

3) 筑波大学生命環境系

Provision of Forest Resources by Mountain-Base Villages to the Ani Mine in the Modern Era:
Introduction and Republication of *Minatoke Monjo* Archives in the Former Akita Domain

Keiichi WATANABE¹⁾, Kazuki HAGA²⁾ and Morihiro KATO^{3)†}

1) Lake Biwa Museum

2) The Tokugawa Institute for the History of Forestry

3) Faculty of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba

The objective of this paper is to announce the republication of *Minatoke Monjo* archives and, based on analysis of these archives, to elucidate the relationship between the Ani mine and its mountain-based villages in the Meiji Era.

During the Edo Era, Minatoke served as an official in Arase village (present day Ani-arase district, Kita-akita City, Akita Prefecture). Upon entering the Meiji Era, Minatoke became a contract supplier, providing various forest resources including lumber, charcoal and firewood to mines.

Up this point, very little was known regarding the administration of the Ani mine in the Meiji Era. In this research, the following points were elucidated based on analysis of historical records related to contract work (*ukeoi*) performed by Minatoke in the second and third decades (1880s and 1890s) of the Meiji Era.

First, individuals who became mine contractors were from houses of high social standing and were called *oyakata* [boss] (and are still called *oyakata* by locals today). *Oyakata* were highly literate, had good document management skills, and close relationships with mines. In addition to occupying the top rung of the economic ladder, *oyakata*, by undertaking contract work, created employment opportunities in villages.

Second, the contract work carried out by *oyakata* relied on national forests in the villages. The provision of lumber, which began in the Meiji Era, entailed the felling and transportation of large numbers of coniferous trees. *Oyakata* who ventured into unfamiliar areas of work had to overcome numerous difficulties.

Third, the scope of contract work undertaken by *oyakata* expanded to the new resource of coal. *Oyakata* were able to develop coal transportation as a new industry by joining riverboat worker organizations that had been established in the Edo Era.

Based on the analysis above, this paper elucidates the close economic and social ties between mines and their mountain-base village communities mediated by *oyakata* in the modern era.

Keywords: Ani mine, provision of forest resources, contract work (*ukeoi*), *oyakata*

† kato.morihiro.ft@u.tsukuba.ac.jp

1. はじめに

阿仁鉱山は、旧秋田藩領の内陸部、山々に囲まれた秋田県北秋田郡の南部に位置する（図1、図2）。近世には国内一の産銅量を誇ったこともある有力鉱山であるが、昭和53（1978）年の閉山を経た今日では、わずかな遺構や古写真が往時の姿をとどめるにすぎない。かつて山腹を埋めていた鉱夫たちの集落や鉱山町の賑わい、立ち並ぶ鉱山施設、製錬所の勇ましい仕事ぶりなどは、地元の人々の記憶からも薄れつつある。鉱山経営の実態を直接伝える文書史料もほとんど知られていない。

この阿仁鉱山の活動にせまる上で貴重な手がかりとなるのが、鉱山周辺の村々に残された史料である。ここで取り上げる荒瀬地区（近世の秋田郡荒瀬村、現在の北秋田市阿仁荒瀬）はその有力なフィールドの一つで、北に流れる阿仁川（米代川の支流）の最上流部において、阿仁鉱山の文字どおり山麓に位置している。私たちは、2010年から、

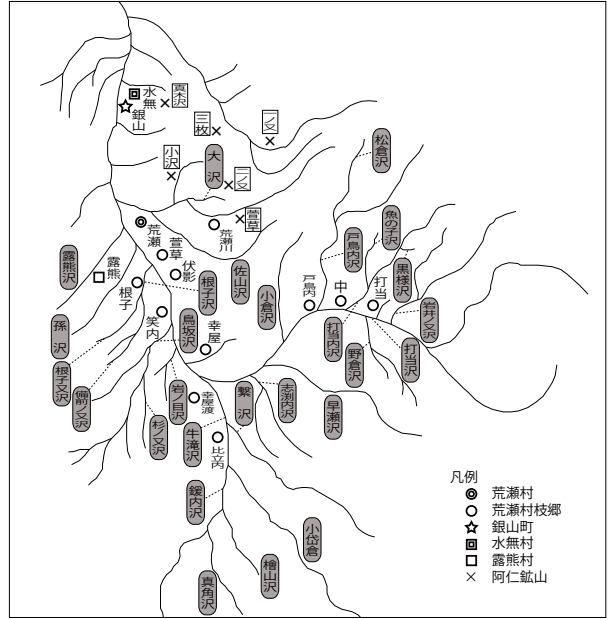


図2 荒瀬村周辺の村と沢・鉱山の分布

出所「銅山片附木山沢絵図」（人間文化研究機構国文学研究資料館蔵、出羽国久保田小貴家文書 25C/00392）、「御掛山図面」（東北森林管理局蔵、別置 4-6）より作成。
注）沢名は主要なものに限った。

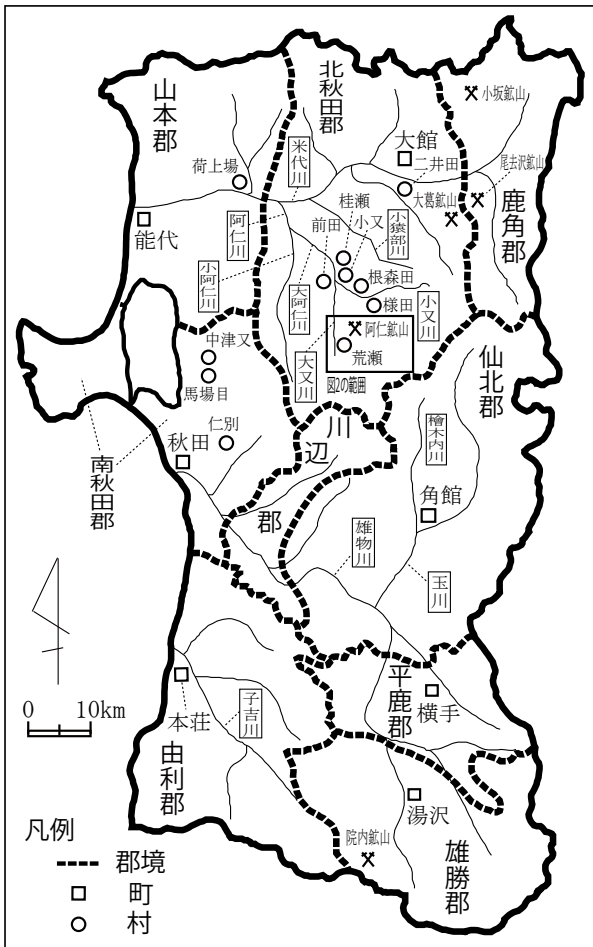


図1 秋田県の概略と阿仁鉱山の位置

出所）秋田県編（1975）『秋田県林業史』下巻、秋田県、p.40の図5をもとに加筆修正。

荒瀬村の村役人（肝煎）を世襲的に務めてきた湊榮興家に遺された古文書およそ900点の整理と分析を進め、基礎史料となる近世～近代初頭の文書を翻刻・紹介してきた^(注1)。

湊家には18世紀以降の文書が豊富に残されているが、量的にみればその約3分の2は明治期以降に作成されている。そこには湊家単独の「家」の活動だけでなく、それを取り巻く近代の村の動向を読み取ることができる。私たちは、さきに湊家に残された明治初年の当主の公務日記を翻刻・分析し、変転する近代移行期の地方自治制度のなかでも、近世以来の旧村役人家とそれが率いる村々のネットワークが村政を支え続けた実態を明らかにした。ただ湊家の役割はけっして村政に限られるものではない。

近代の湊家文書の特徴として、家をこえた村の生産・生業に関する史料が含まれる点がある。とくに阿仁鉱山の麓に立地する荒瀬では、巨大な消費地というべき鉱山に対し、さまざまな資材を供給する活動がその生産活動の重要な部分を形作っていた。この活動の結果として残された多数の史料を読み解くことは、不明な部分の多い阿仁鉱山の実態を、村に残された史料から見直すことに繋がる。そこでは鉱山とその山麓地域の人々との関

係の解明が期待されるのである。

近代日本の鉱山史・鉱業史については、これまでも研究が蓄積されてきた。阿仁鉱山については吉城文雄の研究があり、明治政府による御雇外国人の任用と、それに基づく経営・技術の近代化構想が明らかにされた^(注2)。また武田晴人は、明治政府の鉱山政策や銅市場の動向を踏まえつつ、主要銅山における経営・技術の展開について解明した^(注3)。このほか自治体史や社史でも各地の鉱山の展開がまとめられている^(注4)。

ところが、鉱山の周辺地域に言及したものとすると、その数は限定される。その貴重な成果は、鉱山の立地空間を重視する鉱業地理学の分野に見出される。まず川崎茂は、別子鉱山を事例に、周辺山村における炭焼き稼ぎの展開と共有山林の利用を検討した^(注5)。また斎藤実則は、秋田県の主要鉱山を取り上げ、鉱山の木材・薪炭需要について解明した^(注6)。この近代鉱山と森林資源の関係という点では、林学の見地から全国の鉱山備林について網羅的に論じた鈴木茂次の研究が先駆的である^(注7)。近年では『住友林業社史』が別子鉱山備林の経営について子細に論じているほか、有永明人、山口明日香が北海道や九州の炭鉱における坑木調達について検討している^(注8)。

ただし、これらの研究も、鉱山に対する木材・薪炭などの供給の仕組みにまで踏み込んで論じてはおらず、今後は「鉱山地域史」という視角から、それを周辺地域の社会・経済と関連させながら考察することが必要であろう。そこでは鉱山の側だけでなく、鉱山に森林由来の資材を供給する村の側に軸足をおき、森林資源を介した村と鉱山との繋がりを主題としていく必要がある。

このような問題意識にたち、本稿ではつぎの順に議論を進める。まず近世～近代の阿仁鉱山と資源利用に関する既知の知見をまとめ(2.1・2.2)、あわせてこれと同時代の村の概況を把握する(2.3)。ついで鉱山に資材を供給する役割を担った「請負人」の社会的属性と(3.1)、彼らが残した文書の構造を明らかにする(3.2)。さらに当該文書をもとに、木材(4.1)、炭(4.2)、薪(4.3)の順に、「親方」とよばれる村落上層が率いた上納請負の特徴を分析し、あわせて後発の資源である石炭と地域社会の関わりにも触れる(4.4)。

2. 阿仁鉱山と山麓の村

2.1 近世の阿仁鉱山と森林資源

2.1.1 阿仁鉱山の発展と銅山掛山

阿仁鉱山ははじめ金銀山として開発されたが、寛文10(1670)年に小沢銅山が開坑してからは主に銅山として稼行した^(注9)。宝永5(1708)年には360万斤(約2200t)を産銅する最盛期を迎え、我が国最大級の銅山へと発展した。のちに荷上場村の加護山に銀絞所が設置されると、阿仁鉱山で製錬された銅を再度製錬し、銀を取り出すことが盛んに行われるようになった。

この阿仁鉱山の稼行に不可欠であったのが、木材(用材)と薪炭である。木材は坑道を支える坑木などに利用され、薪炭は鉱石を製錬するのに必要であった。このため元文5(1740)年、藩は阿仁鉱山周辺に銅山掛山とよばれる藩営林を設定し、宝暦12(1762)年には番山線という輪伐計画を立案して森林資源の持続的利用を図った。この銅山掛山は、用途に応じて木材生産用の材木山、薪生産用の焼木山、炭生産用の炭木山に区分されていた。本稿で取り上げる荒瀬村とその枝郷には、近世後期の時点で14か所の銅山掛山が存在し、主に炭木山・焼木山として利用されていた(表1)。

2.1.2 木材・薪炭の供給と請負

こうした阿仁鉱山向けの木材・薪炭生産には、直営と請負の両方があった。

まず木材生産については、直営よりも請負の占める割合の方が大きかったとみられる。たとえば弘化

表1 荒瀬村とその枝郷の銅山掛山

沢名	主な用途
孫沢	炭木山
根子沢	
鳥坂沢	
岩ノ目沢	
小倉沢	
戸鳥内沢	焼木山
牛滝沢	
志淵内沢	
早瀬沢	
野倉沢	
打当内沢	—
打当沢	
荒瀬川沢	
佐山沢	

出所)「御掛山図面」(東北森林管理局蔵、別置4-6)より作成。
注) 沢名の表記は出所による。
—は該当記載がないことを示す。

元（1844）年の史料には、請負人として水無村の喜太郎、根森田村の太郎兵衛、様田村の六郎兵衛、前田村の正吉などの名前があげられている^(注10)。荒瀬村とその枝郷（後述）村々の名前は確認できないことから、近世後期における木材生産の請負は、荒瀬村より下流の村々と小又川流域の村々によって担われたと推察される。

また薪生産も、請負によるものが多かった。文化11（1814）年の時点で請負人として確認できるのは、打当村の金兵衛・長兵衛、比立内村の三左衛門・長四郎・長之助、長畑村の重松、幸屋渡村の久治、鳥越村の喜助・丑松、中村の喜太郎、戸島内村の作右衛門、村名不明の清之の12名である。これらの村はすべて荒瀬村の枝郷で、12名のうち6名は村役人とみられる^(注11)。なお請負人のもとで木材や薪の生産に従事した人々は山子とよばれ、山頭によって統率された。

一方、炭生産はもっぱら藩の直営で、これに従事した人々は釜子とよばれた。天保2（1831）年の史料によると、釜子は秋田郡の北東部（のちの北秋田郡）と山本郡の村々から雇われた。この釜子を統率したのは釜頭である。こうした藩直営の炭生産は、阿仁鉾山の周辺に複数設置された炭役所が統轄した。この炭役所は、釜子に食糧や原木伐採用の斧を供給し、反対に彼らが焼いた炭を集荷する機能をもつ製炭の拠点であった。しかし弘化2年になると、藩は経営の合理化を図ってか、炭生産の直営を停止し、請負に切り替えた。これに素早く反応したのは荒瀬村である。同年の史料によると、肝煎の長左衛門は長百姓の長十郎・善左衛門、根子村地主の正治と連名で、村内の銅山掛山から炭12万貫目（450t）を生産し、小沢銅山へ上納することを請け負っている^(注12)。なお炭生産が直営から請負へ変更されたあとも、炭役所は製炭の拠点であり続けた。

このように、近世後期の阿仁鉾山麓では、鉾山向けに木材・薪炭生産の請負が広くみられ、それが当該地域の大きな特徴となっていた。

2.1.3 木材・薪炭の生産技術

木材・薪炭の生産技術についても、必要な事項に限り、確認しておきたい。これらの基本的な技術は、明治期になっても大きくは変わらない。

まず木材は、スギなどの針葉樹から生産された。伐採は斧や鋸を用い、沢までの搬出には、板材な

どの比較的軽量なものを除いて雪ぞりが使われた。沢から目的地までの運送は水流を利用した^(注13)。

一方の薪は、ブナやナラ、イタヤカエデなどの落葉広葉樹から生産された。同じ落葉広葉樹であっても、ヤスノキ（サワグルミのこと）やホオノキは薪に不向きであった。伐採は斧や鋸を用い、同じ長さで切り揃えて高さ・幅ともに1丈6寸に積みあげた。これを1棚とよぶ^(注14)。沢までの搬出はやはり雪ぞりを使い、そこから目的地までの運送は水流を利用した。なお薪の流送過程は、小沢下しと大川下しの2つに区分できる。小沢下しは小沢（水量の少ない狭い川）から大川（水量の多い広い川）合流までの流送で、堤とよばれる構造物で小沢の水をせき止めてから、そのなかに川込めと称して薪を投入し、堤を切って薪を流した。そして大川合流部分に設けた滞留で、いったん薪を差し止めた。大川下しは、この滞留以降の流送で、下流に設けた川留（銀山留・荒瀬留・桐内留の3か所）で薪を受け止めた。この川留は、川を横断するように設置した木製の柵で、毎年新しく普請するのではなく適宜修繕しながら利用した。川留で受け止めた薪は浜（川土場）へ水揚げし、棚に積み立てた。なお薪の積み方は山元と浜で異なり、山元では隙間のある粗雑な積み方をしたが、浜では隙間のない緻密な積み方をした。このため、薪の量が同じであっても、山元と浜では棚数に違いが出た。また薪は流送の過程で相当量が沈没したり（沈木）、流失したりしたので、必要な量よりも多めに伐採した。

炭生産には、ナラなどが利用された。伐採は斧を用い、炭は炭役所まで背負って運んだ。そこから阿仁鉾山までの運送には、主に牛を用いた。

2.2 明治期の阿仁鉾山

2.2.1 岡田平蔵・小野組による借区経営

明治政府は慶応4（1868）年2月、幕府の大坂銅座役所を接収し、大坂銅会所を設けた^(注15)。貨幣の素材となる金銀銅を統制管理するため、全鉾山を国有化する第一段階であった。明治4（1871）年の廃藩置県によって久保田藩（秋田藩の当時の呼称）は秋田県になり、阿仁鉾山の経営は県庁に引き継がれた。

ところが5年10月に、同山は県庁から岡田平蔵の借区による経営に移された。岡田は各地の鉾山

経営に参画していた人物で、秋田県では阿仁、尾去沢、院内などの諸鉱山を借区して経営を開始した。とはいえ岡田の独力では資金を調達できなかったため、小野組で生糸取引を統括していた古河市兵衛との組合稼行によるものとなった。

7年1月に岡田が死去すると、阿仁鉱山の経営は小野組に移ったが、その小野組も7年12月に倒産してしまう。翌8年7月、古河市兵衛は阿仁、院内など7鉱山の払い下げを受けるべく「小野組負債支障金補申度ニ付鉱山請負願」を提出するが認可されなかった。この時期、国は重要鉱山を官営の対象と考えていたためであった。

2.2.2 官行経営

阿仁鉱山は、小野組倒産後すぐに秋田県に委ねられて仮官行による採鉱が進められ、明治8年8月には工部省所管となった。工部省は11月に阿仁に支庁を設置する。その管轄は阿仁鉱山をはじめ、北秋田郡向山金銀山、矢櫃鉛山、山本郡八森銀山、太良鉛山、加護山製錬所、鹿角郡細地銅山、青森県(9年より岩手県)二戸郡平糠金山、小繋銅山と広域に及ぶものであった。

工部省は、秋田県内では阿仁のほか院内にも支庁を設置しており、10年1月、両支庁を阿仁鉱山分局、院内鉱山分局と改称した。両分局はいったん統合されるが、12年5月に再度阿仁と院内を分離して阿仁鉱山分局、院内鉱山分局を復活させ、16年にはそれぞれを阿仁鉱山局、院内鉱山局と改称した。本稿で取り上げるのは、この阿仁鉱山分局および阿仁鉱山局の時期以降に相当する。

当時の銅の製錬には大量の薪と炭が利用されていた。それらは鉱山の従業員家族の生活にも不可欠な資材であった。木材は坑木として大量に利用された。阿仁鉱山の場合はスギが使われた。もちろんスギは鉱山施設や住宅の建築材としても利用されていた。これらの資材は多くが鉱山周辺の山林から供給されていたはずであるが、従来の阿仁鉱山史のなかでは、その仕組みは明らかになっていない。

11年、政府は国内開発促進のため起業公債を募集し、東北の鉱山に多額の資本を投下した。阿仁鉱山には113万円余り、院内鉱山には47万円余りが投入されている。12年5月にはドイツ人技師長のアドルフ・メッケルほか4名の外国人技術者を雇い入れ、技術の近代化をはかった。

15年ころには露熊、萱草、幸屋川の上流に石炭が発見され、それを川船にて鉱山河岸まで運び、製錬に利用するようになった。これらのうち、もっぱら萱草産の石炭が阿仁鉱山の製錬を支えていくことになる。17年には新式溶鉱炉が完成するとともに、小沢―三枚間に全長4kmの隧道「三枚通洞」が開通し、鉱石運搬用の軌道が敷設され、トロックによる鉱石の製錬所への運搬が可能になった。水無―小沢間には鉄道も開通した。

官営による鉱山経営は、政府の努力にもかかわらず支出超過が続き、13年ころから民間への払い下げ論が提起されていた。17年12月、工部省は官行を続けるか民間に貸与または払い下げるかを太政官に諮問した。このときは官行継続となるが、翌18年1月にはふたたび阿仁鉱山の処置が問題とされ、ついに同年3月、阿仁鉱山は古河市兵衛に25万円で売却されることが決まった。

2.2.3 古河市兵衛による経営

古河に払い下げられた阿仁鉱山は、小沢、真木沢、三枚、一ノ又、二ノ又、萱草の6銅山と向山金銀山から構成されていた(図2参照)。主要採鉱場は小沢であった。古河は阿仁鉱山に付属した「御山領」とよばれてきた鉱山備林8000町歩(実測1万3000町歩)も18万円で入手している。ちなみに払い下げに先立ち、古河が手代に阿仁鉱山を調査させたところ、鉱況振るわず、稼業に堪えられないとの報告があったという。

古河に払い下げられた時点の阿仁鉱山は、所員260名、使役人2200名など、合計約3000名の雇用者を抱えていた。古河は余剰と思われる人員をほかの鉱山へ異動させ、坑夫の賃金も2割カットして経費削減に努めた。逆に官行時代に設置された近代的設備と優秀な大学卒業の社員を引き継ぎ、後者の鉱山に関する専門知識・技術を活用して、設備の拡充を進めた。

本稿の取り扱う時期について、主な鉱区の状況をまとめておこう。主要鉱区である小沢には3つの坑があったが、明治21年6月にはさらに最下部の坑部から堅坑を開鑿し、下底とよばれる深部の新鉱脈を発見した。ほかの鉱区でもこの下底開発が進められた。萱草でも25年11月以降、長松坑内で5つの新鉱脈が発見され、37・38年には小沢をしのぐ鉱区となった。不況のため休坑していた真木沢も29年5月に再開し、翌年には3つの鉱脈

を開掘した。以後も新鉱脈の発見があり、従来の坑の活況と相俟って、真木沢は一時有望視された。三枚は2つの坑に力を注ぎ、一ノ又の採掘量も21年ころから微増していた。二ノ又は排水難で休山となっていた。

2.2.4 技術開発と鉱山の変容

阿仁鉱山の選鉱場は当初小沢だけであったが、明治19年に組選鉱場が完成し、以後25年までに一ノ又、三枚、萱草にも新設された。銅の製錬は焼鉱、溶鉱、精銅の3段階に分かれ、それぞれにおいて官行時代から技術開発が進んでいた。それとともに燃料・還元剤にも変化が起きていた。石炭とそれを還元したコークスの利用が始まり、炭の使用量が減少していたのである。

薪炭の供給地も30年ころには大きく変化していた。薪は変わらず荒瀬村内から供給されたが、炭の生産は、荒瀬村内では比立内にある繫沢(図2参照)の製炭場のみとなっていた。ほかの炭の供給地として、上小阿仁村2か所、七日市村、前田村それぞれ1か所があげられている。炭の調達先は、徐々に山麓から離れた地域に移行していったことになる。本稿で取り扱う明治10~20年代に限っても、のちに詳しく取り上げるように、山麓の村からの薪や炭の供給には一定の盛衰をみることができる。

この時期には、坑外の運搬法にも変化がみられた。前述したように17年には軌道敷設による鉱石運搬が始まり、28年には萱草-小沢間にも軌道が敷かれた。山外搬出には川船で阿仁川を下り奥羽線二ツ井駅に出る方法と、馬車で鷹ノ巣駅に至る方法とがあった。鉱山の物資の移出入を担う川船は、近世には「御直舟」とよばれ、明治期以降にも引き続き活躍していた。本稿で取り上げる資材調達の分野では、村側が軌道を利用する場面はみられないが、川船は薪炭・石炭の運搬に依然として役割を果たしている。

明治後期、古河は発電所の設置にも尽力している。33年8月、3か所に自家用水力発電所を建設し、鉱山の排水に電動ポンプを導入して排水能力を飛躍的に向上させ、これにより下層までの採掘が可能になった。42年には45万円の巨費を投じて比立内発電所を建設した。

28年、古河は近世に銀絞所として出発した加護山の製錬所を、買鉱の運び入れ、精鉱の積み出しに便利な米代川河口の能代に移し、東雲製錬所を

建設した。日本で最初の買鉱製錬所である。買鉱の範囲は北海道、東北一帯、南は静岡県までに及んだが、買鉱はしだいに減少して、阿仁鉱山から送られる自山の銅製錬が主となったため、41年に閉鎖されるに至っている。

阿仁鉱山の産銅量は、18年から10年間は年間500から800tであったが、28年から38年には1000t前後を示していた。このように産銅量の伸びはある程度みられたが、一方で設備投資に見合うだけの大きな増加は確認できない。

2.3 近代の村と「親方」

つぎに上記と同じ時期の荒瀬村の概況をみておこう。明治前期の荒瀬村の戸数は400余りを数えたが、ここには多数の枝郷(しごう)の村々が含まれている。近世の秋田藩の地方支配では、地域の拠点となる一つの村(本郷)を中心に、そこに小規模な複数の村(枝郷)を従属させる制度がとられていた。本郷の村役人を肝煎、枝郷の村役人を地主とよぶ。明治5年に大区小区制が敷かれた時点で、荒瀬村の周辺には12もの枝郷が存在した。10年9月の秋田県の区務改正にあわせ、公的には本郷と枝郷の全体が「荒瀬村」となったが^(注16)、今日に至るまで枝郷も一定の自立性を保っている。

これまで私たちの研究で明らかにしてきたように、湊家は享保16(1731)年以来、本郷の肝煎を世襲し、明治初年にも引き続き村の惣代や小区の副戸長・戸長を歴任するなど、一貫して村の公務を担ってきた^(注17)。一方で同家は、荒瀬に所在する湊姓の家々(ベッケ)にとっては本家にあたり、ベッケの一部は枝郷にも及んでいる。また湊家は通称を「親方」といい、「荒瀬の親方」といえば湊家を指すことは、ここで扱う阿仁川上流の人々の間ではよく知られている。近世にも「湊親方様」などの宛名で出された文書が散見される。

「親方」は制度的な存在というわけではないが、本郷と枝郷クラスの村には1村に1軒程度、ここでいう「親方」とよばれる有力な家があり、多くは近世の村役人、のちには村会議員・村長などを務めた。「根子の親方」、「萱草の親方」といったように、村の名前を冠してよばれる。屋号に近いが、地区を離れてもその呼び名が通じるという点では、一般の屋号をこえた意味をもつといえる。聞き取りでは、一定の資産・財力をもつことに加え、人

望にあつく、村の運営に貢献する有力者といった意味合いがあるという。

ここで湊家の主要人物についても触れておこう。湊勇吉は、天保12年1月15日に父長左衛門の長男として生まれ、明治43年6月29日に70歳で没した。豪放であった人柄がいまも語り継がれている人物である。幕末から父の長左衛門を補佐して肝煎見習などを務めていたが、6年11月2日に伍長惣代を拝命してからは、小区の副戸長、戸長と職位をあげた。21年4月から死去に至るまで、長く荒瀬村会議員と北秋田郡会議員の職にあった。

勇吉の長男である伝治(文久2年8月11日生、昭和13年12月1日に77歳で死去)は、本人の履歴書(湊榮興家文書805)によると、明治10年2月から16年7月まで、荒瀬学校訓導補手伝など若干の公務についた経験がある。16年8月から30年8月までは農業に従事していたが、30年8月1日付で阿仁鉱山古河事務所に六等手代として勤め、「倉庫課薪炭係」を命じられている。おそらく父とともに請負業で活動した経験が買われて、倉庫課の勤務となったのであろう^(注18)。本稿で扱う範囲は、勇吉が小区の役や村会議員を務め、家業は子の伝治が補佐していた時期にあたっている。

3. 「親方」による請負業とその文書

3.1 阿仁鉱山と「親方」層

前節で述べたように、阿仁鉱山は、その山麓地域にさまざまな雇用の機会を作り出す存在であった。鉱山の坑道の維持管理や製錬の工程に必要な資材、すなわち木材・炭・薪・石炭を大量に供給する役割がそれである。資材の調達のはほとんどは、鉱山側の直営ではなく、「請負」生産というかたちがとられた。これは山麓の村の有力者が「請負人」となり、鉱山側と上納する量や納期を取り決め、その上納と引き換えに「賃金(請負金)」を受け取る仕組みであった。この請負人のもとで、地域の人々が「柚子」「焼子」などの人足に組織されて労働にあたったのである。

請負人を務めたのはどのような地域・階層の人物だったのであろうか。表2は、明治12年～29年の間のおもな請負の案件について、契約書に記される請負人と保証人の名前を一覧したものである。これは当該期間に契約の成立が確かめられるケースに限って一覧したもので、この間に並行し

て生産や上納が進められていた案件はこれよりも多数にのぼっているが、請負人たちの構成を把握するには十分であろう。一見して明らかなのは、請負人は、限られた数名の人々に集中していることである。

請負人として湊勇吉とその子伝治の名前が頻繁にみえるのは、これが湊家に残された文書であることから当然であろうが、湊家の人物以外の名前も頻繁にみえている。とくに鈴木弥右衛門(のち久治)が多くあがるのは、勇吉と連名で請負をしているためである。佐藤長治と武田吉松もそれに次ぐが、この兩名の請負には勇吉がしばしば保証人になっている。さらに中島菊蔵と松橋久左衛門も、共同の請負人や保証人の関係で顔を出している(このほか村内では佐々木・高橋の名が1度ずつみえ、村外では八森と山田の兩名がある)。

これら湊家以外の請負人は、ほぼ例外なく、枝郷の村の「親方」とされている人物である。この地域の「親方」を整理すると表3のようになる^(注19)。さきにあげた請負人の名のうち、鈴木弥右衛門は中村、佐藤長治は幸屋、武田吉松は萱草、中島菊蔵は笑内、松橋久左衛門は幸屋渡といった具合で、いずれも枝郷の「親方」なのである。「親方」のすべてが請負業に従事したかどうかは、もちろん湊家文書だけでは判明しないが、少なくとも請負業の従事者が「親方」クラスの家々であったことは確実である。

付言すると、この「親方」たちは、高額納税者として名を連ねる人物でもある。おなじ表3には、『都道府県資産家地主総覧秋田編』に収録された「秋田県管内名士列伝」所載の人名をあわせて一覧した。同資料には、直接国税15円以上納税者として荒瀬村から9名が記録されている^(注20)。「親方」たちは、当該地域のなかでみるかぎり、経済的に最上位の階層にあったことが確かめられるであろう。請負業に従事するということが、このような一定の経済的力を背景としていたことは想像に難くない。

このような有力者は、従来の研究で地方名望家と規定されてきた人々に相当する。一般に地方名望家とは、等級選挙に参加する資格をもち、議員や町村長といった無給の名誉職に携わりうるような人望と財力をもつ人々で、いわゆる地主として土地を集積する活動がその背景にあったことが知られている^(注21)。これに比較すると、ここで取り

表2 主な請負契約にみる請負人

綴	No.	契約内容	契約年月	請負人	保証人
636	035	薪上納	明治12年8月	湊金治	—
636	008	炭売上	明治13年1月	湊勇吉 湊金治	—
636	063	木材抽出	明治13年5月	湊勇吉 松橋久左衛門	—
636	013	米運搬	明治14年12月	八森市松* 湊伝治	—
636	155	石炭運搬	明治16年5月	八森市松* 佐々木吉右衛門	湊伝治
636	165	炭売上	明治16年7月	湊勇吉	湊金治
651	042	木材抽出・運搬	明治16年10月	鈴木弥右衛門	湊勇吉
651	008	薪上納	明治17年1月	鈴木弥右衛門 湊勇吉	湊金治
651	014	炭上納	明治17年2月	湊勇吉 山田理左衛門*	斎藤要治
651	031	炭上納	明治17年3月	湊勇吉	湊金治
651	033	炭上納	明治17年3月	武田吉松 佐藤長治 鈴木弥右衛門	湊勇吉
651	034	炭上納	明治17年3月	武田吉松 佐藤長治 鈴木弥右衛門	湊勇吉
651	035	炭上納	明治17年3月	中島菊蔵 武田吉松	湊市五郎
651	253	炭上納	明治18年3月	鈴木弥右衛門 (代印湊勇吉) 佐藤長治 武田吉松 (兩人代印湊伝治)	湊貞吉
728	012	薪上納	明治23年3月	湊勇吉	高橋慶助 武田吉松
728	019	石炭・炭運搬	明治23年4月	武田吉松	—
728	048	薪上納	明治24年1月	湊勇吉 鈴木久治(地処貸主) 高橋慶助(地処貸主)	湊市五郎 湊金治
728	058	薪上納	明治24年5月	湊勇吉	—
728	121	薪上納	明治27年2月	湊勇吉	—
728	155	薪上納	明治28年9月	湊勇吉	—
728	206	薪上納	明治29年9月	湊勇吉	—

出所)『鉾山請負綴』(湊築興家文書636・651・728)より作成。

注) 請負契約書が交わされているケースについて作成。ただし契約書を欠くものうち、請負願に許可の奥書きがある場合や、その他契約に関連する文書が残され、契約が結ばれたことが明らかな場合は表示に含めた(636-008、636-013、636-063、636-155、728-019、728-058、728-121、728-155、728-206)。このうち728-121は、請負という語は使用されていないが、便宜的に本表に組み込んだ。配列は契約年月の順によるが、契約年月は文書の内容から読み取れる契約時期を示したものがあため、文書そのものの提出年月とは必ずしも一致しない。請負人のうち、*を付したものは荒瀬村以外の人物を示す。—は該当記載がないことを示す。

上げる山間集落の「親方」の特徴として、地主とよべるような土地集積を行った形跡が乏しいこと、むしろ耕地を中心とした経済的基盤を十分もたないことを指摘することができる。

たとえばおなじ阿仁川流域でも、これより下流域に目を転じると、川港として発達した米内沢町の商家・近藤岩松家(納税額361円)や木村逸之助家(143円)、本城村に所在して旦那とよばれた金逸郎家(251円)、さらに前田村の大地主として

君臨し、大規模な小作争議の発端ともなった庄司兵之助家(249円)といった家々が点在している。これに比べると、荒瀬村の上位層の土地所有はいずれも規模が小さい(年代は下がるが、明治38年8月の段階で、湊家の所有する土地は田畑・宅地あわせて3町8反余りである^(注22))。

阿仁川上流域では、近世中～後期を通して絶えまない耕地の拡大とそのため用水路(堰)の開鑿が試みられてきた。とはいえ地形的な制約は大

表3 荒瀬村における「親方」層

明治23年 (1890) 『秋田県管内名士列伝』			昭和29年 (1954) 『北秋田郡大阿仁村発達史』		
人名	納税金額	順位	人名	地区・属性	
武田吉松	地四拾壹円	4	武田房信	萱草	親方
佐藤長治	地五十二円・所三円	2	佐藤時治	幸屋	親方
湊勇吉	地拾七円	9	湊貞男	荒瀬	親方
松橋久左衛門	地五拾三円	3	松橋久兵衛	幸屋渡	親方
湊市五郎	地二十一円・所三円	7	—	—	—
高橋萬蔵	地拾九円	8	—	—	—
佐藤忠太	地貳拾六円	5	佐藤忠俊	根子	親方
鈴木久治	地五十八円・所三円	1	鈴木時久	中村	親方
中島菊蔵	地貳拾五円	6	中島三郎	笑内	親方
—	—	—	鈴木市之助	打当	親方

出所) 渋谷隆一編 (1995) 『都道府県別資産家地主総覧秋田編』日本図書センター、p.56、および松田広房編 (1954) 『北秋田郡大阿仁村発達史』大阿仁仏教会、pp.40-54より作成。

注) ゴチック体にした人名は、『鉾山請負綴』によって請負人経験があることが判明する者を指す。納税金額のうち地は地租、所は所得税を示す。順位は、荒瀬村内の納税金額の順位を示す。—は該当記載がないことを示す。

きく、開発は小刻みなものに止まり、近世後期には鉾山関係の稼ぎに依存し、「買喰」によって相続する階層も現れた^(注23)。このことは「親方」のような上位層にとっても、集積に耐えるほどの耕地がなかったことを意味する。いい換えると、地域の労働力を組織し、いわば雇用を創出していく請負人という役割は、彼ら「親方」にとっては格好の活躍の場であったといえる。

なお「親方」の家々は、相互に横の結びつきをもっていた。たとえば17年3月の炭の上納請負(湊榮興家文書 651-033)で、武田・佐藤・鈴木の3名による共同の請負に湊勇吉が保証人として加わっているのは、そのことを暗示している。湊家の過去帳^(注24)によれば、勇吉の弟は萱草の武田家に婿養子に入り、伝治の妹は根子の「親方」家に嫁いでいる。また鈴木久治も「伝治親友」として戒名と没年が書き込まれている。請負にともなう資金調達の保証や各種の金策において、親類や友人としての「親方」どうしの人間関係は無視できない役割を果たしたものと考えられる。

3.2 請負生産と文書の管理

湊家文書には、鉾山に上納する資材の請負業に関する史料として、表4に示す3冊の綴が残されている。「阿仁鉾山局へ諸願伺候御指令綴」(湊榮興家文書 651)といったタイトルが示すように、荒瀬村の湊勇吉らが阿仁鉾山分局(のちに阿仁鉾山局、阿仁鉾山古河事務所)に各種資材を上納する

仕事を請け負った際に、鉾山側に提出した願書や鉾山側から受け取った各種の通知を逐一綴り込んだものである。ここではかりに3冊を『鉾山請負綴』と総称しておく。一部に中断を挟むものの、期間は明治14年から30年までの長期にわたり、綴り込まれた文書も計679件にのぼる。

綴の特徴の一つは、文書の正本がしばしば残されている点である。たとえば後述する定約書(請負の契約書)は、湊家が請負人として提出したもので、鉾山分局などによる朱書の奥書や奥印があることから、鉾山側とやりとりをした正本であることがわかる。一方で、当事者ではあっても、文書としては控のみが綴られている場合もある。また未提出に終わったと思われる下書き状態のものもかなり多い。また湊家が請負の当事者でなくても、なんらかの理由(保証人として参加しているなど)で、写しが手元におかれた場合も散見される。

これに対し、村側内部のやりとりと思われる文書は少ない。また湊勇吉の個人的な覚(たとえば山仕事に関連すると思われる食糧の書き上げなど)も含まれるが、量的にはごくわずかで、湊家としての帳簿管理は別途行っていたと考えられる。換言すると、ここに綴られたものは鉾山を相手方とする、公的性格をもつ文書であったといえる。ちなみに筆跡をみると、636と651の多くは湊勇吉のようであるが、728になると子の伝治の独特の字体が多くを占める。料紙は罫紙が多い。用具はすべて墨と筆で、ペン書きはまだみられない。なお、

表4 『鉾山請負綴』の概要

番号	表題	期間	相手	文書件数
636	阿仁鉾山 [] 諸願扣綴	明治14年12月 ～明治16年12月	阿仁鉾山分局のうち阿仁鉾山局	187
651	[] 号、阿仁鉾山局へ諸願 伺候御指令綴	明治17年1月 ～明治19年7月	阿仁鉾山局	263
728	第弐号、阿仁鉾山古河事務 処受負関係証書類綴、湊氏	明治22年6月 ～明治30年7月	古河阿仁鉾山事務所のうち阿仁鉾山古河事務所	229

出所)『鉾山請負綴』(湊榮興家文書636・651・728)より作成。

注)番号は筆者らが湊榮興家文書の整理の際に付した通し番号による。

これら3点については本稿末に細目表を掲載するので、以下では原則として史料番号と細目番号(例636-001)を示すこととする。

3.2.1 契約に関する文書

綴の構成は細目表に示すとおり多岐にわたっており、一見するとその内容は雑多にもみえる。その一因は、請負にともなうつねに必要なとされたルーチンの文書と、それ以外の臨時の文書、たとえば生産や上納の過程で生じたトラブルの対応や交渉に関わる文書が混在しているためである。その全容を整理するため、ここではまず請負の契約から上納に至る一連の行程に沿いながら、村と鉾山の間で交わされたルーチンの文書について考察しておきたい。なお便宜上、検討の対象はもっともコンスタントに史料が残されている明治17年～18年を中心とする。

綴のなかで目をひくものに、「定約書」と題された長文の文書の存在があげられる(史料によっては約定書とも書かれるが、ここでは定約書に統一する)。請負内容の基礎史料となるもので、ここでは4点を翻刻した。その一つである17年1月14日「薪請負定約書」(651-008 [史料16])は、薪1053棚余り(16年春伐)と薪800棚(17年春伐)の上納を請け負った際に、阿仁鉾山局に提出した一種の契約書である。この契約に先立ち、請負人からは16年12月5日付で「薪受負願」が提出されている(636-186 [史料13])。契約の直後には、請負側が「保証金御預証」を提出し、認可されている(651-010・011) (注25)。

同じく24年1月の薪の請負でも、定約書(728-048)と身元保証金御預証(728-050)を出した上で、多数の土地を抵当にして資本金を借用している(728-049)。またこの請負で目を引くのは、契約に先立ち、倉庫掛から請負人への打診があり(728-044 [史料39])、これに請書(728-045 [史料40])を

提出している点である。24年11月にも、翌年の伐採予定地と棚数を事前に倉庫掛が書きあげており(728-101)、請負の契約にあたっては鉾山側と請負人側の事前の折衝があったことを窺わせている。

請負の契約にともない、山処引渡証が交付された場合がある。その一例は17年1月2日付の「十七年春薪伐採山処引渡証」(651-004 [史料15])で、これに対し請負人からも受取証(651-001)が提出されている。この引渡証のなかで、この年の春薪として800棚分の伐採が許可されているのが、上記の定約書[史料16]にいう薪800棚に相当する。つまり契約成立の前後には伐採予定地の認可書類が交わされたことがわかる(注26)。なお定約書では納入時期が1年後に設定されているが、これは後述するように、薪は山で伐採後いったん棚に積み、乾燥させてから流送されることがあったためである。

炭の請負契約の場合も同様で、16年7月19日付「木炭売上請負証」(636-165 [史料11])は15か条の定約書である。これに先立ち、請負の願書も出されており(636-162 [史料10])、上納する炭の量、必要な請負金、上納の時期、前借する金額などが申請され、鉾山局ではこれを許可すると同時に定約書の提出を指示するという流れになっている。これら炭の請負願(651-012・017・025・026・028)と定約書(651-014・031・033・034・035)は、このあと17年だけでも5組が残されている。

このほか少数例ながら、米運搬の請負願(636-013)、木材柚取りの定約書(651-042 [史料12])、石炭運搬の請負願(636-034・155、728-015・019 [史料32])などがみられる。とくに石炭運搬の申請は、新たな資源をまえに、「請負人」たちがいかにして商機を見出していったかの軌跡をたどりうる点で興味深い。また村の共有山林や個人の山林から生産した資材の買上願と思われる願書も数例を数え

る (728-114・121 [史料 43]・142 など) (注27)。

3.2.2 生産・上納に関する文書

つぎに契約後の動きを整理する。上記の文書がおおむね前年末から翌3月の提出であるのに対して、明治17年の場合、4月以降は薪・木材の伐採や流送といった作業行程に応じたやりとりが目立つ。4月の「木材川込之義ニ付願」(651-043)や「薪散流願」(728-109)などと題された流送の申請書はその一つである。木材の流送にもなって「極印」のための出張を申請する例もある(636-185) (注28)。流送の申請のなかには、当時の村の生産暦との関わりを窺わせるものもある(651-073 [史料 22])。

伐採、造材や製炭、流送などに必要な資材の調達も、請負人の重要な役割の一つである。たとえば流送に必要な資材の申請書(651-047ほか)、炭の製造に要する資材(651-044ほか)や牛の払い下げ(636-179)、「製炭所」で使用する秤などの用具の借用申請(651-070 [史料 20]ほか)などが一定の割合を占めている(このほか後述するように、各種の前借金の申請も多い)。ここでいう「製炭所」とは後述する木炭製造所のこと、近世からあった藩の炭役所が明治期に入っても炭焼き拠点として活用されていたことと関わるようである。

鉾山側へ納品が行われるにつれて、書類上は金銭面のやりとりに比重が移る。まず薪についてみると、17年7月22日付「証」(651-094 [史料 23])は、この年1月に契約した16年春伐薪(前掲 [史料 16])の請負金支払いの一部で、同日付「返納証」(651-095 [史料 24])は、おなじ契約の際に貸与されていた資本金の返納である。この支払いと返納は、このあと数回に分割されて行われている(651-096・097・099・100・128)。木材も同様で、5月末から6月にかけて、木材の請負金支払い(651-065・076・080)、資材の返納(651-078)、資本金の返納(651-081)が済まされている。

一方で炭の請負金の支払いと資本金の返納は、7月末ころから本格化している。やはり17年を例に詳しくみると、8～12月の間には94件ものやりとりを数え、当該期の書類の大多数を占めている。このほか年明けの18年1～3月に持ち越された分が14件ほどある。炭の請負金支払いが断続的に行われているのは、流送によって一斉に作業する薪や木材と異なり、炭は焼かれたものから順次納入されたためであろう(注29)。この間には納入場所の

変更願(651-174 [史料 26]ほか)や、製炭にともなう「粉灰」の上納願(651-248)もある。

このほか、季節を問わず散見するのは各種の前金の拝借願である。15年1月の木材搬出のためのそり手配の前金(636-037 [史料 2]ほか)、薪の運搬に必要な牛の購入代金(728-001)など、申請の幅は多岐にわたっている。ややユニークなものは、船を調達する資金の前借や(636-059・060)、その返済方法の交渉(636-137・138、728-020 [史料 33])、川船の借用にともなう返済金の滞りと運搬請負の歎願(636-070)などがある。これら新造船やその資金の扱いが、石炭の運搬契約と深くかかわっている点も興味深い。

3.2.3 交渉の文書—過剰生産・事故・災害

つぎに臨時に作成される文書にも触れておこう。上納段階で生じるトラブルの最大の要因は、生産量の過剰である。予定量より炭を多く焼きすぎた「過炭」問題(651-228 [史料 27]ほか)をはじめ、木材や薪にも同様の例を生じている。明治15年には小倉沢の木材の「過材」問題が長く争われたほか(636-074 [史料 4]ほか)、類似する案件には事欠かない(728-212 [史料 44]ほか)。23～24年には、逆に薪の伐採量が不足した場合の願書もみられる(728-026・030 [史料 34]・031 [史料 35])。

上納時のトラブルの原因として、事故や災害に由来するものも多い。石炭運搬船の沈没の対応(636-016)、洪水にともなう薪の上納場所の交渉(651-093 [史料 25])、やはり洪水を名目とした納品の遅れ(636-012)などはその例である。洪水による木の流失問題も深刻で、14～15年の「流木」の処置をめぐる交渉はとくに長期化している。自然条件に関わるものとしては、短日を理由とした炭の納入場所の変更も興味をひく。17年9月の申請に始まり(651-159・165・174 [史料 26])、その後も交渉が続いている(651-219・229・243)。

金銭面の交渉も、一定の割合を占めている。納品時に値上げの交渉や(728-229 [史料 45])、人足賃金高騰をうけた上納価格の交渉(636-038・121・133)に臨むケースがある。違約を理由とした請負金不払いの交渉や(636-011 [史料 1])、薪の未納による違約金の支払い交渉(636-031・071・083)の場面などには、金策に苦勞する請負人の姿も透けてみえる。このほかスギの出材にともなう村とのトラブルの防止をはかった誓約書(728-108)も

注目される。ただしこのような村レベルの規約の類例は、『鉦山請負綴』には見出すことができない。

3.2.4 「請負人」の力量

上述のように、『鉦山請負綴』に収録された文書は、請負生産の行程に応じるかたちで、季節的なパターンを示している。年ごとの差も無視できないが^(注30)、薪や木材についていえば、前年末～翌3月ころの契約と伐採の開始、雪解けの時期の流送を経て、おおむね夏～秋の上納へと続くサイクルを想定することができる。これに対応して、文書もまた契約関係のものから、実際の労働に関連する資材の調達や流送の申請、さらに上納にともなう請負金支払いと資本金の返納関係のものへと季節的に変化するのである。ここに事故・災害や過剰生産による臨時の案件が加わることで、文書の質と量はいっそう拡大する。

文書の性格は上納する資材の種類にも左右される。とくに薪は、春に伐採したものを翌春に納品するといったように工程が2年にまたがる場合がある。伐採した薪の棚数、作業工程ごとの人足賃などを記録・集計する上で、綿密な帳簿管理が求められたことは想像にかたくない。一方の炭は、小刻みに納入されることはすでに述べたが、請負金の支払いや返納が複数回にわかれることは、金銭の授受も分割され、請負人の側では複雑な帳簿管理を余儀なくされていたことを意味している。このような文書の作成・管理には、近世以来の村役人としてのリテラシーが駆使されたものと思われる。

さらに「請負人」が動かしている金額の大きさ自体、これに拍車をかけたであろう。個々の契約をみると、多くの場合、請負金の総額は1件あたり千数百円から3000円をこえる規模で、しかも年間に複数の契約をしばしば並行して請け負っている。比較のために荒瀬村の村会史料をみると、若干年代はさがるが、明治36年度の荒瀬村予算の総額は3200円余りであるから^(注31)、いかに請負人たちの経済的力が大きかったかが窺われる。鉦山という巨大な市場をまえにして、村の労働力を組織化し、膨大な文書処理をこなしていく「請負人」たちの力量をここに認めることができる。

4. 『鉦山請負綴』にみる鉦山と村

4.1 木材の上納請負と村

4.1.1 官林におけるスギ林の存在と木材上納請負

近世における阿仁鉦山周辺の山林は、藩営林として銅山掛山に指定され、材木山・焼木山・炭木山の3つに区分されていた。当時の荒瀬村とその枝郷に存在する銅山掛山は焼木山と炭木山で、これらの山林は落葉広葉樹林として管理され、番山繰とよばれる一種の輪伐計画のもと資源の枯渇を避けながら利用されてきた^(注32)。ただ部分的にはあるが、これらの山林でもスギの植林は行われていた。ここで取り上げる3点の『鉦山請負綴』のなかでも、もっとも時期の早い「阿仁鉦山〔 〕諸願扣綴」(湊榮興家文書636)は、こうしたスギを利用した木材上納請負に関する史料が多くを占めている。

同綴に登場する木材の請負は、明治13年10月に始まっている。請負契約時には、請負願やそれに対する許可書、伐採見積書(予算書)などが作成されたはずであるが、「阿仁鉦山〔 〕諸願扣綴」に綴り込まれた文書は14年11月以降に限られるため、契約当初の史料をみることはできない。その請負生産の全体をおぼろげながら把握できるのが15年1月の「流木之義ニ付歎願口上書」(636-040【史料3】)である。

本史料は、勇吉が上納用に伐採・造材した木材の一部を流失してしまい、これを受けて作成された歎願口上書の下書きである。これによれば、分局開庁以来、すなわち8年8月以降、勇吉は薪炭・木材の上納を請け負うことで相続を果たしてきた。13年10月、官林からの分局用材の伐出・造材を糠塚久三郎・畠山雄三・湊勇吉が請け負った。その場所と請負金は、糠塚が字野倉沢で1万7382円余り、畠山が字黒様沢で1万4536円余り、湊勇吉が字小倉沢で5936円余りであった。勇吉は半年前の同年4月には官林字鳥坂沢の伐採・造材と鉦山の灯明に利用する灯竹4万把を請け負い、さらに2か月前の同年2月には1万貫目の製炭も請け負っていたという。

ここで言及されている沢の所在は図2に示すとおりである。その植生はどのようなものだったのであろうか。弘化期(1844～49)の「御掛山図面」^(注33)によれば、小倉沢は「雑木立」の炭木山であったが、絵図のなかにスギと思われる描写が

ある。鳥坂沢も「雑木多分」の炭木山であったが、「杉立甚々疎」との記述がみえ、わずかではあるもののスギが生育していた様子が確認できる。野倉沢は「雑木立」の焼木山であったが、文政7(1824)年3月の時点で、「野倉沢口三ヶ処」に郷中と同村清太郎による「植立杉」があった。おなじく野倉沢の字「治五右衛門畑」にもスギと思われる描写があって、「植立」と書き込まれている。

これらの沢について、明治16年の「秋田県北秋田郡官林帳」(注34)から具体的な林相を確認しよう。表5は、同史料に基づいて荒瀬村の官林とそこに生育する樹木を整理したものである。ちなみに、これらの官林はいずれも近世の銅山掛山に由来し(表1参照)、その林相はブナやナラをはじめとする落葉広葉樹を中心とした。この表5によれば小倉沢は官林で、広大な雑木林のなかにスギ3000本が生育していた。同様に鳥坂沢も官林となっており、大部分を占める雑木林のなかにスギ約1300本が数えられる。野倉沢もやはり官林で、雑木林のなかにスギ1万500本があったことが記されている。なお「等内羽後国北秋田郡官林絵図」(注35)によると、「野倉沢口三ヶ処」のスギの植林地は民林に編入されたと思われるが、字「治五右衛門畑」は官林であった。

このように明治10年代の木材供給の拠点となったのは、19世紀に入ってから造林された、比較的新しいスギ林であったと考えられる。

4.1.2 小倉沢における木材上納請負の実態

先述したとおり、湊勇吉は明治13年10月から小倉沢と鳥坂沢で木材上納請負を並行して進めていたが、以下では小倉沢に焦点を絞り、その実態と問題点を明らかにする。

14年12月12日の「木材賃金御払下願」(636-011【史料1】)によると、勇吉は10月中旬に約2000本の木材を上納し請負金の支払いを願っていたが、分局からは「違約取調中」を理由に支払いを保留するとの回答があった。勇吉は、違約の分は今後の上納請負金から割り引かれてもよいとして支払いを求め、分局側は今回限りとしてこれを聞き届けている。ここで取り上げられている「違約」問題が、翌15年から16年春にかけての最大の懸案となる。それは「過材」、つまり契約量以上の木材伐出のことである。

過材について直接示す史料がある。勇吉が分局に提出した15年8月16日「小倉沢木材予算外出材之義御尋ニ付御答書」(636-073【史料5】)である。それによれば小倉沢の請負契約と実際の出材量とに大きな誤差があったことがわかる。当時の木材上納請負の実態を知る上で極めて重要なので、その内容を以下に示す。

13年10月、勇吉は官林字小倉沢からのスギ1900本(2~4尺回り)の伐採・運搬請負について、その本数を尺回りに応じて机上で見積もり、出材数を上申したところ、請負願が許可された。当該伐

表5 荒瀬村の官林とその林相 (明治16年)

単位：万本

沢名	スギ	ブナ	ナラ	イタヤ	ホオノキ	ヤスノキ	その他	合計
鍔内沢・繫沢・小岱倉 (旧牛滝沢)	1.00	91.02	60.00	25.70	5.37	6.80	31.50	221.39
早瀬沢	18.00	37.90	39.60	—	11.40	14.00	14.70	135.60
打当沢	0.17	54.30	39.70	—	18.00	20.00	11.00	143.17
孫沢	0.01	11.50	13.41	—	8.50	—	—	33.42
志測内沢	—	15.80	25.90	—	—	—	—	41.70
根子沢	0.21	45.70	36.80	—	11.00	6.50	—	100.21
鳥坂沢	0.13	25.30	—	—	26.30	21.30	0.90	73.93
小倉沢	0.30	—	4.50	—	—	4.20	—	9.00
岩ノ目沢	0.00	28.70	12.10	—	8.70	—	—	49.50
戸鳥内沢	—	40.00	—	—	—	27.00	—	67.00
打当内沢	2.30	84.00	16.30	77.00	9.50	39.00	—	228.10
野倉沢	1.05	19.96	23.00	11.50	0.13	2.47	—	58.11
荒瀬川	—	3.25	3.02	1.11	—	—	—	7.38
合計	23.17	457.43	274.33	115.31	98.90	141.27	58.10	1,168.51

出所)「秋田県北秋田郡官林帳」(東北森林管理局蔵、台帳66)より作成。
 注)ヤスノキはサワグルミ、イタヤはイタヤカエデのこと。沢名の表記は出所によった。小数点第3位を四捨五入。上位2種(沢単位)はゴチックで表記。—は該当記載がないことを示す。合計が20万本以下の樹種は便宜的にその他に一括した。その他の内訳は次の通り。鍔内沢・繫沢・小岱倉：ヒノキ0.90、ヒメコマツ5.00、ツキ7.10、カツラ12.10、クリ6.40。早瀬沢：マツ1.00、カツラ5.20、クリ8.50。打当沢：マツ0.30、トチノキ10.7。鳥坂沢：ツキ0.9。

採地としては、植林地9か所が阿仁鉦山分局御掛・菅原新一郎出張の上で引き渡された。同所を管理する山林局からもこの場所を残らず引き受けるよう口達があっただけで、本数・尺回りの調査は実施されないままであった。伐採に着手したところ、翌14年3月に「実施出材取調」を届け出るよう達しがあった。その際につぎのような問題点が明らかになったという。

勇吉によれば、当初は3尺から4尺回りまでの立木1本につき長物1本という見積もりであった。しかし、木の長短により立木1本から長物2本または3本採材できることもあり、また立木が悪木の場合は長物が採材できない場合もある。末木も1本と予定したが2本、3本まで採材できるものもある。予定より大径の木もあったため、昨年(13年)中に上納済みの分を長物で足し引き算出すると、大径材では3割余りの出材増となった。造材本数についても、立木が予定より格別に伸び代があるため、過材が出てしまった。

要するに、官林字小倉沢からの木材請負は、当初の13年10月に見積もりを立てた際には、立木1本あたり長物1本という、極めて粗略な計画であった。実際に伐採・造材すると、2倍、3倍の生産量となり、分局の必要量を超過してしまったのである。

14年12月13日の「証」(636-010)は、小倉沢から伐り出したスギ木材2175本分の請負金受け取りの史料である。長さは6尺から33尺まで、太さも多様な木材が上納されているが、長さ14尺のものが1322本(61%)を占め、そのうち末口回り4~6寸が1148本(87%)であった。同月25日の「証」(636-021)も同様で、スギ木材1595本を上納して杣取り賃と運搬賃合計659円余りを請負金として受け取っている。同じく長さ13・14尺が1016本(64%)を占める。長さ2間(1間は6尺)余りの丸太が中心であり、これが分局の側で最も必要とした寸法だったのであろう。2.2で述べたように、鉦山では内部の坑木と、外部におけるさまざまな建造物の用材として、大量の木材が利用された(ただし、ここで取り上げた木材上納の史料からは、鉦山における用途の区別までは明らかにできない)。

以上の3点の史料からわかるもう一つの重要な点は、対象となった森林が植林地9か所であり、13年の段階で、14尺余り、末口4~6寸回りの丸

太を大量に生産できたことである。40年から50年生のスギと考えれば、天保期(1830~44)には植林されたものと推定できる。前述したとおり、荒瀬村の焼木山・炭木山でも、場所によってはスギがまとめて造林され、明治10年代に伐期を迎えていたのである。

4.1.3 木材の搬出・運材方法と流木

さきに触れた明治15年1月の「流木之義ニ付歎願口上書」(636-040 [史料3])では、木材の「流木」問題について述べられている。これによれば、木材の上納請負をした3名とも14年中に木材の一部を洪水により流木してしまい、勇吉も小倉沢から伐り出した木材の一部を失った。流木分は請負人である勇吉が買い取るようになったが、安価にしても売り捌くことができず、値の安い寸甫や宍料などの価格で売るほかなかった。小倉沢の残木は、秋のうちに冬囲いしておいたので、これからそりで搬出することにしたい。についてはそりの手配のための前金を拝借したい、と申し出ている。その他の鳥坂沢の木材請負、製炭請負、灯竹請負、ともに諸費高騰で損失が出たという。

ここで記された小倉沢のそり出しについて詳しい史料が、15年1月26日の「小倉沢残木杣出ニ付前金拝借願」(636-037 [史料2])である。勇吉が請け負った小倉沢の残木2800本について、いまからそり出しの手配をしたいが、「困窮之手内行届不申」という状態で、山子たちの人足賃支払いも滞っているほどである。については前金1500円を借用したいという。2月15日の「小倉沢木材流木違約之儀ニ付願」(636-051)では、勇吉が流木となった木材の違約金について特別に赦免を願い出て、同日分局から許可されている。

おなじく15年2月の「小倉沢残木上納之義ニ付願」(636-074 [史料4])によれば、小倉沢の残木は銀山専念寺川原に届ける予定で、1月16日に前金の拝借を願ったが、なかなか沙汰がなかった。この冬は稀な少雪で、おりから雨も降り、そり出しが手遅れになっては今年中の流送ができなくなるので、前金の拝借を待たずに2月6日からそり出しに取り掛かった(前金の拝借願は取り下げることになった)。そり出しの分は13年10月に定められた請負金から1割5分引きで昨年同様に大川前の字菅生橋下野での上納を命じられたという(注36)。

さらにこの年の夏にも流木が発生している。15

年7月25日の洪水による小倉沢・鳥坂沢の流木問題である(636-065・067・079)。勇吉によれば、小倉沢の流木本数は約50本で、川まで搬出した木材は、水難にあわない場所に堤をつくってそのなかに置いていたが、洪水が入り込み、堤のなかにたまり、一気に破堤して流された様子である(636-079)。その後、分局の担当者による流木調査があり、下流村々が拾い集めた流木は勇吉が買い取り、売却の許可を願っている。差し押さえた流木はすぐに処分しないと盗難の監視が行き届かないためだという。

翌16年7月5日「流木御払下候義ニ付願」(636-164)によれば、14年4月から7月までの流送中に流木となった分が、15年2月に勇吉らに払い下げられている。このときは雪中であったため請負側が本数などを調査し、実際の引き渡しは4月8～14日に実施された。このとき分局からは木材掛が出張して極印を打っている。この木材については、同月16日に能代町宮腰藤四郎と売却の定約を交わし、26～29日に藤四郎と勇吉らの山頭たちが出張して合計521本を売却した。

以上の史料により、木材の伐採から上納までの過程を描いておこう。まず伐採・造材地から阿仁川までの搬出は、冬場にそりを使って実施された。これを川岸に囲い置き、河川を用いた流送(管流し)で分局の必要とする川港に届け、上納した。この川岸への貯木や流送中に洪水が起こると流木となり、下流の村々に拾われた。その判明分は分局が調査して、請負人が分局から買い取った。これを能代の材木商人に販売したケースもあるが(636-164)、売却できたのはむしろ幸運で、[史料3]にもあるとおり、阿仁川沿いで木材を販売することはかなり困難であった。木材市場がまだまだ狭隘だったのである。

4.1.4 「過材」をめぐる交渉過程

さきに[史料4]により、小倉沢の「過材」、すなわち請負契約と実際の出材量との誤差の問題に触れた。この前後の経緯をさらに詳しく知らせてくれるのが、明治15年5月12日の「杣取御受負手続書」(636-054)である。これによれば、勇吉は13年9月に官林字小倉沢で杉1900本の伐出を請け負い、定約書を差し出した。問題となっている小倉沢の上納請負にも、契約時に定約書が交わされていたことがわかる。このうち14年3月に小

倉沢で実際に伐採した木などを書き上げたところ、小倉沢の見積もり外の出材について、同年9月に分局から掛員2名が出張して検査が行われた。同年12月には、分局の指示に応じ、両沢から出材のための前貸金の見込みを書き上げた。

翌15年1月に勇吉は「小倉沢残木杣出ニ付前金拝借願」(636-037 [史料2])を差し出した。先述のとおり、そり出しのための資金の前借を願ったものであるが、「杣取御受負手続書」(636-054)によれば、2月まで何の指示もなかった。そこでそり出しに取り掛かったところ、2月7日に願書は不採用となって返却されてきた。分局側では、木材は多分にあるため上納は不要だからという。値引きした上納願ならば取り次ぐというので、2月に1割5分引きで大川前土場出しを願い出たが、いまだに指示がない。これまで伐出経費が負債となり経営困難のため、2月から数度伺いを立ててきたところである。

以上が勇吉による経緯の説明であるが、15年初頭からの分局の対応をみるかぎり、14年中に分局は過材を認識しつつあり、勇吉の木材上納への前金を割り引きさせている。それでも上納の許可は出されない。勇吉は人足賃などの経費を支払ったとみえて、資金繰りに困難をきたしている。

15年2月の「小倉沢残木上納之義ニ付願」(636-074 [史料4])によると、分局は同年8月22日になって、出願のあった木材は定約外の過材であるため買い上げられないと回答する。その直前の15年8月16日「小倉沢木材予算外出材之義御尋ニ付御答書」(636-073 [史料5])のなかで、過材発生の原因として当初の見積もりの甘さが説明されていることは、すでに述べたとおりである。

この問題を根本的に解決すべく、勇吉は同15年8月25日に、長文の願書(636-101 [史料6])を提出し、以下のように主張を繰り返した。

①小倉沢の残木上納について、定約外の過材のため買い上げられないといわれ当惑している。定約書には木の長短により実際の上納量には増減があると記載されており、定約外には当たらないはずである。実際に14年3月の伐出では、造材した木材と今後の造材分ともに、過材の分まで上納が認められている。

②14年12月、小倉沢と鳥坂沢の請負金の見積もりの際に、この伐出で作製された杉皮3000間

の分を含めて提出したが、分局では無用だとして、14年10月に私に払い下げられた。確かにこれは約定外ではあるが、もの自体は官物であって上納できないはずはない。

③当初の見積もりでは、立木1本より長物1本と予測したが、立木の長短で採材の量は変わる。あくまで引き渡しを受けた山林を伐採したまでである。不審があるなら伐跡地を検査していただければよい。

勇吉はこのように主張した上で、伐採・運搬費用の立て替えのために借財して困窮していること、再度調査して上納を認めてほしいことを訴えている。分局はこの要求を容れ、11月9日に、この願書の件は「全ク当局用木中之過材」であり、元値より2割減じ、山元において買い上げを聞き届けると一応の結論を示したのである。

ところがこの問題はすぐには解決しなかった。直後の15年12月20日「木材上納賃金御下渡之義ニ付再願」(636-124)では、ふたたび勇吉がつぎのように願い出ている。さきに小倉沢から上納した木材23万余才のうち、16万余才分の請負金を受け取った。残りは受取証書に従い、本月9日に支払いを出願したが、木材掛より過材を理由に断られた。繰り返し下げ渡しを願ったが、やはり聞き届けられず当惑している。この木材は11月9日に上納が聞き届けられた分で、同18～24日に木材掛が出張して木材1本毎に分局受の極印を打ち、受け渡しを済んでいる。いまさら請負金が払われなくては困難至極であると結んでいる。いまだ最終決着には至らなかったのである。

4.1.5 「過材」問題の解決と契約の改善

明治16年1月17日、分局は過材に関する見解を示す(636-125 [史料7])。その趣旨はつぎのとおりである。

この定約では、当初、官林字小倉沢からの29万余才の造材を請け負わせた。これに対して8万余才の過材があったが、定約書第3条によりこれを認めた。その他に16万余才の過材があり、再三にわたり上納願いがあった。そこで実際に伐根を調査した結果、造材高は54万余才にのぼることがわかった。こうした過材を生じたのは、最初に作成された予算調書が不正確であったためである。過材を承知しながら、許可を得ず造材したのは不都合であるが、特別に過材16万余才の上納を許

すことにした。ところが現場で受け渡しをしてみると、さらに7万余才の過材があった。もうこれ以上、上納を許可することはできない。

以上が分局による通告である。才数で計算すると、見積もりの29万余才に対し54万余才の生産となり、じつに2倍近い値である。勇吉側の再三再四の出願に応じ、過分の上納を認めてきた分局ではあるが、あまりの過材の多さにきりをつけようとしたかたちである。

これに対する勇吉の反論が16年1月31日の「小倉沢木材賃金御下之義ニ付願」(636-160 [史料8])である。すでに紹介した主張の繰り返しも多いが、争点である16万余才の過材に関する勇吉の考えが打ち出されている。それによると、現地調査の際に16万余才以外が上納できないと指示された事実はない。これらには1本ごとに分局の極印があるし、現場ではすべてまとめて受け渡しをするしかない。さきの16万余才の請負金下げ渡しの節にも、これ以外の才数を上納できないとはいわれていないという。長期に請負金支払いがなくて困窮しているので、実地調査の上で、請負金を早急に支払ってほしいと結ぶ点は、これまでの上納申請と同じである。

この3か月後の16年4月30日に、「小倉沢木材上納願」と題した願書が出されている(636-151 [史料9])。これによると、いったん上納は許可できないとされた7万余才、この史料では8万才について、勇吉側は半額での上納を願い、5月1日に分局は特別にこれを認める判断を下したのである。

以上の過材問題の原因は、当初の見積もりがあまりに甘く、2倍もの木材が生産されてしまった点にある。はじめ分局は過材分の受け取りを拒否していたが、請負人湊勇吉の交渉の努力によってかなりの支払いが実現する結果となった。十分ではないものの、山元で働く村人の人足賃を確保することに成功したといえるであろう。

この経過から読み取れることは、植林地からの大規模なスギの伐採・造材に、分局もそして請負人勇吉も不慣れであったことである。なおここまで触れてこなかった鳥坂沢の請負では、小倉沢以上に流木が深刻であったが、過材についてもほぼ同様の問題を抱えている。荒瀬村では、おそらくこの時期になって、はじめて大規模な木材の上納請負を経験したのであろう。

以上の過材問題を教訓として、16年10月の木材請負契約では、詳細な定約書(651-042 [史料12])が作成された。これは『鉾山請負綴』3点のなかで唯一残された木材の定約書で、官林字野倉沢において杉丸太9528本を請負金1024円余りで伐採、造材し、分局構内まで届ける上納請負にともなうものである。7尺丸太が38%、その倍の長さの14尺丸太が26%で、計64%を占める。

この定約書は20条からなり、請負人と分局との行き違がないように作成された。その条項をみると、たとえば木材の造材は掛員が出張して引き渡されてから開始すること(第2条)、そり出しして川土場に長短区別して揃え、掛員による明細な木数調査を経てすべての木材に極印を受けること(第3条)、流送は掛員の命令で開始すること(第4条)、といった木材上納の厳密化が図られており、なしくずし的な過材の発生に歯止めを掛けようとする意向が明確になっている。

ほかにもこの定約書では、13年秋から16年春にかけて、上納請負人と分局との間にあった齟齬を生じないように、さまざまな事態を想定した条項が盛り込まれている(注37)。分局側、請負人側ともに、木材の調達・供給という分野で経験を蓄積していく過程を窺うことができる。

この野倉沢からの木材上納請負に関する史料は

17年6月まで残されているが、比較的順調に生産が進んだようで、大きな問題が起きた形跡はない。とはいえこの16年10月の契約を最後として、木材上納請負に関する史料は湊家文書にはみられなくなる。官営から古河市兵衛へと経営主体が変化する中で、重要でありつづけたはずの鉾山用材の確保方法がいかなる変遷を遂げたのかは今後の課題である。

4.2 炭の上納請負と村

4.2.1 炭の上納請負と湊家

契約書などから炭の上納請負を一覧すると、表6のようになる。『鉾山請負綴』からわかる範囲ではあるが、湊家はとくに明治17年ころ、積極的に炭の上納請負に関わっていたことが指摘できる。上納期間は夏から冬にかけての6か月前後を基本とし、荒瀬村の官林からの製炭が多かった。

詳細が確認できるもっとも早い請負は、13年1月のものである(炭A)。これは請負金218円で炭1万貫目を焼き出し、阿仁鉾山分局へ上納する契約であった。この製炭場所は、荒瀬村の共有山林字佐山沢と推定される(注38)。翌2月、勇吉は土地を抵当に入れ、分局から前金109円を借用している(636-008・025)。

この契約では、13年2月から炭を順次上納し、6

表6 炭の上納請負一覧

記号	契約年月	上納期間	製炭場所	請負高	請負金	請負人	保証人	綴	No.
炭A	明治13年1月	明治13年2月～6月	荒瀬村共有山林字佐山沢(推定)	1万貫目	218円	湊勇吉 湊金治	—	636	008
炭B	明治16年7月	明治16年8月～12月	字森合沢	6000貫目	204円	湊勇吉	湊金治	636	165
炭C	明治17年2月	明治17年6月～12月	荒瀬村官林字孫沢	5万貫目	1600円	湊勇吉 山田理左衛門	斎藤要治	651	014
炭D	明治17年3月	明治17年7月～12月	荒瀬村官林字根子又沢	5万貫目	1600円	湊勇吉	湊金治	651	031
炭E	明治17年3月	明治17年7月～12月	荒瀬村官林字松倉沢	10万貫目	3710円	武田吉松 佐藤長治 鈴木弥右衛門	湊勇吉	651	033
炭F	明治17年3月	明治17年7月～12月	荒瀬村官林字志測内沢	5万貫目	1695円	武田吉松 佐藤長治 鈴木弥右衛門	湊勇吉	651	034
炭G	明治17年3月	明治17年7月～12月	荒瀬村官林字杉ノ又沢・岩ノ目沢	3万貫目	954円	中島菊蔵 武田吉松	湊市五郎	651	035
炭H	明治18年3月	～明治18年4月	荒瀬村官林字松倉沢	約1万5000貫目(炭E過炭)	390円	鈴木弥右衛門(代印湊勇吉) 佐藤長治(代印湊伝治) 武田吉松(代印湊伝治)	湊貞吉	651	253

出所『鉾山請負綴』(湊榮興家文書636・651)より作成。

注) —は該当記載がないことを示す。

月までに皆納することになっていた。しかし、実際には同月までに半分以下の炭しか上納できず、14年12月になってようやく皆納となった(636-008)。なお12月26日には、勇吉が分局あての抵当地券の返却願いを作成している(636-025)。この「抵当御下付願」によると、勇吉は13年11月の時点でひとまず前金を皆済していた。ところが分局は、前金の返納後も、炭の滞納を理由に抵当地券を手元に留めておいた。これに対し、勇吉は上納炭の皆納を根拠にして、地券の返却を訴えようとしたのである。この願書が実際に提出されたかは明らかでないが、いずれにしても、このように請負契約に反して、1年以上、上納が滞る場合もあった。

4.2.2 請負の成立と定約書

明治16年7月、勇吉は請負金204円で字森合沢から炭6000貫目を焼き出し、8月から12月にかけて上納する契約を分局と結んでいる(炭B)。これに先立ち、6月には契約の締結を希望する「炭売上願」が提出された(636-162 [史料10])。この森合沢の場所は明記されていないが、大又川を挟んで荒瀬村の対岸に位置する露熊村に「森合」あるいは「モリ合」と表記される沢があるので^(注39)、同所のことと推測される。なお、「森合」「モリ合」は官林字露熊沢の支流にあたるものの、官林ではなく同村の共有山林であった^(注40)。

この請負契約にあたって、7月19日に定約書が交わされている(636-165 [史料11])。主要な内容をあげると、8月までに500貫目、9月までに1500貫目、10月までに3000貫目、11月までに4500貫目、12月までに6000貫目を上納する(第3条)、粉灰や水濡れがあった場合には、分局の基準に基づき、その分を上納量から引き去る(第5条)、資本金は相応の土地を抵当に入れて81円余りを借用し、請負金下げ渡しの都度、一定の割合で返納する(第6条)、請負量に対し、5%の上納量の増減は許容する(第7条)、保証金は10円余りを納入し、請負完了後に請負人に下げ戻す(第8条)、炭請負金は1か月を半分に区分して決算し、請負人に支払う(第9条)、炭の焼き出し・上納量は1か月ごとに合計して報告する(第10条)、上納期限を超過した場合には、経過日数に応じて一定割合の違約金が生じるが、天災などを理由とする場合にはこの限りではない(第11条)、請負人に不都合があれば、保証人がすべて弁償する(第15条)となっている。

もちろん、請負高や資本金、保証金などの値は契約によって変化するが、これが炭の上納請負に関する定約書の基本形であった。

ちなみに、この請負契約に関しては、請負金の受領証と資本金の返納証が残っている。たとえば16年9月25日付の受領証によると、炭1541貫目余りの請負金として、52円余りが支払われている(636-170)。また、同日付の返納証によると、上記請負金のうち20円余りが資本金の返納にあてられている(636-169)。このように、紙面の上では52円余りの支払いと20円余りの返納が別々に行われているが、実際には差し引き30円余りが勇吉に支払われたものと考えられる。

4.2.3 人足の編成

明治17年2月から3月にかけては、官林からの炭の上納請負が盛んであった。炭C・炭Dは勇吉自らが請け負ったもので、炭E・炭Fは勇吉が保証人として名を連ねている。このうち炭Cについては、人足の編成に関する史料が比較的まとまって残っているので、ここで検討を加えておく。

まず契約直後の3月には、炭C・炭D・炭Eの請負炭合計20万貫目を運送するため、牛士18名の調達が模索されている(651-019 [史料17])。この史料は阿仁鉱山局あての願書で、実際には提出されなかった下書とみられる。これによると、荒瀬村周辺の牛士は牛の購入代金を鉱山局から拝借しており、彼らは手元の牛をその抵当に入れていた。このため、彼らは鉱山局の許可なく牛士として働き、抵当に入っている牛を用いて運賃を稼ぐことはできなかった。そこで勇吉と佐藤長治は炭C・炭D・炭Eの請負人を代表し、荒瀬村と銀山町・草堂銅山・小沢銅山の牛士のなかから18名を雇うべく願書を作成したのである。ところで、荒瀬村周辺では牛士1名が牛6頭を操るのが一般的で、牛1頭で1日に炭25貫目、牛士1名で1日に炭150貫目を運送できたという(728-168)。

炭Cにおける炭5万貫目の運送は、最終的に中沢長助をはじめとする北秋田郡二井田村の23名が請け負うことになった。これを伝えるのが、「明治十七年一月字孫沢木炭焼き子諸証書類入」(湊榮興家文書650、以下「証書類入」)所収の史料である。この「証書類入」は、炭Cに関する史料を袋に収めて一括したものである。炭Cは湊家が請け負った炭上納のなかでも比較的規模が大きく、それゆ

えこのようなかたちで関連書類が残されたのであろう。同史料によると、17年4月、中沢らは「受負」にあたり、勇吉と山田理左衛門に対して定約書を提出している。主要な内容をあげると、孫沢から鉱山局までの運賃（請負金）は10貫目につき10銭とする（第1条）、資本金は1名につき5円ずつ借用し、運賃のなかから返納する（第2条）、運送は6月に着手し、11月までに完了する（第3条）、運賃は1か月ごとに決算し、支払いを受ける（第4条）、飯米は1石につき5円で払い下げを受ける（第5条）、味噌は1貫目につき15銭で払い下げを受ける（第6条）となっている。おそらく勇吉らは、荒瀬村周辺で牛士を調達できず、二井田村まで範囲を広げて牛士を確保したのであろう。

同じく「証書類入」所収の史料によると、炭Cの製炭には、南秋田郡馬場目村の31名と、同郡中津又村の6名が焼子（釜子のこと）として雇われている。この37名のうち馬場目村の石川専右衛門と佐藤権治郎は釜子小頭ともよばれ、前金の借用証などに焼子を代表して署名している。詳細は不明であるが、釜子小頭の2名は焼子を統率する立場にあったといえよう。この石川らは、17年5月、勇吉と山田に定約書を提出している。主要な内容をあげると、焼賃は炭10貫目につき10銭と定め、粉灰や水濡れを除いて計算する（第1条）、炭窯から「山役処」までの背負肩賃は10貫目につき1銭と定める（第2条）、6万7500貫目の炭を6月から10月までに焼く（第3条）、焼賃・背負肩賃は旧暦7月10日と製炭完了時の2度に分けて支払いを受ける（第4条）、前金は1000貫目につき3円50銭を借用する（第5条）、前金は請負金支払いの都度、そのなかから返納する（第6条）、飯米は1石につき5円20銭、味噌は1貫目につき15銭で払い下げを受ける（第8条）となっている。この史料で「山役処」とあるのは、後述の木炭製造所のことであろう。焼子たちは釜子小頭の指示を受けながら、山中に築いた炭窯で炭を焼き、これを木炭製造所へと納入した。ここから鉱山局までの運送は、牛士たちの仕事となる。製炭量が6万7500貫目と多く設定されていたのは、運送中の目減りなどを考慮してのことであろう。なお、「証書類入」所収の史料によれば、焼子として雇われたのは、さきの37名だけではなく、のちに中津又村の2名と、南秋田郡仁別村の2名が加わっている。また例外

的ではあろうが、岩手県九戸郡大野村の荒引儀兵衛が、銀山町の加藤助松を引請証人にして雇われていることもわかる。

ちなみに湊家には、炭Cに比べると断片的ではあるが、炭F・炭Gの人足の編成について窺うことができる史料も残されている（「明治十七年一月官林字志淵内沢木炭焼子及諸証書類入」、湊榮興家文書652）。まず製炭では、17年6月、幸屋渡村の松橋亀五郎と松橋松蔵の2名が、炭Fの請負人である佐藤長治に炭3000貫目を焼き出す契約で雇われている。また運送については、17年7月、北秋田郡小又村の森川七五郎ほか6名と同郡桂瀬村の金沢永吉、同郡前田村の柴田吉五郎合計9名が、炭F・炭Gで生産予定の炭合計8万貫目のうち4万7500貫目分の運送を請け負っていることが知られる。「受負」にあたって交わされた定約書によると、これらの炭は「舟」を用いて鉱山局まで運送することになっていた。

このように、阿仁鉱山向けの炭の上納請負では多数の焼子や牛士などが必要であった。これらの人足は、荒瀬村の本郷・枝郷を超える広い範囲で編成されていたのである。

4.2.4 問題の発生とその対応

炭Eは、武田吉松・佐藤長治・鈴木弥右衛門の3名が、請負金3710円で官林字松倉沢から炭10万貫目を焼き出し、阿仁鉱山局へ上納する契約である。勇吉自身は保証人として間接的に関わっていたが、この契約は10万貫目と規模が大きく、請負生産の過程でもさまざまな問題が生じたため、比較的多くの史料が残っている。

まず明治17年9月には、「短日」を理由に炭運送の効率化が図られている（651-159・160・174【史料26】）。これらの史料によると、焼き出した炭は銀山町の鉱山局炭庫に納入する契約であったが、日照時間が短くなったため、銀山町まで運送するのは困難になった。そこで武田らは、請負炭のうち1万貫目を、鉱山局炭庫ではなく小沢採鉱所へ納入させてほしいと訴えた。ちなみに、松倉沢の「松倉炭役所」（後述の松倉沢木炭製造所）から鉱山局炭庫までは4里30町、小沢採鉱所までは4里7町で、その差は23町であった。このような武田らの出願は、10月9日付で許可されている。なお18年1月になると、今度は鉱山局の倉庫掛が、残りの炭についても小沢採鉱所へ上納してもらおう方が都合

がよいと武田らに連絡している (651-229)。これにより、合計2万貫目余りの炭が小沢採鉱所へ納入されることになった (651-242) ^(注41)。

18年1月には炭の過剰生産、いわゆる「過炭」問題が生じている (651-228 [史料27])。この史料によると、炭Eの請負では、結果的に炭1万5000貫目ほどが過剰に生産された。定約書では、請負量に対し、5%の上納量の増減は許容されていたが、1万5000貫目は請負量10万貫目の15%に相当し、明らかな「過炭」であった。そこで武田らは、この「過炭」1万5000貫目を、炭Eの価格の1割5分引でよいので、別途買い上げてほしいと出願した。この「過炭」買い上げ願いは、報告・出願の遅延もあいまって、一度は鉱山局から拒絶されるものの、粘り強い交渉によって、翌2月、価格を炭Eの2割引とすることで許可された (651-236)。これにより、3月に結ばれた契約が炭Hである。なお先述の [史料27] によると、前年の10月、「過炭」が生じた場合には「取調書」で報告するよう鉱山局から「御達」があったという。ここからは、炭の上納請負において、「過炭」が慢性的な問題となりつつあったことが窺える。

ちなみに、この「過炭」1万5000貫目は、そりを用いて運送された (651-255 [史料29])。秋田県の内陸部は積雪が極めて多いため、時機を逃すと牛による炭の運送はしだいに困難を増す。そこで採用された方法がそりの活用であった。ところが、4月8日の洪水で「雪車道」と橋14か所が大きく損傷すると、炭の運送はおろか往来にも支障が出るようになった。こうした事態を受け、武田らは融雪を待ってから牛による運送を再開し、6月までに残りの炭を上納したいと出願して、鉱山局から許可を得ている (651-255 [史料29])。

4.2.5 炭の上納請負と木炭製造所

こうした請負生産の過程で、重要な拠点となったのが木炭製造所である。この木炭製造所は、呼称から想像されるような工場的施設ではなく、雇入れた焼子から炭を集荷し、目方などを検査するための建物であった。

この点を窺うことができるのが、明治17年5月20日付の「秤拝借願」(651-070 [史料20])である。これによると、炭Eを請け負った鈴木らは、製炭開始に先立って阿仁鉱山局から「四拾五貫目秤」2挺を借用し、松倉沢木炭製造所において釜子(焼子)

から炭を受け取る際に利用したいと願っている。この出願は、1か月1円40銭の借賃上納と、毀損した場合の弁償を条件に許可された。

また17年9月24日には、炭Dを請け負っていた勇吉が、鉱山局に対して「六貫目秤」1挺の払い下げを出願している。その理由は、根子又沢木炭製造所で釜子(焼子)から炭を受け取る際に利用したいというものであった。これを受けた鉱山局は、その秤を1円19銭余りで勇吉に売却している (651-167)。

なお秤の払い下げという点では、17年5月付の「松倉炭役処諸器械御預之分御払下願」(651-071 [史料21])と「松倉沢木炭御直製諸器械御預分取調書」(651-072)も示唆に富む。同史料によると、鈴木らは炭E・炭Fの請負にあたって「松倉炭役所」(松倉沢木炭製造所)の秤・桶・樽・升・鍬・鍋などの「諸器械」払い下げを出願し、許可を得ている ^(注42)。借用ではなく、払い下げという方法がとられた事実は、炭の上納請負が特定の「親方」と鉱山局の密接な結び付きの上に成立していたことを強く窺わせる。

このように木炭製造所は、近世の炭役所を引き継ぐかたちで存在し、明治期における炭の上納請負の重要な拠点となっていたのである。

4.3 薪の上納請負と村

4.3.1 薪の上納請負と湊家

炭の場合と同様、契約書などから薪の上納請負を一覧すると表7のようになる。同表によると、湊家は明治20年代に積極的に薪の上納を請け負っており、20年ころを境にして、同家による上納請負の中心が、炭から薪へとシフトしていった様子が窺える。この背景としては、石炭とコークスの利用が始まって炭の使用量が減少傾向にあったこと、炭の調達先が荒瀬村から離れた地域に移行しつつあったことが考えられる。

伐採場所はやはり荒瀬村の官林が多かったが、共有山林や御山領の名もみえる ^(注43)。請負期間には、伐採から流送までに1年ほどの余裕がある場合(薪B・薪E)と、伐採後まもなく流送に着手する場合(薪C・薪D・薪F・薪G)の2つのパターンがあった。この規則性は定かでないが、前者は上納までに時間がかかるものの、薪を十分に乾燥させることで流送中の「沈木」を抑制することが

表7 薪の上納請負一覧

記号	契約年月	期間	伐採場所	請負高	請負金	請負人	保証人	綴	No.
薪A	明治12年8月	—	—	70棚	258円	湊金治	—	636	035
薪B	明治17年1月	①明治17年5月～8月 ：川下し～上納 ②明治17年春 ：伐採 →18年5月～8月 ：川下し～上納	荒瀬村官林字真角沢 荒瀬村官林字繋沢 荒瀬村官林字魚の子沢 荒瀬村官林字袖の子沢 荒瀬村官林字早瀬沢	①1053棚 (山元1755棚) ②800棚 (山元1333棚)	①1601円 ②2574円	鈴木弥右衛門 湊勇吉	湊金治	651	008
薪C	明治23年3月	明治23年3～5月 ：伐採 →23年8～9月 ：川下し～上納 (第1次) →23年10～11月 ：川下し～上納 (第2次)	荒瀬村官林字岩井ノ又沢	450棚 (山元750棚)	1350円	湊勇吉	高橋慶助 武田吉松	728	012
薪D	明治24年1月	明治24年1～5月 ：伐採 →24年7～8月 ：川下し～上納 (第1次) →24年9～11月 ：川下し～上納 (第2次)	荒瀬村官林字檜山沢	324棚	972円	湊勇吉	湊市五郎 湊金治	728	048
薪E	明治24年5月	明治24年5～8月 ：伐採 →25年早春 ：そり出し →25年5月～8月 ：川下し～上納	荒瀬村官林字檜山沢	250棚 (薪D追加)	750円	湊勇吉	—	728	058
薪F	明治27年2月	～明治27年10月 ：伐採～上納	荒瀬村共有山林字佐山沢	100棚	550円	湊勇吉	—	728	121
薪G	明治28年9月	明治28年11月～29年2月 ：伐採～上納	御山領字葉研沢 御山領字葉蔵沢 御山領字大沢	①三尺薪50棚 ②小薪150棚	①175円 ②412円	湊勇吉	—	728	155
薪H	明治29年9月	～明治30年2月 ：伐採～上納	御山領字大沢	①二尺薪100棚 ②小薪100棚	①400円 ②290円	湊勇吉	—	728	206

出所)『鉾山請負綴』(湊榮興家文書636・651・728)より作成。

注)川込めは川下しに含めた。請負高は1棚未満の端数を、請負金は1円未満の端数を切り捨てた。薪Fでは請負という語は使用されていないが、便宜的に本表に組み込んだ。一は該当記載がないことを示す。

できる。一方後者は「沈木」の危険はあるものの、阿仁鉾山に素早く薪を供給することができる。このような長所・短所を考慮しつつ、請負人と協議の上、臨機応変に請負期間が決定されたものと推測される。

ところで、12年8月には、湊金治が請負金258円余りで薪70棚を上納する契約を阿仁鉾山分局と結んでいる(薪A)。しかし、分局からの「官牛」借用に手間取り、薪の運送が停滞した結果、金治は山中に積み上げておいた薪12棚分を雪崩で流失させてしまった。その後金治は、分局から上納の督促を受けるものの即座には対応できず、薪の代わりに違約金など32円余りを納入することになったが、これも金銭不融通のために叶わなかった(636-035・071・083)。最終的に、金治が納入すべき違約金など32円余りを肩代わりしたのは、「親方」である湊家であった(636-145・146)。このように薪の上納請負は自然災害などによるリスクも高く、一定程度の経済的力がなければ動まらなかった。

4.3.2 請負の成立と定約書

明治17年1月、勇吉は鈴木弥右衛門とともに、請負金4175円余りで薪1853棚を上納する契約を阿仁鉾山局と結んでいる(薪B)。その内容は、①16年春に官林字真角沢ほか4か所で伐採済みの薪1755棚余りを17年5月から流送し、8月までに薪1053棚を上納する、②17年春に官林字真角沢ほか4か所から薪1333棚を伐採し、これを翌18年5月から流送して、8月までに薪800棚を上納する、というものであった。これに先立ち、16年12月には勇吉と鈴木が鉾山局に興味深い願書を提出している(636-186 [史料13])。この「薪受負願」によると、従来荒瀬村官林からの薪生産はすべて阿仁鉾山分局・阿仁鉾山局の直営であったが、今後は請負に出される場合もあるという。そこで勇吉らは、他村の者に契約されては「遺憾」であるとして①②の請負を出願し、許可を得た。自村の官林を銅山掛山として保護してきた歴史的経緯と、荒瀬村およびその枝郷の「親方」であるという自負心が、彼らに薪の上納請負を出願させる背景になったと

思われる。この願書からは、新たな稼ぎの機会をとらえて、積極的に経済活動を行う「親方」たちの姿が窺える。

この請負契約にあたって、17年1月には定約書が交わされている(651-008 [史料16])。主要内容をあげると、薪の川込めや伐採が完了した際には検査を受ける(第6条)、請負量に対し、9%の上納量の増減は許容する(第7条)、荒瀬留は流送の前に修繕を済ませておく、もし洪水などで修繕できない場合は小沢(流量の少ない狭い川)の拘留で薪を差し止めておく、銀山町の下浜仮留も流送に支障がないよう普請する(第8条)、山元での川込めと、荒瀬留から下浜仮留までの流送に着手する場合は事前に鉱山局に上申する(第9条)、第9条の上申を怠り、その結果損失が生じた場合には請負人が弁償する(第10条)、荒瀬留に薪が到着したあと、洪水などの危険があれば一時的に薪を荒瀬浜へ水揚げする、この経費は鉱山局の方で負担する(第11条)、資本金は相応の土地を抵当に入れて3308円余りを借用し、請負金支払いの際そのなかから返納する(第13条)、保証金は208円余りを納入し、請負完了後に請負人に下げ戻す(第15条)、上納期限を超過した場合には一定割合の違約金が生じるが、天災などを理由とする場合はこの限りではない(第16条)、請負人に不都合があれば、保証人がすべて弁償する(第18条)となっている。薪の流送に関する条文が比較的多いのは、それが渇水による流送不能や洪水による流失などの大きなリスクをとまうからであり、損失の分担を明記することで、請負人にリスク管理の徹底を促すためと考えられる。

なお薪Bの契約にあたって、17年1月には、官林字真角沢ほか4か所で伐採済みの薪1755棚余りの引渡証(651-003 [史料14])と、薪1333棚の伐採予定地の引渡証(651-004 [史料15])が鉱山局から発行されている。これに対し、勇吉と鈴木からは「受取証」が提出された(651-001・002)。

4.3.3 請負生産の実態

薪Bの契約では、①の薪1755棚余りの流送は、明治17年5月から着手することになっていた。しかし勇吉らは、4月19日付で「早瀬沢薪小沢出シ之義ニ付上申」を阿仁鉱山局に提出し、流送開始日の前倒しを提案している(651-046 [史料18])。この史料によると、早瀬沢は水量がとくに少なく、

沢に流れ込む融雪水を利用しなければ、流送に必要な水量を確保できなかった。また同沢周辺は雪解けが比較的早いため、この時期を逃すと薪の流送は不可能になるという。そこで勇吉らは、すでに拘留の普請は完了しているので、早速小沢出し(小沢下しのこと)に着手したいと出願し、24日に実地見分の上で指示を出す旨の回答を得ている。この事例は、鉱山局が現場の判断を尊重し、流送の開始時期を検討したのとして重要である。

現場の判断という点では、5月5日付で比立内村の松橋文蔵・佐藤重蔵が勇吉らに出した「御伺書」も見逃せない(651-052 [史料19])。この史料は、真角沢と袖の子沢で薪の小沢出しに着手するよう訴えるもので、松橋と佐藤は同沢の小沢出しを取り仕切る立場にあった者と推測される。これを受けた勇吉らは、鉱山局から流送開始の許可をもらい、その旨を松橋らへ通達している。5月13日には魚の子沢、20日には繋沢についても小沢出しが許可されているが(651-056・061)、これらも真角沢・袖の子沢の場合と同様の手続きを踏んだものと考えられる。

その後、5月31日には、勇吉らが提出した「薪川下之義ニ付伺」に基づき、大川下しに順次移行することが決定された(651-073 [史料22])。同史料によると、真角沢ほか4か所からの大川下しはこの時期に行うのが「最上」で、これを逃すと水量が減少し、さらに田植えも始まって人足を確保することが困難になるという^(注44)。

以上のように、薪の流送を円滑に進めるためには、請負人が水量や融雪などの具合を熟知していること、あるいはそれを熟知した人材を確保していることが重要であった。また薪の流送には多数の人足が必要であり、請負人は農作業をはじめとする村の生産活動のリズムについても把握していなければならなかった。このような意味で、「親方」として地域資源管理の中心にあった旧村役人たちの経験は、請負生産において有利に働いたと考えられる。

こうして真角沢ほか4か所から流送されてきた薪は、6月初旬に荒瀬留に到着し、それからさらに銀山町の下浜仮留まで順次流送されたあと、水揚げ・積み立てを経て鉱山局へと上納された。こうした作業が進むなか、7月13日には、洪水によって下浜仮留が大破している。これを受けた勇吉ら

は、仮留の修復が完了するまで人足を手元に留めおくことは困難であるとの理由から、16日には荒瀬留に残っている薪100棚余りを、そのまま荒瀬浜に水揚げさせてほしいと出願し、許可を得ている(651-093 [史料25])。荒瀬留でいったん薪を差し止める理由としては、(ア)下浜仮留に薪が滞留するのを防ぎ、水揚げ作業を効率化するため、(イ)洪水のおそれがある場合、2か所で迅速に薪の水揚げを進めることで流失を防ぐため、といったことが考えられる(注45)。

一方、②の薪1333棚の伐採は、17年4月ころに着手された。『鉦山請負綴』の前後関係から4月ころに作成されたと思われる「伐採雇方証」には、佐藤弥吉ほか33名の山子によって薪301棚を伐採する計画が記されている(651-039)。この「伐採雇方証」に「受負人」として署名している湊忠左衛門は、山子の調達と薪の伐採の一部を下請けた者と考えられる。この伐採が、実際にどのように進められたのかは史料的制約から明らかでないが、少なくとも、薪の伐採では鉦山局と契約を結んだ請負人のもとに、さらに請負人と契約を結んだ下請人が存在したことが指摘できる。

4.3.4 古河経営期の請負と「誤伐」一件

明治23年3月、勇吉は請負金1350円で、5月までに官林字岩井ノ又沢から薪750棚を伐採し、同年11月までに薪450棚を上納する契約を阿仁鉦山古河事務所と結んでいる(薪C)。これは勇吉が古河から請け負った薪の上納契約のうち、確認しうるもっとも早い事例である。

この請負契約にあたって、3月4日には定約書が交わされている(728-012 [史料31])。主要な内容をあげると、引き渡された立木以外は一切伐採せず、すべて秋田大林区署の規則に従う(第1条)、伐採が完了したら棚数の検査を受ける(第3条)、樹種や割方などはすべて事務所の指示に従い、「悪木」が混入しないようにする(第4条)、薪の川込めは事務所へ事前に上申の上で着手する、荒瀬留は事務所側で修繕するが下浜仮留は請負人側で普請する(第6条)、荒瀬留に薪が到着したあと、洪水などの危険があれば一時的に薪を荒瀬浜へ水揚する、この場合は事務所側で手当を支給する(第7条)、洪水で薪が流失した場合には事務所側で手当を支給する(第8条)、流失の際には請負人が下流に人足を派遣し、薪を取り集める(第9条)、請

負量に対する9%の上納量の減少は許容する、過伐分については事務所が請負価格と同額で別途買い上げる(第10条)、資本金は請負金の8分7厘5毛を4度に分けて借用する(第11条)、借用した資本金は請負金下げ渡しの都度、一定の割合で返納する(第13条)、保証金として請負金の1割を納める(第15条)、上納期限を超過した場合には、経過日数に応じて一定割合の違約金が生じる(第16条)、引き渡された立木以外は決して伐採しない、万一大林区署の規則に違反して事務所に迷惑をかけた場合には、どのような請求を受けても異論を唱えない(第17条)、請負人に違約があれば、保証人がすべてを引き受けて定約を履行する(第20条)となっている。

基本的には官営期の定約書の内容を継承しているが、第1条・第4条・第9条・第17条など、古河経営期になって新しく明記されたものもある。とくに、古河事務所が大林区署から払い下げを受けた立木以外の伐採、いわゆる「誤伐」の禁止は2度にわたって言及された。官営期とは異なり、阿仁鉦山とその周辺の官林とでは経営主体が異なるため、官林の「誤伐」は古河事務所がもっとも注意を払った問題の1つであったといえる。

ところが薪Cの場合には、4月に「誤伐」が生じている(728-039 [史料38]・040 [史料37])。これは伐採に従事した柚子頭(山頭のこと)と柚子(山子のこと)が、誤って払い下げを受けていない立木を伐採し、薪139棚余りに加工した一件である。請負人として責任を負う立場にあった勇吉は、自身の監督不行届を「誤伐」の理由にあげつつも、伐採の全体量を考慮すれば「過伐」にはなっていないと主張して、阿仁鉦山古河事務所のほか、秋田大林区署管内の阿仁銅山小林区署に寛大な処分を求めている。この一件が、その後、どのように決着したかは不明であるが、官林の「誤伐」は古河への阿仁鉦山の経営移行を象徴するものであり、薪の上納請負をめぐる阿仁鉦山古河事務所・秋田大林区署・請負人3者の関係を窺う上で示唆に富む。

4.3.5 伐採量の不足とその対応

明治23年3月の薪Cの請負では、「誤伐」のほかに、伐採量の不足という問題も生じている(728-030 [史料34]・031 [史料35])。この史料によると、今回の請負では官林の引き渡しが遅れ、一部の場所で伐採が不可能になった。これは伐採期間の短

縮に起因する問題というよりも、むしろ融雪が進み、薪のそり出しが困難となったために、たとえ伐採しても運び出せない場所が生じた結果であった。さらによく引き渡された官林も、「ヤス木」(サワグルミ)をはじめとして薪に適さない樹種が多く、思うように伐採が進まなかった。これにより、7月の時点では、予定していた750棚のうち560棚ほどの薪しか伐採できず、190棚の不足となった。

そこで勇吉は、この不足を補うために、中村の共有山林字モウ沢で伐採した薪130棚の買い上げを訴える願書を作成している。この願書は実際には提出されなかったか、提出されても許可されなかったようで、その後勇吉は上納量の不足を理由に古河事務所から前金の一部返納を命じられるに至っている。結局勇吉は、前述のモウ沢の薪130棚を買い上げてもらい、その代金で前金を返納したいと出願し、許可を得ている(728-033 [史料36])。

伐採量の不足という点では、薪Eの請負も見逃せない。これは薪Dの伐採完了後、24年8月までに同じ場所から追加で薪を伐採し、翌25年8月までに薪250棚を上納するという契約であった^(注46)。ところが、伐採期限である24年8月15日を過ぎても、勇吉は十分な薪を用意できなかった(728-077 [史料42])。この史料は、古河事務所の比立内出張所で湊長松から薪Eの伐採状況を聴取した今林斧治が、請負人である勇吉の長男伝治に宛てたものである。この今林斧治は、長らく阿仁鉦山に勤務した今林永太郎の息子で、24年7月の時点で古河事務所の倉庫掛を勤めていた(728-071)。また湊長松は、薪Dにおいて伐採・流送などの「下タ受負」をしていた者で(23年12月21日「定約書」、湊榮興家文書723)、薪Eでも引き続き「下タ受負」をしていたと考えられる。同史料によると、8月17日の時点で280棚の薪しか伐採できておらず、流送中の減少などを考慮すると、このままでは250棚の上納は困難であった。ところが長松は、それにもかかわらず、30名ほどの山子全員を「盆詣」のために下山させてしまったという。そこで斧治は、長松を呼び出して詳細を確認し、至急報告するよう伝治に通達した。ちなみに薪Eの伐採量が不足気味であったのは、7月以降の連日の降雨で、思うように伐採が進まなかったためである(728-085)。

このように薪の伐採では、請負人への山林引き渡しの遅延、融雪によるそり出しの困難、薪に適した樹木の不足、連日の降雨による作業の遅延などによって伐採量の不足が生じる場合があった。また古河事務所側も、当然のことながら、伐採量の不足には注意を払っており、問題がある場合には請負人側に連絡を入れ、対応を促していた。

4.3.6 共有山林・御山領からの伐採

ここまでは官林からの伐採について検討してきた。最後に、共有山林と御山領からの伐採について紹介しておこう。

明治27年2月、勇吉は代金550円で荒瀬村共有山林字佐山沢から薪を伐採し、10月30日までに100棚を上納する契約を結んでいる(薪F)。この際、勇吉が提出した「薪売上願」によると、伐採後の棚数調査時と流送の開始時には、前金を借用することになっていた(728-121 [史料43])。これよりさき、勇吉は26年8月にも、代金1236円で佐山沢から薪を伐採し、8月30日までに200棚を上納する契約を申し入れているが(728-114)、その結果は不明である。なお、これらの薪上納は、史料上で請負という語が使用されていないこと、伐採場所が荒瀬村の共有山林であることを考慮に入れると、古河事務所からの請負ではなく、勇吉による自発的な販売という可能性も想定される。

いずれにしても、このように湊家による阿仁鉦山向けの薪生産は官林を主な舞台としており、共有山林からの伐採が占める割合は小さい。しかし、請負生産を繰り返すなかで蓄積された経営手腕を活かし、湊家が中心になって村の共有山林を商品化していく事実は、改めて注目されてよいであろう^(注47)。

御山領からの伐採については、薪G・薪Hが該当する。このうち、29年9月ごろに締結された薪Hは、請負金合計690円で御山領字大沢から薪を伐採し、翌30年2月までに二尺薪100棚、小薪100棚を上納する契約であった。ところが、降雪の季節が迫っていたため、山子を多く雇い入れて伐採を進めたところ、10月には118棚余りの「過伐」となった(728-212 [史料44])^(注48)。またこの請負では、「根子薪」を7棚余り上納することになり、その価格をめぐる古河事務所と勇吉との間に認識の齟齬がみられた(728-229 [史料45])。この史料によると、「根子薪」の価格は直営伐採の規則に

準拠して通常の4割引きとされた。しかし、二尺薪よりも「根子薪」の方が、伐採・流送などに経費を要し、そもそも根や末木であっても放棄せず、薪に加工するよう命じたのは古河事務所であるという理由から、勇吉は「根子薪」も小薪に準じた値段で買い上げてほしいとする願書を作成している。この結果は不明であるが、古河事務所が御山領の森林資源の持続的利用を図っていた点は重要である。

4.4 石炭運搬請負の動向

ここまで取り上げてきた木材・炭・薪のほかに、明治15年以降、石炭に関する請負の記事が散見することは、さきに触れておいたとおりである。阿仁鉱山周辺では、15年までに荒瀬村に近い露熊炭鉱や、村内の萱草の萱草炭鉱などが発見され、ここから川舟で運んだ石炭を溶鉱に利用することが始まっていた^(注49)。石炭の現地調査は、湊家に残された記録によって判明するだけでも3年には着手されており、湊勇吉自身も鉱脈の情報に関心をもっていた形跡がある。

たとえば勇吉の日記の一つ「岩之目沢金山日記」(湊榮興家文書505)によると、3年6月11～16日にかけて、久保田から萱草・根子・幸屋村の石炭見分の客を泊めている。同じく「惣内沢鉱山見分日記」(同657)では、18年10月7日に小猿部方面で石炭鉱脈が発見された情報を書き留めている(このとき扇田村からの石炭の見本も届いている)。19年8月2日～8日には、古河事務所2名の出張に同行し、幸屋村の石炭を見分している。当時、石炭が新しい資源として耳目を集めていた様子が窺える。

さて石炭に関する請負の初出は、14年12月10日の石炭運送賃金(請負金)の受取証(636-004・005)である。このあと翌15年1～2月にかけて同種の請負金受け取りが小刻みに行われている(636-019・030・036・047)。断続的に川舟による運搬と上納がなされたものであろう。差出人はいずれも湊伝治で、炭鉱は萱草炭鉱とある。また23年3～4月にも武田吉松から石炭運搬の請負願が提出され、認可されている(728-015・019[史料32])。このときも萱草炭鉱からの運送の請負である。

石炭の運送の実態を窺わせる事例もいくつかあ

る。たとえば14年12月12日に起きた運搬船の沈没事故では、湊伝治が請け負っていた萱草炭鉱からの搬送の途上で、多数の石炭が流失したという(636-016)。舟乗りのことは「船士」(636-043)や「舟子とも」(728-020[史料33])とよばれ、彼らが請負人のもとで組織されていたことがわかる。なお15年1月11日には新たな請負として、石炭のそりによる運搬も申請されている(636-034)。河川舟運を主としつつ、冬季には、一部陸路をそりで運送していたようである。

石炭運搬請負には、薪・炭・木材とは異なる点がある。一つは契約の内容である。16年3月6日の「石炭運搬願」(636-155)では、2年前から分局諸物品の運送のため舟を拝借したところ、「数月休舟」となって年賦舟代の返上に支障があると述べている。23年4月18日の武田吉松による願書(728-019[史料32])では、石炭運搬のため新造舟買い入れ金を拝借したが、石炭の採掘が中止され返済に支障が出ているという。舟の新造資金を前借し、運送の請負金支払いのなかで返済していくかたちがとられていたことがわかる。

もう一つは契約の主体である。上述の「石炭運搬願」(636-155)の提出者は、「舟子総代」を名乗る者2名である。17年4～5月に出された石炭運搬請負願も、荒瀬村の「舟子」5名の連名となっている(651-054・068・069)。これは近世期から存在した舟子の組織(御直舟)に相当し^(注50)、彼らが引き続き鉱山との直接交渉にあたっていたことがわかる。逆にいえば、湊伝治や武田吉松といった村の「親方」層は、川舟による運搬請負という分野では新規の参入者であった可能性が高いといえる。

繰り返し述べると、石炭は明治10年代を中心に、阿仁鉱山周辺で新しい資源として注目を集めていた。上掲の諸史料は、この新たな資源をまえに「親方」層が活動の場を広げていく様相を示している。さらに川舟による物資の輸送という分野でも、近世以来の労働組織と鉱山との関係に、「親方」層が新たに参入していく様相が認められる。製錬用の燃料・還元剤が炭から石炭に移行しつつある近代の鉱山においても、近世期以来の村落上層である「親方」層を媒介として、なお地域社会との関わりが保たれていたのである。

5. まとめ

これまでの近代の鉱山史研究では、経営主体の変遷や技術の発達に関する知見が蓄積される反面、鉱山が必要としたはずの薪・炭・木材などの資材調達の仕組みや、それにとまなう山麓地域の社会と鉱山との繋がりには問われてこなかった。これに対して本稿では、阿仁鉱山の山麓に位置し、近世～近代にわたる豊富な地方文書を所蔵している湊築興家の明治10～20年代の史料に着目し、鉱山側ではなく村側に残された「請負」関係文書を集中的に分析することで、下記の点を明らかにした。

第一に、請負人は、地元で「親方」とよばれる村の有力者が独占的に務めていた。「親方」は江戸時代には村役人を経験し、経済的上層にあり、地方自治制度の近代化のなかでも継続して村政を担う、いわゆる地方名望家であった。彼らは地主として土地を集積するのではなく、村に雇用の機会を作り、その労働力を組織して多額の現金収入を獲得しようとする請負業に活躍の場を求めていた。請負の遂行には複雑な文書の作成・管理が求められたが、「親方」層の家々は、近世の村役人としての経験を生かしてこれにあたっていた。

とはいえ親方層による請負業が必ずしも順調に進んだわけではない。明治10年代に、湊家では村内にある官林のうち、19世紀に植林されたと思われるスギの伐採と搬出に着手するが、伐採量の見積り甘さから、契約以上の伐採（過材）を大量に生み出し、鉱山側との交渉や、人足賃支払いのための金策に多大な労力を費やすことになった。洪水にとまなう流木の扱いなど、自然条件に由来するトラブルにも常に悩まされていた。こうした苦い経験が請負契約書の条項の洗練化というかたちで蓄積していく様相も認められた。

これに比べ、安定して上納請負が行われたのが炭と薪で、前者では定約書をはじめとする書類手続きも早くに確立した。明治10年代には数名の「親方」が同時並行で大規模な請負を獲得し、木炭製造所を拠点に、継続的な製炭を進めている。おそらく近世から炭焼きに従事していた人々が組織され、その経験が活用されたものであろう。生産用具の払い下げの事例にみられるように、炭の上納請負は特定の「親方」と鉱山局の密接な結び付きの上に成立していた。

一方、薪の請負は、阿仁鉱山分局（阿仁鉱山局）

がその調達方法を直営から請負へと移行したのにあわせて開始されたもので、新たな稼ぎの機会をとらえ積極的に経済活動を行う「親方」たちの姿が垣間見られる。製錬用の燃料・還元剤が炭から石炭に比重を移すにつれて、明治20年代には炭請負の史料は激減するが、薪の上納請負は、明治20年代を通して村内各地の官林で切れ目なく続けられる。このころ「親方」のなかには、近世以来の川舟組織に参入し、これを利用した石炭運搬請負に着手する者も現れる。

「親方」が率いた労働力の内実に踏み込むことは容易ではないが、いずれの請負においても村内外に広く労働力を抱え、下請けの者をまじえて大規模な集団を形成していたことは想像に難くない。請負生産を繰り返すなかで一種の経営手腕を身につけた「親方」たちが、鉱山とその山麓の村の人々の結節点に位置していたのである。また本稿では明治10～20年代の動向を扱ってきたが、新しい資源である石炭も荒瀬村内で採掘されたように、鉱山と地域資源の関わりはここで断ち切られたわけではない。明治30年代以降の鉱山と周辺山麓の村との関わりも、引き続き注目に値する。

付記

本稿は、2015～2017年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「東北型社会の特質に関する史的研究：地域資源の開発・管理・利用との関係を重視して」（課題番号15H04560、研究代表者加藤衛拓）、2017年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「パレオフォレストリーに基づく日本海地域のスギの成立および変遷要因の解明」（課題番号17H03838、研究代表者志知幸治）による成果の一部である。

注

- (1) 渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓（2014）「阿仁銅山山麓における山村社会の森林資源管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』（30）、pp.1-54。同（2015）「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』（31）、pp.1-56。芳賀和樹・渡部圭一・加藤衛拓（2016）「阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗—秋

- 田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—『徳川林政史研究所研究紀要』(50)、pp.159-179。渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓 (2016)「公務日記にみる近代村の成立過程—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(32)、pp.1-67。
- (2) 吉城文雄 (1981)「秋田県阿仁鉦山の近代化構想について—F・コワニーとA・メッツゲルの起業報告書の分析から—」半田教授退官記念会編『秋田地方史論集』みしま書房、pp.359-374。
- (3) 武田晴人 (1987)『日本産銅業史』東京大学出版会。
- (4) たとえばつぎのようなものがある。秋田県編 (1965)『秋田県史』第6巻大正・昭和編、秋田県。阿仁町史編纂委員会編 (1992)『阿仁町史』阿仁町。日本経営史研究所編 (1976)『創業100年史』古河鉦業株式会社。
- (5) 川崎茂 (1957)「伊予別子山村にみられる鉦山と山村」『地理学評論』30(4)、pp.259-274。川崎茂 (1964)『日本の鉦山集落』大明堂。なお鉦業地理学の研究動向については、品田光春 (2008)「鉦業地理学の研究動向と課題」『地理誌叢』50(1)、pp.94-100を参照。
- (6) 斎藤実則 (1963)「鉦山の開発と地域社会の展開—古河鉦業 K.K. 院内銀山の場合—」『東北地理』15(1)、pp.15-21。斎藤実則 (1964)「鉦山業の近代化と地域社会の展開—小坂・院内鉦山の場合—」『歴史地理学紀要』(6)、pp.129-148。斎藤実則 (1972)「鉦山開発と林業との関連—明治・大正期の阿仁・小坂鉦山を中心として—」『東北地理』24(1)、pp.27-34。
- (7) 鈴木茂次 (1924)『鉦山備林論』三浦常吉。
- (8) 住友林業株式会社社史編纂委員会編 (1999)『住友林業社史』上巻・下巻・別巻、住友林業株式会社。有永明人 (2006)『巨大所有の形成とその山林経営の展開—北炭山林の諸土地経営史・1898～1965—』鶴岡書店。山口明日香 (2015)『森林資源の環境経済史—近代日本の産業化と木材—』慶應義塾大学出版会。このほか土谷紘子や末岡照啓が、鉦山周辺地域における煙害問題について取り上げている。土谷紘子 (2007)『近世—近代における鉦山と周辺地域に関する研究』弘前大学博士論文。末岡照啓 (2017)「近代日本の環境問題と別子鉦山の煙害克服—四阪島移転と尾道会見・煙害賠償協議会の意義—」『住友史料館報』(48)、pp.135-262。
- (9) 以下、この節については、とくに断らない限り、つぎの文献を参照した。秋田県編 (1964)『秋田県史』第2巻近世編上、秋田県、pp.451-475、pp.636-693。芳賀和樹 (2011)「近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産—直釜の構造とその変容—」『徳川林政史研究所研究紀要』(45)、pp.75-92。芳賀和樹 (2011)「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画—天保14年炭番山繰を中心に—」『林業経済』64(7)、pp.19-36。芳賀和樹 (2013)「秋田藩阿仁銅山掛山における御用焼木生産—近世後期の請負生産と森林資源の持続的利用技術—」河西英通・浪川健治編『グローバル化のなかの日本史像—「長期の一九世紀」を生きた地域—』岩田書院、pp.77-107。
- (10)「銅山之木山方御用記」五 (国立公文書館蔵、平19農水10579100)。
- (11) 金兵衛・長兵衛・三左衛門・長四郎・久治・作右衛門の6名。渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓 (2014)「阿仁銅山山麓における山村社会の森林資源管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(30)、pp.1-54 および同 (2015)「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(31)、pp.1-56の翻刻史料 (文化～文政期)と12名の名前を照合した。
- (12)「銅山之木山方御用記」三 (国立公文書館蔵、平19農水10577100)。
- (13)「秋田柚子造材之画」(徳川林政史研究所蔵、林6379)。この絵図は米代川流域における柚出しの様子を描いたものとされるが、銅山掛山における木材生産の技術と大きな差はないと考えられる。
- (14) 明治期には、1棚は高さ・幅ともに1丈に積み上げたものをいう (728-033 [史料36])。
- (15) 以下、この節の記述は、阿仁町史編纂委員会

- 編 (1992)『阿仁町史』阿仁町、pp.716-746 を中心に、下記の資料によって構成した。大蔵省編 (1889)「阿仁鉱山」『工部省沿革報告』大蔵省 (国立国会図書館デジタルコレクション)、pp.281-316。農商務省鉱山局編 (1900)『鉱山発達史』農商務省鉱山局 (国立国会図書館デジタルコレクション)、pp.193-217。茂野吉之助 (1926)「阿仁銅山」『古河市兵衛翁伝』五日会 (国立国会図書館デジタルコレクション)、pp.164-168。松川七蔵 (1936)『阿仁鉱山記』新秋北新聞社、pp.25-67。斎藤実則 (1972)「鉱山開発と林業との関連—明治・大正期の阿仁・小坂鉱山を中心として—」『東北地理』24(1)、pp.27-34。日本経営史研究所編 (1976)『創業 100 年史』古河鉱業株式会社、pp.11-25、92-99。
- (16) したがって近世～明治初年の用例では「荒瀬村」は本郷のみを指し、明治 10 年以降は「荒瀬村」といえば本郷と 12 の枝郷のすべてを指すことになる。以下、本稿で「荒瀬村」という場合は後者の用例で統一する。単に荒瀬、または荒瀬地区という場合は、現在の自治会としての阿仁荒瀬地区の範囲を指すこととする (ただし近世の状況を示した図 2 および 2.1 の記述では、荒瀬村は近世の村を指すものとし、枝郷の村々とは区別する)。
- (17) 渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓 (2016)「公務日記にみる近代村の成立過程—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(32)、pp.8-14。
- (18) この点からも示唆されるように、阿仁鉱山古河事務所と湊家の関係は、単に鉱山会社と請負人との業務上の関わりを超えた紐帯を感じさせる。後述する湊家の過去帳には、阿仁鉱山古河事務所所長であった葛西重雄が勇吉と伝治の「恩人」として明記され、その実母の没年と戒名が書かれているほどである。このような明治 30 年代以降の動向については、続稿を期すこととしたい。
- (19) 松田広房編述 (1954)『北秋田郡大阿仁村発達史』大阿仁仏教会、pp.40-54。同書は郷土史の一種で、当該情報は、各村の歴史をまとめた章に掲載されている。各村のプロフィールを書く際に、その村の親方が誰かという情報が必ずともなっているという意味で、「親方」と村との結びつきの強さを窺わせる。
- (20) 渋谷隆一編 (1995)『都道府県別資産家地主総覧秋田編』日本図書センター、p.56。
- (21) 地方名望家に関する近年の研究として、山中永之佑 (1990)『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、庄司俊作 (1991)『近代日本農村社会の展開—国家と農村—』ミネルヴァ書房、石川一三夫 (1995)『日本的自治の探求—名望家自治論の系譜—』名古屋大学出版会、高久嶺之介 (1997)『近代日本の地域社会と名望家』柏書房、丑木幸男 (2000)『地方名望家の成長』柏書房、渡辺尚志 (2014)『幕末維新期の名望家と地域社会』同成社、渡辺尚志編 (2006)『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版、飯塚一幸 (2017)『明治期の地方制度と名望家』吉川弘文館、などがある。著者により視点の違いはあるが、これらの論著における地方名望家とは、農地地主に代表される経済力を有し、地域住民から信頼を得て、地域産業の発展に寄与し、行政能力をもつ人材を指すとされており、明治期の地方自治制度の確立との関係を論じるものがほとんどを占めている。
- (22) 明治 27 年『村会議案及関係書類綴』(湊榮興家文書 755)に綴じ込まれた 38 年 8 月 14 日「所得金額調書」による。湊家の田・畑・宅地の所得金額が記載されている。
- (23) 渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓 (2015)「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(31)、p.17。
- (24) 湊榮興家所蔵。明治 15 年に新製されたもので、縦帳 1 冊、現用。初代湊吉左衛門 (寛文 11 年)に始まる、湊家歴代の成員が記帳されている。歴代の家族のほか、婚出先の家族の成員や、家業に関わる恩人・友人など、さまざまな非血縁の関係者を記している。
- (25) 契約に関連し、やや変則的と思われる文書がいくつか綴られているので、以下にまとめておく。まず明治 14～16 年の例では、前金拝借時に抵当として差し出した地券の返却や (636-017・025・126)、書き替え後の再提出を願い出た文書がある (636-057・063)。また

- 23年3月の薪の請負契約では、定約書(728-012 [史料31])のほかに「身元保証金御預証」の名で文書を交わしている(728-013)。この際、貸与を受ける資本金とその際の手入地の内訳を記した覚が残っている(728-010・011)。
- (26) 伐採地の引き渡しに関するものとして、明治23年には、伐採地の引き渡し後に誤伐があったケースや(728-018・038・039 [史料38]・040 [史料37])、大林区署による引き渡しが遅れたため雇い入れた山子たちが「手明」となって迷惑したケース(728-026・030 [史料34])がみられる。
- (27) 明治23年3月の薪の請負契約(岩井ノ又沢から薪450棚)では、その年の7月にかけて伐採が行われた。この間、190棚ほど伐採量の不足があり、前金の一部返納を求められた勇吉は、中村の共有山林で伐採した薪の買い上げ代金でそれを返納することになった(4.3.5にて詳述)。翌24年6月には261棚余りの川流しの申請が出されるに至っている(728-065)。ちなみにこれは薪の請負契約から納品までの過程を追える数少ない事例でもある。
- (28) 明治23年の7～8月には山元に積み立てた薪の棚数の実況見分も行われている(728-025・029・035)。沢によっては予定量に達していないことが問題になったり(728-077 [史料42])、天候不順を理由に棚調の延期を願い出たりしている(728-085)。
- (29) 類例として明治16年7月19日付の「木炭売上請負証」(636-165 [史料11])をみると、炭の上納と請負金の支払い、拝借金の返納は9月25日に始まり(636-169・170)、11～12月まで続いている(636-176・177・183・184)。
- (30) 薪の上納と請負金の支払いの時期は一定ではなく、搬出方法は必ずしも春季の流送だけに限られたわけではないようである。たとえば明治23年には、前年までに請け負った薪の上納と請負金支払い、拝借金の返納が翌1～2月にずれこんでいる(728-002・003・005・006・007)。同じく24年の薪も8月に始まり、11月に集中している。木材に関しても、14年の木材の上納と請負金支払いは12月(636-010・011 [史料1])、15年の木材の上納と請負金支払いは12月(636-107・108・113・116など)、また翌16年の木材・杉皮・薪の請負金支払いと拝借金の返上は4～5月に集中している。杉皮の上納は16年11月にも確認できる(636-181)。
- (31) 明治27年「村会議案及関係書類綴」(湊榮興家文書755)に綴じ込まれた「秋田県北秋田郡荒瀬村明治三十六年度歳入出総計予算」による。
- (32) 銅山掛山の薪炭生産と番山繰については、以下の文献がある。芳賀和樹(2013)「秋田藩阿仁銅山掛山における御用焼木生産—近世後期の請負生産と森林資源の持続的利用技術—」(河西英通・浪川健治編『グローバル化のなかの日本史像—「長期の一九世紀」を生きる地域—』岩田書院) pp.77-107。芳賀和樹・加藤衛弘(2012)「19世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」『林業経済研究』58(1)、pp.14-26。芳賀和樹(2011)「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画—天保14年炭番山繰を中心に—」『林業経済』64(7)、pp.19-36。芳賀和樹(2011)「近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産—直釜の構造とその変容—」『徳川林政史研究所研究紀要』(45)、pp.75-92。
- (33) 東北森林管理局蔵、別置4-6。
- (34) 東北森林管理局蔵、台帳66。この「秋田県北秋田郡官林帳」は、生育する樹種や幹囲、境界、反別などを字ごとに調査・記録したものである。
- (35) 東北森林管理局蔵、図面9。
- (36) これに続き、勇吉は、山元残木は山元の人足賃相場によって消雪の後上納を命じられたこと、流木分は損をして負債も抱えているため、請負金は取り調べの上7割は前金で拝借したいこと、人足の3割は比立内村の村人なので、同村の相場に基づく米で拝借したいこと、を出願している。以上の勇吉の要求に対し、分局は明治15年8月22日になって、出材を願う木材は定約外の過材なので、買い上げられないと回答している。過材問題が影を落としていくのである。
- (37) ほかの要点を掲げると以下のとおりである。流木となった場合もその請負金は分局から下付される(第4条)。木材製造・運搬費は木材1本当りの金額を決めて請け負い、いかなる事故があってもそれを変えない(第5条)。上納期限を定める(第6条)。上納期限を過ぎた場合は、違約金を支払う(第7条)。請負の証

- 扱金を請負主から分局に預けておく（第8条）。請負金は当初、そり出しの節、流送の節にあらかじめ決めた額を支払う（第10条）。請負中不都合の事態が起きたり、期限を30日以上過ぎた場合は、破約とする（第11条）。洪水で流木となった場合は請負人は償わず、分局の失費とする（第15条）。流送で傷んだ木材も本数に入れる（第17条）。予定外の太木は才を計算して、相当の請負金を支払う（第19条）。
- (38) 炭Aの製炭場所は史料に明記されていないが、勇吉らが炭Aの契約に基づいて明治14年12月に上納した炭量（463貫目余り）と、勇吉らが字佐山沢から焼き出し、14年12月に阿仁鉾山分局へ上納した炭量（463貫目余り）が一致するので、炭Aの製炭場所は荒瀬村字佐山沢であると推定される（636-006・007・008・018・022）。この佐山沢は、26年の時点で荒瀬村の共有山林（郷林）であった（728-114・141）。
- (39) 「御掛山図面」（東北森林管理局蔵、別置4-6）、「銅山片附木山沢絵図」（人間文化研究機構国文学研究資料館蔵、出羽国久保田小貫家文書25C/00392）。
- (40) 「羽後国北秋田郡官林絵図」（東北森林管理局蔵、図面9）。
- (41) さらに3月、武田らは「過炭」（後述）の一部についても引き続き小沢採鉾所へ納入したいと出願し、許可を得ている（651-243）。
- (42) 今回払い下げを受けた「諸器械」は、かねて鈴木が鉾山局より預かっておくよう命じられたものであった。また先述した「四拾五貫目秤」も同様である（651-070 [史料20]）。おそらく鉾山局は、松倉沢木炭製造所に近い中村の「親方」である鈴木に、秤をはじめとする同所の「諸器械」を管理させていたのであろう。
- (43) 御山領（山領）という語は、それが古河市兵衛に払い下げられたあとも、阿仁鉾山の鉾山備林という意味で用いられた。
- (44) 人足の問題については、別件で雇った人足50名余りが、ちょうど銀山町の柚小屋に詰めているので、彼らを水揚げに従事させればよいと主張している。というのも、請負人の1人である鈴木は、薪Bに並行して野倉沢からの木材の柚出しを請け負っており、同じ時期にその木材の流送を行っていたからである（651-057など）。
- (45) 薪の流送という点では、明治21年の記録ではあるが、『鉾山請負綴』のなかに「薪散流願」という興味深い史料が残されている（728-109 [史料30]）。これは勇吉が北秋田郡長御代信成に宛てた願書で、荒瀬村官林字唐見内沢・小岱倉沢・早瀬沢から銀山町下浜まで薪を流送する許可を願うものである。これに対し、北秋田郡長は橋梁・堤防・水路などに損害を与えないという条件で許可を出している。この事例からは、薪の流送にあたって、別途北秋田郡長の許可も必要であったことが窺える。
- (46) 薪Dを請け負っていた勇吉は、上納すべき薪324棚分の伐採が終了しても、払い下げを受けた官林の立木が余ることに目を付け、その余剰の立木を用いて薪250棚を上納することを古河事務所に提案した（728-057）。この提案に基づいて結ばれたのが薪Eの契約である。この経緯からは、好機をとらえて薪の上納を請け負う勇吉の積極性が窺える。
- (47) この点については、明治26年12月ころ、勇吉が佐山沢から雑木を伐採し、留木8800本に加工して、翌27年5月までに上納する契約を結んでいることも注目される（728-126・128・130）。
- (48) 「過伐」については、ほかにも例があげられる（728-022・190）。
- (49) 阿仁町史編纂委員会編（1992）『阿仁町史』阿仁町、p.724。
- (50) 阿仁川流域では近世から川船による物資輸送が盛んで、鉾山から荒銅を能代まで運び、米や生活物資を積んで戻るのが活躍していた。鉾山にかかわる舟は「御直舟」とよばれ、特定の請負業者が取り仕切り、舟子たちを組織して運送にあっていた。また船も鉾山側が建造して船乗りに貸与し、月々の稼ぎのなかから返済するかたちがとられていた（阿仁町史編纂委員会編（1992）『阿仁町史』阿仁町、pp.370-375）。明治10年代の組織については明らかではないが、近世の御直舟制度が引き継がれていたものと考えられる。

『鉱山請負綴』細目表

凡 例

- (1) ここに掲載するのは、秋田県北秋田市阿仁荒瀬地区に所在する湊榮興家所蔵文書のうち、『阿仁鉱山 [] 諸願扣綴』(湊榮興家文書636)、『阿仁鉱山局へ諸願伺候御指令綴』(湊榮興家文書651)、『阿仁鉱山古河事務処受負関係証書類綴』(湊榮興家文書728)の細目表である。
- (2) 細目にはそれぞれ通し番号を付与し、年月日・件名・差出・宛先を採録した。翻刻欄の数字は、翻刻の史料番号と対応する。
- (3) 漢字は常用漢字を使用した。
- (4) 各文書に表題がある場合は件名欄にこれを記し、続けてその概要を()で示した。
- (5) 各文書の末尾に朱書などがある場合は、その概要を→記号のあとに(朱書)などとして示した。
- (6) 差出・宛先の住所が秋田県北秋田郡の場合には便宜的にこれを省略し、町・村名以降を採録した。人数が2名以上の場合は、他○名と略記した。代印の押印者は差出の数に含めなかった。
- (7) 破損箇所や綴じ目で判読できない箇所は[]で示した。
- (8) ーは該当記載がないことを示す。

『阿仁鉱山 [] 諸願扣綴』(湊榮興家文書636) 細目表

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
001	14	12	ー	薪不納之儀二付願(12年8月中請負願につき、下部破損)	荒瀬村湊 []	阿仁鉱山分局	
002	14	12	6	記(字小倉杣処での出品への下金見込みにつき。5799円余から拝借金上納分203円余を引き、残金5596円余となる。下部破損)	荒瀬村湊 []	阿仁鉱山分局	
003	14	12	6	記(字鳥坂杣処での出品見込につき。717円余から拝借金上納分を引き、残金691円余となる)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
004	14	12	10	証(157円余、茅草石炭坑より五升岱まで、石炭1万7874貫余の運送賃金として受け取る)→(朱書、14日受取)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
005	14	12	10	証(30銭、茶屋庫下川原より道誓館舎まで、石炭運送人足賃金として受け取る)→(朱書、14日受取)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
006	14	12	10	証(3円余、佐山沢より小沢採鉱処まで、炭112貫余の代価として受け取る)→(朱書、14日受取)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
007	14	12	10	証(6円余、佐山沢より小沢採鉱処まで、炭224貫余の代価として受け取る)→(朱書、14日受取)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
008	13	1	6	(品数炭1万貫目、代金218円余、賃金109円余、請負人荒瀬湊勇吉・金治、13年2月より6月までに皆納を予定。炭上納と賃金返済の過程の詳細につき)	ー	ー	
009	ー	ー	ー	(小倉沢にて20尺より33尺までの木材の定約1650本につき、5月から10月までの上納表)	湊勇吉	ー	
010	14	12	13	証(杉木材2175本、6尺から33尺までの長さ別本数・才数の内訳。賃金672円余、官山字小倉沢からの木材抽出し賃・運搬賃を受け取る)→(朱書、14日受取、使い伝治)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
011	14	12	12	木材賃金御払下願(字小倉沢からの杣取り木材を10月中に約2000本上納し賃金支払いを願ったところ、違約調査中にて支払えないとされた。手先の者共へ賃金を支払っており、違約があれば上納木材賃金から引き落とししてもらってよいので、現金の支払いを願う)→(朱書、この度に限り聞き届ける。14年12月12日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	1
012	14	12	10	(書面にて洪水の趣を申し立ててきたが、毎年春末より秋末の間、消雪後の降雨による通常の出水なので、願意は聞き届けられないとの通知)	阿仁鉱山分局	ー	
013	14	12	21	米運搬御受負願(米800俵、人足15人、1人40銭の賃金をもって、茶屋庫より小沢採鉱処まで、そり道造りも併せて請け負うので採用を願う)→(書面の願い聞き届ける。阿仁鉱山分局)	銀山町八森市松他1名	阿仁鉱山分局	
014	ー	ー	ー	(新造船は乗岱より出張の受取額は1艘42円余、分局川原で受取分は1艘45円余等書留)	ー	ー	
015	14	12	24	証(茶屋庫より小沢採鉱処まで、道造りおよび運搬を23円余を賃金にして請け負う)	銀山町八森市松	阿仁鉱山分局	
016	14	12	13	石炭流失之儀二付願(舟子が茅草村より石炭運搬中、銀山字太郎湖で沈没した。舟子は助かったが、石炭凡そ220貫目のうち舟子多数が出て凡そ140貫目を引き上げたものの、80貫目は流失した。不慮の事故ゆえ除免を願う)→(朱書、流失石炭80貫目、代価1円50銭余、上納すること。14年12月20日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
017	14	12	24	抵当御下付願(官山字小倉沢より抽出の前金拝借の際、抵当にした地券の返却を願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
018	14	12	24	証(3円余、左山沢より銀山分局まで炭93貫余を上納する代価として受け取る)→(朱書、同月27日下げ渡し受け取る)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
019	14	12	25	証(140円余、茅草石炭坑より石炭1万8909貫目を字五升岱までの運搬賃金として受け取る)→(朱書、同月27日下げ渡し受け取る)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
020	14	12	25	証(1円76銭、煉地薪1棚を字比内沢より下浜煉地場までの運搬賃金として受け取る)→(朱書、同月27日下げ渡し受け取る。牛工国治へ渡す)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
021	14	12	25	証(杉木材1595本、6万才、官山字小倉沢からの杉木材杣取り賃、運搬賃の合計659円余を受け取る)→(朱書、同月27日受け取る)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
022	14	12	25	証(95銭余、佐山沢より小沢採鉱処へ炭33貫余上納を請け負い、代価として受け取る)→(朱書、同月27日下金受け取る)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
023	ー	ー	ー	六月十四日流木調(長さごとの木材数量数え)	ー	ー	
024	ー	4	29	川下モ流木惣計表(4月29日から7月18日にかけて、早瀬、畠山、小倉より流失した木材数の書上)	ー	ー	
025	14	12	26	抵当御下付願(13年2月中木炭1万貫目請負に際し前金借用の抵当として地券を差し上げ、11月に前金を返納したが、木炭不納のため返却されず、12月に不納炭を全て上納したので地券の返却を願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
026	14	12	21	受領証(75円、杉皮3000間の売上げ代として受け取る)	木材掛	湊勇吉	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
027	14	11	27	木材上納代価之義二付願 (官山宇鳥坂から出材する長さ7尺より14尺の木材につき、伐木の都合で6尺より12尺は伐出上納したが、価額が決まらないため子細調査の上、その価額での上納を願う) → (朱書、願書聞き届ける。14年12月28日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
028	15	1	10	記 (杉丸太6本と寸甫1挺の賃金を調べたので、採用を願う)	湊勇吉	—	
029	14	12	—	証 (010と同文)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
030	15	1	10	証 (129円余、茅草石炭坑より五升俵まで、石炭1万4722貫目の運送賃金として受け取る) → (朱書、1月14日下金受け取る)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
031	15	1	14	薪不納之義二付願 (私は12年8月中薪70棚請負を願ひ、前金半額拝借し上納予定のところ、官牛を貸してもらえず延期になっていた。山元薪棚に雪崩が押し寄せ沢へ落ちて流失する等12棚分が不納になったが、上納の見込みが立たないので、その代わりに違約金として請負の対価金258円余の5% 12円余を上納することにしたい) → (朱書、右に改め安東正助方へ差し出す)	荒瀬村湊金治	阿仁鉱山分局	
032	15	1	11	記 (官山宇鳥坂より杉長尺材木5本取り、銀山専念寺川原まで運搬賃金9円余を受け取る) → (朱書、同月14日、下金にて以来受け取る)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山分局	
033	—	—	—	明治十三年十月抽取予算金額左ニ (宇野倉1万7386円余糠塚、宇黒様1万4536円余畑山、宇小倉5936円余湊)	—	—	
034	15	1	11	石炭雪車運搬受負願 (石炭10貫目、賃金7錢5厘、茅草石炭掘廻り分局石炭倉庫まで請け負いたい)	真木沢鉱山高田留松	阿仁鉱山分局	
035	15	1	—	薪不納之義二付願 (031と同文) → (朱書、書面の願ひ聞き届ける。15年1月18日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊金治	阿仁鉱山分局	
036	15	1	25	証 (145円余、茅草石炭坑より五升俵まで、本月12日より24日までに石炭1万6522貫目運搬賃金として受け取る) → (朱書、同月28日下金にて受け取る)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
037	15	1	26	小倉沢残木抽出二付前金拝借願 (請け負った小倉沢の抽取残木2800本位、14年秋中大纏めし冬囲いをして、今そり出しの手配をしたいが、それまでに山子たちに賃金を支払ってしまひ困窮のため、前金として1500円を抵当書差し上げて拝借を願う)	荒瀬村受負人湊勇吉	阿仁鉱山分局	2
038	15	1	—	宇鳥坂柚残品増価願 (分局開庁以来薪・炭・木材を請け負ってきた。13年4月中官山宇鳥坂沢杉取り請負により抽入りしたところ、諸物価騰貴し日雇い賃金も増して損失が出るので、9月中5割増の採用があった。14年8月まで上納してきたが、別紙取調書の通り、余材をこれまでの価額で上納しては少なからず損失が出るため、特別の取り調べをもって価額増を願う)	荒瀬村受負人湊勇吉	阿仁鉱山分局	
039	15	1	26	記 (木材1700本位、杉皮2500間位、片木板200間位、以上去る秋中まで上納の単位あたり対価、こくれ木羽200把位、元来価格なく損木から採材し価格を見積もる)	湊勇吉	阿仁鉱山分局	
040	15	1	—	流木之義二付願口上書 (分局開庁以来薪・炭・木材を請け負ってきた。13年10月中造築用材抽出しを、官山3沢において糠塚久三郎・畠山雄三とともに予算を立て請け負った。勇吉は小倉沢から伐出した木材の流木分につき、立木代を支払い拝借することになったが、安価にしても売り捌くことができない。寸甫や穴料の値段で売るほかに、伐出賃金を支払うと負債を抱えてしまう。小倉沢の残木は冬囲いして、そりを手配するので、前金を拝借したい。鳥坂沢の杉を13年4月に請け負ったが、諸費高騰により損失が出るため5割増伐を願ったが、立木代を引くとわずかになるため、14年秋から残木各種を倍の価格で上納させてほしい。13年2月製炭を請け負ったところ諸費高騰のため、14年秋から皆納したが、損失が出た。13年4月坑道内を照らす灯竹を請け負ったが、諸費高騰のため全てを上納できず損失が出た)	荒瀬村湊勇吉	—	3
041	15	1	26	証 (比内沢より下夕浜煉地場まで、煉地薪五分の運搬賃金80銭受け取る)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
042	15	1	—	下村流木之義二付願 (私が川下しを請け負った早瀬沢の木材は別紙取調書の通りであるが、上納できず困っている。流木については糠塚・畠山・湊3名の取り決めにに基づき処分を承ったが、前金の返済分はすぐに下げ渡されるよう願う。流木の上納はなかったもので、前金返上の残金は、抵当書入証書を差し上げたため、流木処分済分まで拝借できた。この流木のことにつき以下に示すように迷惑している。2180円の川下し請負賃金予算金額、837円を差し上げ残金は1343円である。請負賃金予算のうちからは金の融通ができず、賃金支払い、借金返済をしかねており、皆損失があつて困窮している。取り調べをもって返上金を下げ戻すよう懇願する)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山分局	
043	15	2	2	(萱草石炭船運送取り調べの都合により当分見合わせるため船士共に伝えるよう申し入れにつき一札)	薪炭掛	荒瀬村湊伝次	
044	15	2	14	下村流木取調書 (木数177本の木数・才数の取り調べにつき)	荒瀬村鈴木弥右衛門	—	
045	—	2	5	(石炭舟が壊れたので直したいため明日出頭の要請書)	薪炭掛	湊伝治	
046	—	—	—	(鈴木弥右衛門がお礼を願ったところ、すぐに出頭するよう通知)	木材掛	—	
047	15	2	9	証 (89円余、茅草石炭坑より五升俵まで石炭1万197貫目運搬賃金として受け取る) → (朱書、本月14日受取)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
048	15	2	—	証 (杉丸太・寸甫等、合計14円余、官山宇鳥坂にて抽取と運搬賃として受け取る) → (朱書、11月21日に受け取る。使い貞吉)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
049	15	2	9	(朱書)「第三百三拾七号」(話したいことがあるので速やかに出頭するよう通知)	阿仁鉱山分局	湊長左衛門	
050	15	2	13	早瀬沢木材流木之義二付願 (糠塚・畠山・湊で川下しを請け負った早瀬沢の木材流木の分、立木代は上納して木材は拝領したが、売り捌くあてはなく、そのまま差し上げたいが、取り調べの上入費の一部を拝領したい。私に限り採用されれば、伐出費用の3分の1を上納するので、木材を拝領したい。どちらかの採用を願う)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山分局	
051	15	2	15	小倉沢木材流木違約之儀二付願 (木材川下しの際出水で流木になった分、違約金上納については特別に赦免を願う) → (朱書、願意特別に聞き届ける。15年2月15日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村受負人湊勇吉	阿仁鉱山分局	
052	15	2	—	小倉沢木材山元残木并ニ雪車之分対価取調書 (大小木材凡そ1800本。加藤国七の調査により、山元残木、土場出木材別の才・賃金につき)	—	—	
053	15	4	14	流木御届 (4月13日の洪水にて鳥坂沢の木材抱留より凡そ50本がもれて流木となった)	受負人湊勇吉	阿仁鉱山分局	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
054	15	5	12	袖取御受負手続書 (13年9月に官山宇小倉沢で杉1900本の伐出を請け負い、定約書を差し出した。14年3月に小倉沢伐採木、鳥坂沢残木を別紙に書き上げた。小倉沢予算外の出材木について14年9月掛員2名が出張し検査した。14年12月両沢の出材御下金見込みを改めるよう指示があり別紙を書き上げた。15年1月小倉沢前金拝借願を差し出したが、2月まで何の指示もない。雪不足の上降雨のためそり出しが手後れになるので、そり出しに取り掛かったところ、2月7日にこの願書は不採用となって返却された。川下しについては木材が多分にあるため上納は不都合だからという。値引きした上納願ならば取り次ぐというので、2月に1割5分引きで大川前土場出しを願い出たが、いまだに指示がない。これまで伐出経費が負債となり困難のため、2月中から数度伺いを立て、この通りの手続きとなった)	湊勇吉	—	
055	15	5	13	記 (木材2790本、土場出し本数取り調べる)	湊勇吉	—	
056	15	6	25	上納金延期願 (早瀬沢木材流木の分として、本年2月中払い下げられた木材の造材質と立木代167円余上納すべきところ、この木材の対価を金不融通のため受け取れず、種々の金策も難しく、特別に本年8月30日まで延期を願う)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山分局	
057	15	7	10	地券代替二付書替二付御下願 (13年5月中宇鳥坂沢取りの前金拝借の抵当として松橋久兵衛分地券23枚を当てたが、本人が死去したので長男松橋久左衛門に書き替えを願い、地券書き替えのうえ差し上げる。戸長役場添え書きをもって願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
058	15	2	17	御答書 (父長左衛門が呼び出されたが、病気のため代理出頭し、拝借米14石、この対価54円余の返上を仰せつけられ、帰宅して父に話し、返上を願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
059	14	12	—	借用証 (427円余、川舟10艘を抵当に、荒瀬村川筋諸御用物運搬舟の新造資金として借用した。返上は御用物運搬舟のうちより17年8月までの月賦にて)	銀山町借用人岸野永吉他3名、荒瀬村同佐々木国四郎他6名	阿仁鉱山分局	
060	14	12	—	定約書 (阿仁鉱山分局の諸用物運搬に使う新造舟10艘買入代として427円余借用する。その定約6条)	銀山町借用人岸野永吉他3名、荒瀬村同佐々木国四郎他6名	阿仁鉱山分局	
061	15	7	5	(朱書) 第千二百四十三号 (先月から申し付けている貸し付け米代返納について、再度の申入)	阿仁鉱山分局	湊長左衛門	
062	15	7	12	拝借米返上之義二付願 (3年米20石を拝借し、返上残り14石は対価54円余で返上しようとしたが、手の内難渋につき、本年より5か年の年賦上納を願う)	荒瀬村湊長左衛門	阿仁鉱山分局	
063	15	7	17	記 (地券23枚、13年5月宇鳥坂沢木材抽出し請負前金拝借の際、抵当として差し出した地券のうち松橋久兵衛分代替わりで名前書き換えのため下付されたので、書き換えを済ませた上差し上げる)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山分局	
064	15	7	21	上納金延期願 (071の下書き)	荒瀬村湊金治	阿仁鉱山分局	
065	15	7	25	流木御届 (袖取りを請け負った官山宇鳥坂沢の材木の残木につき検査を受けた。抱留木が洪水で破損し流木となったので届け、そのうち各地で押し留めた分は調査して追って上申する)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
066	15	7	31	(本月25日の洪水で鳥坂沢の木材が流木となった件、別紙の通り届けたところ、予算書より過材なので返却された。その木材は分局の官本なので、14年3月中に長官代理より実地出材の調査を命じられ、かつ同年10月に山元の残木と出品検査を命じられ、分局担当者3名が回山して調査し、同年12月中に残木上納の下金の見込みを書き上げた。本年4月13日の洪水で流木となった分を書面にて届け出たところ返却された。木材は私が伐採・抽出し・運搬を請け負った官物に違いないので、聞き届けられたく別紙届書きを添えて上申する)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
067	15	7	31	流木之義二付願 (私の請負袖、官山鳥坂沢・小倉沢より本月25日木材流木の分は別紙届け書の通りである。分局より担当の出張による請負袖と流木の調査があり、流木差し押さえ分は拝領を命じられ、売却の許可を願う。差し押さえた流木はすぐに処分しないと、盗難の監視が困難なためである)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
068	15	7	31	流木御届 (079の下書き)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
069	15	8	4	田地損害之義二付願 (14年12月中荒瀬川筋の田地川欠のため損田について願い出た通り、本月25日の洪水で損田になり困窮となったため、今後損害が出ないよう実地検査の上対応して下さるよう懇願する)	荒瀬村支村荒瀬川村渡辺太兵衛	阿仁鉱山分局	
070	15	8	4	拝借舟之義二付願 (14年中官物運搬用に川舟を拝借してきたが、当春から運搬物なく休舟となってしまい、対価返上金は遅滞となっている。このままでは滞り金は返上できないので、官物運搬を命じ、その賃金の中から返上したい。舟も使用しないと干割れして破損するので、官物運搬を命じられるよう、保証人も連印して歎願する)	佐々木国四郎他14名	阿仁鉱山分局	
071	15	7	—	上納金延期願 (12年8月薪70棚を請け負い伐出したところ、官牛拝借できず運搬を延滞するうち、積雪によって薪が沢へ落ち、雪解けの際流失した12棚余が不納になった。前金の残りと違約金を合わせて32円余を上納するよう命じられたが、困窮のため上納できず、特別に本年10月まで上納延期を願う) → (朱書、願いは聞き届けがたく、至急上納すること。15年8月7日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊金治	阿仁鉱山分局	
072	15	8	15	(朱書) 第千四百九十九号 (小倉沢での造材について相談があるので、明16日出局するよう申し入れ)	阿仁鉱山分局	荒瀬村湊勇吉	
073	15	8	16	小倉沢木材予算外出材之義御尋二付御答書 (13年10月中官山宇小倉沢にて杉1900本の伐採運搬を請け負ったので、机上で作成した出材見積もりを上申し、請負を許可された。担当が来て対応か所を引き渡されたが、山林局での本数・尺廻りの調査なしの引受書であった。実際に着手したところ、翌14年3月中、担当より実際の出材取調帳面を出すよと言われ、そのときは予定より少ない出材であったが、その後3割増の出材となった。当初の見積りでは立木1本から長物1本と計算していたためである)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	5
074	15	2	—	小倉沢残木上納之義二付願 (私が請け負った小倉沢伐出の余材は御検査を受け、糠塚・島山と同様に抽出し出願のときに賃金取調書によって価格を決めた。銀山専念寺川原に届ける予定で、1月16日に前金拝借を願ったところ沙汰がない。稀な少雪で雨も降りそり出しが遅れては今年中の川下しができなくなってしまうので、2月6日からそり出しに取り掛かったところ、前金拝借願について取り下げることになった。そり出しの分は13年10月の賃金取調書に定められた請負金から1割5分引きで昨年同様大川前の宇菅生橋下野で上納を命じられたく、山元残木は山元の賃金によって消雪の後上納を命じられた。流木分は損をし、負債を抱えているので、賃金取り調べの上7分通り前金で拝借したい。3割は比立内村なので、同村の相場により米で拝借したい。以上歎願する) → (朱書、願出の木材は定約外の過材なので、買い上げ聞き届けられない。15年8月22日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	4

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
075	15	8	25	木材上納之義二付願 (101の下書き)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
076	15	8	30	小倉沢木材上納之義二付願 (小倉沢残木上納の件、予算より過材となり、上納は難しいと指示されたが、伐出するよう引き渡された箇所から出材したものに違いはない。それにもかかわらずこの木材の上納ができなくては、犯罪のもとにもなるので、何卒上納を受け入れてほしい。費用を立て替えてきたので、万一この木材の上納ができなければ、多分の債務の返済がかなわず、一家が困難に陥る。山元と土場に出した分の木材共に上納を命じられるよう懇願する)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
077	—	—	—	(15年8月25日に差し出した書面は返却され、30日に書面を差し出したが長官の意思は変わらず再度返却された。25日の書面を31日から長官に訂正差し出し、指令を願う)	—	—	
078	15	8	31	御尋二付御答書 (官山小倉沢残木上納につき実地検査があり、立木1900本以上の伐採はなかったかとお尋ねに対し、次のように答えた。13年11月小倉沢伐採か所の引き渡しのため木材係が出張して杉植林地9か所、立木1900本が引き渡された。山林局からも同か所の引き渡しを命じられた。受け取った本数・尺回りを改めることはなかった。9か所まで1900本と理解し伐出したが、これら以外から伐採はしていない)	荒瀬村湊勇吉	丹羽権少書記官	
079	15	7	31	流木御届 (私が抽出しを請け負った小倉沢の残木、14年秋に検査を受けた木材のうち、15年7月25日の洪水で約50本を流失したと山頭から届出があり、見分したところその通りなので届ける。すぐに届けるべきところ、これらの木材は川に入れてなかったので見回らなかつたが、沢近くにあった木材が流木してしまった。水難にはあわない見込みの場所に堤を設置してあり、洪水が小柴堰を流れて堤口を塞ぎ、水が溜まって一気に破れ、より狭い沢敷に水が溢れ流木となった。この点を添えて上申する)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
080	15	9	—	鳥坂沢木材流木之義二付願 (私が請け負った官山宇鳥坂沢木材、8月25日の洪水で残木のうち川下村々で拾い上げた分、その地で上納を命じられた。無用ならば無代でもよい。両案のうちどちらかの採用を願う)	湊勇吉	阿仁鉦山分局	
081	15	9	4	鳥坂沢木材流木拾上ヶ候分取調書 (前田落合から小淵上中川原までの間に計663本につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
082	15	9	3	金借用証 (金15円を無利子にて、御恩借受け取り、16年6月30日限り返却する。保証人を立て、印紙添付証書である)	荒瀬村借主加賀屋勝五郎他1名	長谷川光忠	
083	15	9	4	上納金日延願 (私が請け負った薪の返上金32円余、10月まで延期を願ったが認められなかった。金策を手配したが金不融通の折柄借弁もできず、10月30日まで延期されたい。10月には2歳馬も売れ返上できるので再度願う)	荒瀬村湊金治	阿仁鉦山分局	
084	15	9	17	記 (杉立木2013本、13年11月より14年5月まで、小倉沢で引き渡された1から9号までの場所で伐採したところ、伐り跡検査があり、前書の本数に間違いはない)	湊勇吉代松岡友吉	阿仁鉦山分局	
085	15	9	—	記 (084と同文)	湊勇吉代松岡友吉	阿仁鉦山分局	
086	—	—	—	(小倉沢1～9号取り調べ絵図)	—	—	
087	15	—	—	(小倉沢1～9号取り調べ絵図。総本数1012本。15年9月12日より16日まで伐り跡取り調べ、17日帰る)	石黒他3名	—	
088	—	—	—	小倉旭処伐跡分書ニ於て御調出材左ニ (計8485本、この才54万6079才、計金1万340円余につき)	—	—	
089	15	10	7	杉皮上納之義二付願 (請け負った官山宇鳥坂沢杉伐出において、杉皮2000間を予算上申していたところ、実際には2785間産出した。これらを上納したく牛の拝借を願ったところ、延期になってしまい迷惑なので、上納を命じられるよう願う) → (朱書、書面出願杉皮予算通り2000間を買い入れ、過皮の分は追って処分及ぶこと。15年10月12日、阿仁鉦山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
090	15	10	13	杉皮上納之儀二付願 (昨12日指令のあった官山宇鳥坂沢杉伐出での杉皮のうち、2000間を荒瀬浜下岱にて上納すべきところ、実は荒瀬村字舟村へ中出しして置いてあった。掛が出張して検査し、同所から浜下岱へ運送しては手数がかかり、杉皮も痛めるので、分局構内へ運搬することになった。荒瀬湊より分局までの運搬費をもらい上納できるよう願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
091	15	10	13	庭前土鋪 (堅4尺・横4尺5寸・奥行1丈5尺、この必要木材・大工・人足書上につき)	—	—	
092	15	10	10	鳥坂沢木材流木拾上ヶ候分取調書 (7月25日の洪水で流木となった官山宇鳥坂沢木材について届けた。拾い上げた木材を上納か不用ならば拝領するか、どちらかを命じてほしい旨願ったところ、伐出予算に対して過材なので処分するようとの指令であった。湯口内村より山本郡比井野村まで数十か村に散らばり、数日のうちに盗難防ぎがたく、山頭の者を回しても行き届かない。分局より掛員を出張させて検査し、地元村戸長役場へ依頼されるようしてほしい。官が検査されない木材ならば人々は等閑に取り扱うので、ぜひ検査のため掛員出張を願う) → (朱書、10月11日混川・水無役場、李倍・二ツ井警察署へ出願をもって通知の控えとする)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
093	15	10	15	杉皮上納之儀二付願 (12日に指令のあった官山宇鳥坂沢での伐出で生産した杉皮のうち2000間を、荒瀬浜下岱で上納すべきところ、御掛が出張検査され、同所まで運送しては手数もかかり、杉皮も痛めるので、分局構内へ運搬した方がよい。その運搬費1間あたり3厘で上納できるよう願う) → (朱書、書面願いの1000間だけ、出願通り聞き届ける。残り1000間は追って取扱を申し付ける。15年10月15日、阿仁鉦山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
094	15	10	15	杉皮運搬願 (上納杉皮のうち1000間、小沢鉦山まで1間あたり5厘で運搬上納するので、指令してほしい) → (朱書、書面の趣聞き届ける。15年10月16日、阿仁鉦山分局)	湊勇吉	阿仁鉦山分局	
095	15	10	17	証 (金58円、杉皮1000間、官山宇鳥坂沢伐出に伴う皮のうちから上納分) → (朱書、同月23日下金にて受取)	湊勇吉	阿仁鉦山分局	
096	15	11	4	木材上納願書御指令御調 (097の下書き)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
097	15	11	4	木材上納願書御指令御調 (私が伐出・運材を請け負った官山宇鳥坂沢からの上納について、本年2月申し上げてきたが、早々の指示はなく、数度伺いを立ててきた。8月22日になって買上げできないとの指示があった。この材木は官物であって上納する考えで、その理由を同月中に出願したところ、前記伐跡地を調査の上で指令があることになり、催促するもの今もって指令が出ない。立替金・負債があり、際限なく延期しているので損害となっている。日増しに降雪期となり、雪が降っては色々困難となるので、至急指令を出してほしい)	湊勇吉	阿仁鉦山分局	
098	15	11	7	証 (金58円、杉皮1000間、官山宇鳥坂沢伐出からの杉皮を小沢鉦山へ上納代の受取につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
099	15	11	11	鳥坂沢抽出品上納願 (小羽・杉皮・木材を上納したかったが、本年7月の洪水で流木となった。本年は沢出しの季節が遅れ上納できないので、明春上納したい。入用がなければ拝領を承った分を下されたく、前条にあるように採用を願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	

筑大農林社会経済研究 第33号 (2017)

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
100	15	11	11	小倉沢木材代価前借願 (私が請け負った官山小倉沢での袖取り上納の残木につき、上納が採用になったので上納しようとしたところ、早速の上納はできなくなった。本年2月中から上納願を出してきたが先延びになり、必要経費を立て替えてきたので困難な状況にある。特別にかねての取調書の金額に対して前借りさせてほしい。前書予算書上は内輪の調査であって、実際には過木があった。前借りを認めてほしい)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
101	15	8	25	木材上納之儀ニ付願 (私が請け負った官山宇小倉沢伐採地の残木上納につき、これは定約外のため買い上げられないと言われ当惑している。定約書に木の長短により実際の増減があると記載されており、定約外ということにはならない。14年3月の伐出では、実際の出材を書き上げるよう命じられ、造材した木材と今後の造材分とも、過材になった分は認められた。14年11月に木材掛が過材残木を検査した。この伐出で作られた杉皮3000間を届けるところ、官では無用なので14年10月山元で私に払い下げられた。これは官物であり、私は伐出・運搬のみ請け負ったので、条約外とはいえ上納できないはずはない。木材伐出予算書上では、立木1本より長物1本と予測したが、立木の長短でより多く採材できる。予算に対して不審を抱くようならば、伐跡地を検査すれば分かることである。前条の通りさらに上納できなくては、伐採・運搬費用を立て替え、借財して困窮しているのので、再度調査して上納を命じられるよう懇願する) → (朱書、書面願の件は実地検査により全く当局用材中の過材であり、元値より2割減じて山処において買い上げを聞き届ける。15年11月9日、阿仁鉦山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	6
102	15	9	3	鳥坂沢木材流木之義ニ付願 (私が請け負った官山宇鳥坂沢の木材、先月25日の洪水での流木のうち川下村々で拾い上げられた分について、上納を指示されたく、入り用がなければ無代で拝領を指示されたい。どちらかを採用されたく、取調書を添えて願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
103	15	9	—	鳥坂沢木材流木拾上ヶ候分取調書 (前田落合から湯口内村まで合計663本) → (朱書、書面願の趣旨は聞き届けがたく、流木を現在の箇所まで才につき10銭で払い下げる。15年11月11日、阿仁鉦山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
104	15	11	18	(昨年4月中流木につき土木掛より差し出した人足賃金は、畠山雄三代理工藤利一郎と勇吉両名に伝えた通り、長々と支払わないのは迷惑との申し出があり、賃金を支払いたい。特に工藤には速やかに支払いたい)	笠井清八	湊勇吉	
105	15	11	20	(昨年4月中流木の際、土木掛より差し出した人足の賃金につき、畠山雄三代理工藤利一郎と私の両名で支払うよう伝えられたが、私には理解できず、いずれ分局へ出頭し伺いたい旨申し上げる。なお高橋若五郎からの証書はお返しする)	荒瀬村湊勇吉	木材御掛笠井清八	
106	15	11	—	鳥坂沢流木残取調書上 (才計4800才、本数計131本、伐出材木のうち本年10月の洪水で山元に残った材木取調につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
107	15	11	30	証 (金1448円余、この木材2516本、この才16万才余、100才につき89銭。この賃金受取につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
108	15	11	30	証 (金20円余、官山宇小倉沢木材上納失数の分違約金)	湊勇吉	阿仁鉦山分局	
109	15	11	30	小倉沢木材賃金臨時御下渡願 (官山宇小倉沢の木材につき既の上納済み賃金の証書を本日差し出したが、借財と利子を抱えている。特別に臨時の下げ渡しを願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
110	14	11	—	小倉沢木材上納失期違約表 (5から10月の違約45本は10分の3)	—	—	
111	15	11	11	鳥坂沢流木之儀ニ付再願 (本年9月3日書面で鳥坂沢流木のことを上願したが聞き届けられず、立木代100才につき10銭にて現地払い下げとされたが、この材木には諸経費がかかり、拾い上げられた木が多く紛失し困窮しているため、特別に100才4銭での払い下げを願う) → (朱書、書面願出流木払い下げ代価特別に聞き届ける。15年12月1日、阿仁鉦山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
112	15	12	14	小倉沢木材上納賃金御下渡願 (115の下書き)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
113	15	12	—	証 (293円余、杉木材201本、土場出し分、161円余、杉木材679本、山元にある分、合計455円余。官山宇小倉沢伐出材上納分、この賃金を渡され受け取った)	湊勇吉	阿仁鉦山分局	
114	15	11	11	鳥坂沢植処処出品上納願 (099と同文) → (朱書、書面願の趣、以下の通り心得よ。①杉皮は1間につき4銭9厘で分局へ上納。②こけら榎は1枚35銭で上納。③大巻・専念寺川原で現在ある木材は上納し、山元の材木は才につき4銭で払い下げる。15年12月1日、阿仁鉦山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
115	15	12	14	小倉沢木材上納賃金御下渡願 (木材土場と山元で上納した。別紙賃金受取証書の通りに願ったところ、予算より過材なので上納させられないと言われた。しかし伐採地からの出材なので上納になるべきであり、もとより予算は増減を生じるため、早速払い下げられるよう願う) → (朱書、書面願いは聞き届けられない。15年12月19日、阿仁鉦山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
116	15	12	—	証 (113と同文)	湊勇吉	阿仁鉦山分局	
117	15	12	20	木材上納賃金渡下之義再願 (124の下書き)	荒瀬村受負人湊勇吉	阿仁鉦山分局	
118	15	10	20	鳥坂沢植所前金上納残返上之義ニ付願 (私が請け負った官山宇鳥坂沢の杉伐出につき、前金を拝借し、返上残りが22円余ある。この度返上すべきところ、同伐出の残品は予算外につき上納を控えるよう指示され、やむを得ず控えたが迷惑である。しかるに前記返上残りをこの度上納しては困窮の手内、同材木流木の諸費と残品取り囲みの諸費が少なくなると、即金がかかり困難になるので、前書残品の処分が済むまで返上を猶予されるよう願う) → (朱書、書面の願いは聞き届けがたく前賃金を上納すること。15年11月8日、阿仁鉦山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
119	16	1	16	木材賃金違算之儀ニ付願 (14年12月12日伐出した官山宇小倉沢木材上納賃金のうち、13尺木材344本の中で別紙の計算違いがあり申し訳ない。間違った賃金を下し渡されたく願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
120	16	1	17	記 (119の別紙、13尺木伐344本につき末口3寸から1尺の内訳につき)	湊勇吉	—	
121	16	1	—	柿榎上納之義ニ付願 (14年中検査済みの宇鳥坂沢杉柿榎273把、昨年11月に上納を願ったところ、12月12日づけで1000枚につき賃金35銭で上納するように指令された。13年より14年になって伐出人夫の賃金高騰し、別紙の通り1000枚につき60銭となった。この賃金での上納を願う)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
122	16	1	—	柿榎上納之義ニ付願 (121の下書き)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山分局	
123	16	1	—	記 (柿榎1000枚・3把の木取り・割り賃と運賃の内訳につき)	—	—	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
124	15	12	20	木材上納賃金御下渡之義ニ付再願 (先般小倉沢木材を土場出しし山元で上納した。木材才数23万余才のうち16万余才の賃金を受け取り、残りは別紙受取証書の通り御下金を本月9日出願したところ、木材掛より予算より過材なので上納を命じられないと申し付けられた。もとより予算なので増減はありうるため、本月14日この理由で賃金下渡しを出願したところ、昨19日の願いも聞き届けられないとの指示となり当惑している。この木材は11月9日には上納聞き届けの指令の上、同18日より24日の間木材掛が出張して木材1本ごとに分局受の極印を打ち当て、受け渡しが進んでいるのに、今さら賃金が払わなくては困難至極につき再願する) → (貼紙、1月22日分局へ伝治出頭、木材掛笠井清八から下げ渡しになる)	荒瀬村請負人湊勇吉	阿仁鉱山分局	
125	16	1	17	(朱書、書面の趣旨は、最初官山小倉沢造材所で29万余才の定約で造材を請け負わせたところ、8万余才の過材があり、定約書第3条によりこれを認めた。その他に16万余才の過材があり上納願いが出されたが、聞き届けがたいと指示した。再三にわたり上納願いがあつたため、造材について実地に元木を調査すると、54万余才の造材高にあたる。これは最初に差し出した予算調書が不正であり、過材を生ずることになった。許可を得ず造材したのは不都合であるが、今回特別に過材16万余才の上納を許した。しかるに現場で受け渡しにあたりさらに7万余才の過材があり、上納を願うが難しく、造材賃の下付はできない。ただし、現場出張員の極印は造材数調査のための印である)	阿仁鉱山分局	—	7
126	16	1	24	証 (13年5月3日づけ、金147円余証書1枚、この書入抵当地券31枚。これは13年5月中官山宇鳥坂沢・小倉沢杉伐採・造材・運搬の請負のさい、前金拝借証書差上げたもので、返上が済んだため地券下げ戻しを願う) → (朱書、本日地券は下げ戻された)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
127	16	1	31	(160の下書き)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
128	16	2	—	拝借米返上之儀ニ付願 (旧藩御直郡中、3年5月仙北御回米で拝借した米20石のうち、返上残り14石対価54円余、返上できず申し訳ない。この度上納すべきところ20円余だけを上納し、残金は19年まで3か年限り、1か年に11円余を12月に返上するよう願う)	荒瀬村湊長左衛門	阿仁鉱山分局	
129	16	2	—	拝借米返上之義ニ付願 (128と同文) → (朱書、聞き届けるので、地所書入証文を差し出すこと。16年2月20日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊長左衛門	阿仁鉱山分局	
130	16	3	27	柿梗上納之義ニ付願 (121の下書き)	—	—	
131	16	3	—	売上証 (金2円余、椶136才の代金として受取につき)	湊勇吉	阿仁鉱山分局	
132	16	3	13	薪売上願 (3尺薪50棚、この対価350円、銀山専念寺川原に届け売上げたく、期間は本年4月より5月30日までに皆納するので、採用を願う)	荒瀬村高橋豊松	阿仁鉱山分局	
133	16	2	27	こくれ上納之義ニ付願 (14年中検査済みの宇鳥坂沢273把1000枚につき60銭で仕上がることを書き上げ、昨年11月に上納を願ったところ、12月12日づけで1000枚につき賃金35銭で上納するように指令された。13年より14年になって伐出人の賃金高騰し、35銭では損失が出てしまう。60銭より1割引での上納を願う。もし不用の場合は1000枚につき3銭で払い下げてほしい) → (朱書、1000枚につき3銭で払い下げる。16年3月6日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
134	16	11	—	木材運送賃願 (私が請け負った宇鳥坂沢の杉木材を荒瀬浜へ届け上納するとの定約、銀山専念寺川原へ届けるよう指示された。この運賃は長さ14尺から7尺まで大小平均1本7銭で上納したい) → (朱書、書面の願いを聞き届ける)	荒瀬村受負人湊勇吉	阿仁鉱山分局	
135	16	1	16	木材賃金違算之儀ニ付願 (119と同文) → (朱書、書面の額を調査したところ違算を認めたので過金を下付するので、受領証を差し出すこと。ただし、14年5月中買い上げのうち20尺14本の対価を2円余過払いだったので、差し引いて上納のこと。16年4月10日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
136	16	1	16	記 (120と同文)	湊勇吉	阿仁鉱山分局	
137	16	2	—	記 (20円、拝借舟代償返上金、15年4・5月2か月分として)	荒瀬村舟子佐々木国四郎他4名	阿仁鉱山分局	
138	16	4	16	舟代償返上之義ニ付願 (私ども分局の品物を運搬のため14年中舟拝借し、代金は年賦を月割上納しようとしたが、分局の運搬物品がなく数月休舟となり、困難のあまり上納できず申し訳ない。以後使役した舟は月に1円、休舟は月に40銭ずつの割合で返上したい。連署をもって願う)	銀山町舟子八森市松他8名、荒瀬村舟子佐々木国四郎他6名	阿仁鉱山分局	
139	16	4	18	証 (48円余、内訳51円余、14年12月中売上げ木材のうち違算分今回下渡し、2円余、14年5月中売上げ材のうち違算分を返上、冒頭金額が下げ渡しになり受け取る) → (朱書、同月23日伝治分局へ出頭し受け取る)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
140	16	4	18	証 (40円余、官山宇鳥坂沢出し杉材785間上納代として受け取る。全て抹消)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
141	16	4	18	証 (長さ7尺から14尺の丸太39本の伐出・造材賃金、木材58本を荒瀬浜から銀山川原まで運搬賃、計16円余、受け取る。全て抹消)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
142	16	4	18	証 (38円余、鳥坂沢杉材785間上納の賃金として受け取る) → (朱書、同月23日伝治分局へ出頭し受け取る)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
143	16	4	19	証 (14円余、官山鳥坂沢木材上納賃金として受け取る) → (同月23日伝治分局へ出頭し受け取る)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
144	16	4	18	拝借米返上証 (20円余、3年の拝借米の返上残り54円余の返納につき) → (同月23日返上)	荒瀬村湊長左衛門	阿仁鉱山分局	
145	16	4	18	薪御受負ニ付前金拝借金返上証 (20円余、12年8月中薪70棚の前金拝借返上につき) → (同月23日返納)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
146	16	4	18	薪御受負ニ付違約金上納証 (12円余、12年8月中薪70棚の受負違約金上納につき) → (朱書、同月23日返納)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
147	16	4	25	下村流木御引渡願 (私が抽出しを請け負った官山宇鳥坂沢の木材、昨年7月中洪水で流木となり下村々で拾い上げた分は払い下げを願ったところ、同年12月中許可になった。直々に引き渡し願いを申し上げたが、降雪のため延期となった。消雪になったので早速立ち会い引き渡されたい)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
148	16	4	25	下村流木御引渡願 (136と同文) → (朱書、書面の願い本日引き渡す。16年4月30日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
149	16	4	30	小倉沢木材上納願 (151の下書き)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
150	16	4	30	小倉沢木材上納願、取消相成候分 (私が請け負った小倉沢木材の上納残り約8万才につき、長期に上納できず、賃金立て替え、負債を抱え、返済の目当てもないので、569円余のところ半額の284円余で上納したい)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
151	16	4	30	小倉沢木材上納願 (小倉沢木材上納に関わる過材16万才の賃金下げ渡しの歎願を採用いただきありがたい。さらにその調査の際疎漏により約8万才の過材があり、これも上納したく歎願したが、局でも不要のため断られた。それでは私どもも困るので、過日の再願書は取り下げるので、願い出た455円余の半額227円余で上納を願う) → (朱書、特別に聞き届ける、16年5月1日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	9
152	16	5	3	証 (227円余、小倉沢残材約8万才の賃金請け取り) → (朱書、同月11日伝治分局へ出頭し受け取る)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
153	16	5	7	上納証 (2円73銭、官山宇島坂沢杉元木9万1000才、このこくれ証9万1000枚払い下げの対価として上納につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
154	16	5	9	記 (50円、官山宇島坂沢杉取り木材山元にある分と下村に流材ともに払い下げ代として臨時預かりにつき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
155	16	3	6	石炭運搬願 (私ども14年中分局諸物品舟運送のため舟を拝借したが、運搬物がいつもあるわけでもなく、数ヶ月休舟となり年賦舟代の返上も難しくなっている。この度茅草石炭運搬を承ったので、この石炭を分局届け10貫目につき3銭3厘で運搬を引き受けさせてほしい)	舟子総代銀山町八森村松他2名	阿仁鉱山分局	
156	16	5	17	探鉱処取調書 (荒瀬村枝村の金鉱・銅鉱・鉛鉱の古坑・新坑につき)	荒瀬村湊勇吉	守田兵三	
157	16	5	22	鳥坂沢池処流木材御払下代上納証 (杉木材98本、払い下げ代価5円余につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
158	16	5	22	鳥坂残木材御払下代上納証 (杉木材307本、払い下げ代価5円余につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
159	16	5	25	(小紙片、3月差し出しの小倉沢願書、画餅となったが、受け取ってもらいたく、使いを出すので連印を願う)	斎藤貞治	湊勇吉	
160	16	1	31	小倉沢木材賃金御下之義二付願 (125の鉱山分局の回答に対し、了解できないとする反論。①最初29万才余の予算を立てた小倉沢で、分局官簿記載の杉立木1900本に対し、予算を別紙の通り上申した。13年11月に小倉沢引き渡しの際には植林地9か所一括で伐採地として引き渡しとなった。伐採場所は太木が多く過材が出るので、14年3月造材中その見込み調書を届け、5月中より多くの太木を上納してきた。定約書第3条に木数才数増減ありと明記してある。したがって引き受けた箇所からの出材は上納すべきであるため14年8月25日に願い出た。同11月9日の指令では、出金願いについては当局用材中の過材なので、2割引にて山元で買い上げられることになり、同18日木材掛が出張し受け渡した。②伐跡の調査で54万才余の増材となることわかったが、予算なので確実ではなく、その予算に対して1割4分以内の過材とは明言できない。③伐採箇所の許可を得て引き渡しになれば、いちいち許可を得ることはない。かつ木材掛が直営伐採に付き添って請負伐採も検査し、14年早春には木材掛2名が過材であることを検査しており、実地伐跡調査の上での予算立てに1割4分増材があっても、昨15年8月25日出願の際、予算に対し1、2割の増減がないとはいえないと言われた。④現地出張員によって16万才余が受け取れないことはなく、土場出し分と山元分は、混合して受け渡すしかなく、木材1本毎の調査について分局の極印があり、16万才余の分について現場の区別はなく、混合して受け渡しになる。先の16万才余の賃金下げ渡しの節は、分局で書面上にて仕分けし、当日はこの分だけ支払う旨木材掛が証書を差し出し、そのとき別の材数を上納できないとは言われていない。以上の通りのため、長期に賃金支払いがなくては困難なので、実地調査の上で、賃金を早急に支払ってほしい)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	8
161	16	1	31	小倉沢木材賃金御下之義二付願 (160と同文)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
162	16	6	—	炭売上願 (炭6000貫目、代価204円、宇森合沢にて製炭上納したく、買い上げてほしい。上納は8月から12月までの月割りとし、前金を充当書入の証書を提出して拝借したい。採用になれば定約書を差し上げる) → (朱書、願意を聞き届けるので定約書を差し出すこと、16年7月13日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	10
163	16	7	15	御呼出二付出頭延期願 (能代治安裁判処より調停事件につき本月20日出頭を命じられたが、湊勇吉は荒瀬村戸長として急務取扱中であり、鈴木弥右衛門は關病中のため、本月27日まで延期を願う)	荒瀬村湊勇吉他1名	水無警察分署	
164	16	7	15	流木御払下候義二付願 (私どもが伐採・川下しを請け負った官山宇小倉沢と早瀬沢の杉木材、14年4月より7月に川下し中流木となった分、15年2月に払い下げとなった。その際は雪中のため私どもから本数等を調査し、実際の引き渡しは4月8日より14日まで材木掛が出張し極印を打って実施された。同月16日能代町宮腰藤四郎へ売却の定約を交わし、26日から29日に藤四郎と私どもの山頭たち、並びに湊勇吉・鈴木弥右衛門が出頭し合計521本を藤四郎に売却した。ところが6月1日付けで能代治安裁判処より藤四郎が買入れた木材につき指令がないとの調停願があり、6月14日に呼出され、29日に代理人湊金治を出廷させた。藤四郎は15年7月の洪水で分局木材流木の際、私どもから買入れた木材53本を分局へ引き上げた。その木材を私どもが分局から払い下げられた指令書を見たと言われたが、この書類を紛失していたため、藤四郎はあらぬ疑いを掛けられ、調停を願い出た。私どもが7月20日に呼び出されたが遠隔のところすぐに分からなくては困難のため、前記の手続きで取り調べ、払い下げ木材引渡書へ分局の印を願う)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山分局	
165	16	7	19	木炭売上請負証 (木炭6000貫目、代価204円、宇森合沢にて製炭釜3個をつくり製造し、分局炭庫届けにて売上げを請け負うにあたり定約15条につき) → (朱書、前書結約は間違いはない、16年7月19日、阿仁鉱山分局)	荒瀬村受負湊勇吉他1名	阿仁鉱山分局	11
166	16	8	16	延期願 (私に能代治安裁判処より本月20日出廷の指令を受けたが、戸長事務が忙しく、筆生が病気で休んでおりすぐに出頭できないため、本月30日まで延期されたい。すべて抹消)	荒瀬村湊勇吉	水無警察分署	
167	16	8	17	延期願 (私に本月20日出頭の出頭呼出が大館警察水無分署よりあったが、戸長事務が忙しくすぐに出頭できないため、本月30日まで延期されたい)	荒瀬村湊勇吉	能代沢村裁判所長判事陰山政紀	
168	16	8	17	延期願 (私に能代治安裁判処から本月20日出廷の呼出が分署へあったが、戸長事務が忙しくすぐに出頭できないため、本月30日まで延期されたい)	荒瀬村湊勇吉	水無警察分署	
169	16	9	25	返納証 (20円余、宇森合にて製炭、分局届け売り上げ代金、16年7月23日の拝借金81円余のうち返納する) → (朱書、同月28日返納受取証を受け取る)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山分局	
170	16	9	25	証 (52円余、木炭1541貫余、宇森合にて製炭、分局届け売上げ代価請け取りにつき) → (朱書、同月30日受取)	湊勇吉	阿仁鉱山分局	
171	16	9	25	袖取御届 (私が袖出しを指示された宇野倉沢の作業は予定までに済んだので、同日まで袖子より造材受取木1万5000本余あり、受取残り本日までに受け取れば、合計1万7000本本余になり、かねて造材の終わったものをあわせると2万本くらいになる。跡山の検査をしてほしい)	荒瀬村受負人鈴木弥右衛門	阿仁鉱山分局	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
172	16	10	25	杣取願 (官山字打当内様下・向ナメラ植立杉林のうち、雪折れ風折れ小木が300本余あるので、坑内留木用に杣出しを請け負いたい。許可があれば定約を差し上げるので、採用してほしい)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山分局	
173	16	10	25	御何書 (私が請け負った官山字野倉沢材跡の立木のうち、雪折れ風折れ小木はそのままだとしても損木になってしまうので、杣出しを指示されれば杣子の下山を差し止め杣取りをしたい。実地検査の上、至急沙汰してほしい)	荒瀬村受負人鈴木弥右衛門	阿仁鉱山分局	
174	16	10	31	杣出木材御届 (私が請け負った字野倉沢の杉杣取り木材を以下の通り出材したので届けるとともに、跡山を検査してほしい。木材2万3478本の内訳)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山分局	
175	16	11	1	硝子御払下願 (大判4枚、美濃判10枚につき)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山分局	
176	16	11	1	証 (53円余、木炭1528貫目、字森合沢・中端にて製炭し、局へ届け売上げ代価受取につき) → (朱書、右金本月受取)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
177	16	11	1	上納証 (20円余、字森合沢前1か所にて製炭し、分局届け売上げを請け負う資本金として、16年7月23日の拝借金81円余のうち、木炭売上げ代価をもって返上する) → (朱書、右金本月7日上納)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
178	16	11	6	上納証 (小判硝子10枚、大判硝子4枚、計1円60銭、払い下げ代につき) → (11月7日石田武助へ納めた硝子、同月22日受け出し)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
179	16	11	7	返納証 (21円余、本年6月中備牛2頭払い下げ代価につき) → (朱書、同月22日上納、鉱山局より受け取る)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
180	16	9	25	(小倉沢木材置き場として菅生下高堰太郎兵衛・松橋久右衛門耕地を借りた。昨年分本人より迷惑との申し出があり、私から損料差し出した。3円50銭高堰、1円松橋へ)	荒瀬村湊勇吉	—	
181	16	11	26	証 (18円余、長さ5尺杉皮220間の売上げ代価として受け取る) → (朱書、同月28日受取)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
182	16	11	20	杣出予算外出材二付前金拝借願 (私が請け負った官山字野倉沢杉木材を造材したところ、先般書面で届け担当者が出張検査した予算外に出材があり、人夫賃金がかえ困難になった。増加分を出材あたり賃金のうち6分通り前金を拝借できれば杣出しに差し支えが起らないのでお願いしたい。14尺以下6尺までの小木をすぐ必要なので、降雪を利用して本年中にどれほどでも杣出しするように指示を受けた。昨日よりその手配に取り掛かり、努めて上納するが、降雨で雪が消えると上納できなくなるので、その節は実地検査をお願いする。どんなことがあってもご指揮に従い取り計らうので、採用を願う) → (朱書、書面の願いを聞き届け、900円貸し付ける。ただし、14尺以下6尺までの丸太、本年中に至急運搬取納すること。16年12月1日、阿仁鉱山局)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
183	16	12	5	証 (38円余、木炭1120貫目余、字森合の沢・中端にて製炭し局買上代価として受取につき) → (同月12日受取済み)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
184	16	12	11	上納証 (15円余、森合沢ほか1か所にて製炭し、局届け買上げ請負の資本として、16年7月23日に拝借した81円余のうち、木炭売上げ代価で返納分につき) → (同月12日返納受け留め)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
185	16	12	15	杣出木材御調査願 (官山字野倉沢杣出し木材2000本余川前出しについて、17年より川下しに取り掛かりたいので、明16日に川前出張調査して極印を受けたい。川下しの季節が遅れ難しいが、本年中に一下しに奮闘したく、明日の出張調査を依頼する)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局 木材掛	
186	16	12	5	薪受負願 (これまで直営で荒瀬村官山から伐出していた薪をこの度は請負にすること、私共の居村でもあり、他で請け負われても遺憾なので、諸掛りのほか5分の手数料を拝領し、次の取調書の要領で請負を願う。①本年直営春伐り薪1600棚余を明春銀山湊まで川下しし、薪1000棚を1棚1円44銭余で上納するので、この上納金高につき5分の手数料を拝領したい。②17年春伐り薪800棚を別紙の通り上納したい。天災で流失の際は、手数料は受け取らず、伐採から川下しまでの賃金は官にて出してほしい。前金は抵当書入証書を差し出すので拝借したい。採用になれば定約書を差し上げる) → (朱書、願意聞き届ける。川下し賃金は1棚1円55銭とする。16年12月27日、阿仁鉱山局)	荒瀬村受負人湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	13
187	16	12	5	明治十七年薪春伐取調 (薪山元1333棚余、この上納800棚、この賃金2574円余。以下その内訳) → (朱書、願意聞き届けるので、定約証差し出すこと。薪伐採賃金は1棚3円21銭余と心得よ。16年12月27日、阿仁鉱山局)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	

『阿仁鉱山局へ諸願伺候御指令綴』(湊榮興家文書651) 細目表

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
001	17	1	2	十七年春薪伐採山処御引渡二付受取証 (薪800棚上納請負のため真角沢他4沢受取につき)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局役所	
002	17	1	2	十六年春伐採薪御引渡二付受取証 (真角沢他4沢にある薪1755棚余受取につき)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局役所	
003	17	1	2	十六年春伐採薪引渡証 (真角沢他4沢にある薪1755棚余引き渡しにつき)	阿仁鉱山局	—	14
004	17	1	2	十七年春薪伐採山処引渡証 (製燠需要薪800棚上納請負のため真角沢他4沢引き渡しにつき)	阿仁鉱山局	荒瀬村湊勇吉他1名	15
005	—	—	—	官山字松倉沢木炭炭造賃金 (上納炭5万貫目の焼賃・牛送賃等につき)	—	—	
006	—	—	—	木炭上納請負願 (官山松倉沢にて木炭5万貫目上納につき)	—	—	
007	—	—	—	(大湖柴田寅七ほか9名、計49万3000貫目、羽立藤木留治他2名6万5000貫目炭請負につき)	—	—	
008	17	1	14	薪請負定約書 (①荒瀬村官山字真角沢他4沢にある薪1755棚余を川下しし、薪1053棚余を賃金1601円余で上納する。②荒瀬村官山字真角沢他4沢より薪1333棚余を伐り出し、薪800棚を2574円余で上納する。この請負に際し18条の定約につき) → (朱書、前書の結約違えぬこと。17年1月14日)	荒瀬村鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	16
009	17	1	14	証 (金21円余、木数182本、構内貯蔵小屋へ木材積立賃金受取につき)	荒瀬村受負人湊金治	阿仁鉱山局	
010	17	1	22	保証金御預証 (金80円余、16年春伐薪1053棚余請負証拠金につき)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
011	17	1	22	保証金御預証 (金158円余、荒瀬村官山字真角沢他4沢より薪伐方・出方・川下し上納請負証拠金につき)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	

筑大農林社会経済研究 第33号 (2017)

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
012	17	1	—	木炭請負願(上納木炭5万貫目、賃金1600円、官山字孫沢にて、17年6～12月に月割上納したく、賃額の4割拝借許可願につき) →(朱書、願を聞き届けるので定約証を差し出すこと。17年1月16日、阿仁鉱山局)	銀山町山田理左衛門他1名	阿仁鉱山局	
013	17	2	4	(朱書)保証金御預証(金80円、荒瀬村官山字孫沢にて木炭5万貫目焼立・上納、前項条約第8条により証拠金預につき)	銀山町山田理左衛門他1名	阿仁鉱山局	
014	17	2	4	木炭上納受負証(木炭5万貫目、賃金1600円、荒瀬村官山字孫沢にて釜30個で製造、鉱山局炭倉届け上納の定約15条につき) →(朱書、前書結約違えぬこと。17年2月4日、阿仁鉱山局)	荒瀬村湊勇吉他2名	阿仁鉱山局	
015	17	2	12	野倉沢木材雪車出払二付御調査願(請け負った野倉沢の木材、そり出しが完了し、川前に揃ったので調査依頼につき) →(朱書、書面調査願を聞き届ける。17年2月14日、阿仁鉱山局)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
016	17	2	—	米御払願(蔵入預置官米88石余を薪方予備米にしたく、薪上納賃金より支払いにつき) →(朱書、願意聞き届ける。17年3月5日、阿仁鉱山局)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
017	17	3	—	官山字根子又沢木炭受負願(上納炭5万貫目、賃金1600円で7～12月に月割上納、請負資本金として賃金の4割を拝借につき) →(朱書、願意聞き届けるので定約証を差し出すこと。17年3月19日、阿仁鉱山局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
018	—	—	—	(材木600本書上)	—	—	
019	17	3	12	木炭運送牛雇入之義二付願(鉱山局需要木炭、官山字孫沢他2沢で計20万貫目上納請負に対し、運送牛都合18人前雇入たいが、荒瀬村の牛土は既に牛代金拝借のため牛を抵当に入れており勝手に雇えない。出願するので、当村と銀山町、萱草鉱山・小沢鉱山から都合18名雇いたい、下書き)	荒瀬村炭受負人湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	17
020	17	3	—	証(炭背負出依頼状、5万貫目運送上納にあたり、背負子山の釜々より舟場まで背負出の世話方手数料を当局より炭10貫目につき3厘宛差出につき)	湊勇吉	佐藤要之助	
021	—	—	—	[](阿仁鉱山局御用木炭5万貫目焼立上納の運送方請負の条件につき)	荒瀬村支村根子村何ノ誰印他2名	湊勇吉	
022	17	3	24	保証金御預証、官山字根子又之分(金80円にて木炭5万貫目の請負につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
023	17	3	24	保証金御預証、官山字志瀨内分(金84円余にて木炭5万貫目の請負につき)	荒瀬村武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
024	—	—	—	前金借用証書之末文也(木炭何万貫目上納請負のための拝借金は、木炭上納賃金御下渡の都度10分の4宛返上につき、雛形)	何那何村借主何の誰他1名	阿仁鉱山局	
025	17	2	—	官山字志瀨内沢木炭請負願(上納炭5万貫目、賃金1695円余の詳細な内訳につき) →(朱書、願意聞き届けるので定約証差し出すこと。17年3月19日、阿仁鉱山局)	荒瀬村武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
026	17	3	—	官山字松倉沢木炭請負願(上納炭10万貫目、賃金3710円余の詳細な内訳につき) →(朱書、願意聞き届けるので定約証差し出すこと。17年3月19日、阿仁鉱山局)	荒瀬村武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
027	17	3	16	官山字杉ノ又沢及岩ノ目沢仕上り中考調書(木炭上納300貫目、賃金954円余の詳細な内訳につき) →(朱書、願意聞き届けるので定約証差し出すこと。17年3月19日、阿仁鉱山局)	荒瀬村中島菊蔵他1名	阿仁鉱山局	
028	17	3	16	木炭受負願(官山字杉ノ又沢・岩ノ目沢にて木炭3万貫目別上納と拝借金につき)	荒瀬村中島菊蔵他1名	阿仁鉱山局	
029	17	2	15	(かまど製作の図と金額)	杉田福蔵他1名	—	
030	17	3	25	保証金御預証(47円余、木炭3万貫目請負につき)	荒瀬村中島菊蔵	阿仁鉱山局	
031	17	3	22	木炭上納請負証(木炭5万貫目、賃金1600円、荒瀬村官山字根子又沢にて釜33個で製造、鉱山局炭倉届け上納の定約15条につき) →(朱書、前書結約違えぬこと。17年3月22日、阿仁鉱山局)	荒瀬村請負人湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
032	17	3	25	保証金御預証(金185円余、木炭10万貫目請負保証金として)	荒瀬村武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
033	17	3	24	木炭上納受負証(木炭10万貫目、賃金3710円、荒瀬村官山字松倉沢にて釜66個で製造、鉱山局炭倉届け上納の定約15条につき) →(朱書、前書結約違えぬこと。17年3月24日、阿仁鉱山局)	荒瀬村請負人武田吉松他3名	阿仁鉱山局	
034	17	3	24	木炭上納受負証(木炭5万貫目、賃金1695円、荒瀬村官山字志瀨内沢にて釜33個で製造、鉱山局炭倉届け上納の定約15条につき) →(朱書、前書結約違えぬこと。17年3月24日、阿仁鉱山局)	荒瀬村請負人武田吉松他3名	阿仁鉱山局	
035	17	3	25	木炭上納受負証(木炭3万貫目、賃金954円、荒瀬村官山字杉ノ又沢他1沢にて釜20個で製造、鉱山局炭倉届け上納の定約15条につき) →(朱書、前書結約違えぬこと。17年3月25日、阿仁鉱山局)	荒瀬村受負人中島菊蔵他2名	阿仁鉱山局	
036	17	3	28	米御払下願(官米約15石、薪方山手使役予備米として) →(朱書、願意聞き届ける。17年3月28日、阿仁鉱山局)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
037	—	—	—	仮願書(湊氏仕払い・中村より仕訳分の金銭につき、挟み込み紙)	—	—	
038	17	4	10	記(比立内三左衛門方にて米取り集めにつき)	鈴木弥右衛門他1名	—	
039	17	—	—	伐採雇方証(薪春伐請負山子につき)	受負人湊忠左衛門	湊勇吉他1名	
040	17	2	—	官米初交換願(比立内村へ指し置かれた官米約15石は柚用に使ってしまったので、薪方予算米のため初交換につき) →(朱書、願意聞き届けるので定約証差し出すこと。17年3月15日、阿仁鉱山局)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
041	17	4	—	早瀬沢薪小沢出シ之義二付届(046の下書き)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
042	16	10	—	木材抽取及分局迄運搬御請負約定証(杉丸太9528本、賃金1024円余、北秋田郡官山野倉沢伐採木及び末木より造材し、分局構内まで届ける請負の定約20条につき) →(朱書、前書結約違えぬこと。16年10月4日、阿仁鉱山局)	荒瀬村鈴木弥右衛門他1名	阿仁鉱山分局	12
043	17	4	14	木材川込之義二付願(請け負った野倉沢の木材のうち4168本を大雪どけ以前に川込めしたい) →(朱書、書面の川下し願い聞き届ける。ほかに14尺余の材木500本余急需につき抽取りして同様に川下しすること。降雨の場合は日延べすること。17年4月14日、阿仁鉱山局)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
044	17	4	14	杉立木御下払願(木炭10万貫目請負に際し、炭庫等建方用として官山杉12本につき) →(朱書、書面の願い聞き届けるので杉12本分の元木代を上納すること。17年4月14日、阿仁鉱山局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
045	17	4	24	木材川込候分書上(木材2547本、野倉沢につき)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
046	17	4	19	早瀬沢薪小沢出シ之義ニ付上申（ほかの沢々に比べて融雪水が早めに切れるので、すぐに小沢出しに取り掛かりたい） →（朱書、右理由書を実地点検し指示する。17年4月24日、阿仁鉱山局）	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	18
047	17	4	—	[]（杉長短丸太90本等、木材川流しの寄留用材につき拝借願）	荒瀬村受負人鈴木弥右衛門他1名	阿仁鉱山局	
048	—	—	—	松倉沢炭役処諸器械及片板挽板共預品取調左ニ（指付古筵、障子、板戸、桶、樽、釜等につき）	—	—	
049	17	5	2	木材川込之義ニ付伺（野倉沢の木材2、3日中に流すので採用につき） →（朱書、書面の伺い聞き届けるので速やかに川込めすること。17年5月5日、阿仁鉱山局）	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
050	17	5	—	薪沢込小沢抱留迄下方御届（袖の子沢368棚、真角沢のうち名兵衛沢70棚につき）	荒瀬村受負人湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
051	—	—	—	御局御払木（丸駄・片板・杉皮等数量と金額、人足代につき書上、別紙）	—	—	
052	17	5	5	御伺書（真角沢のうち2沢の薪沢下し取り掛かり採用につき） →（朱書、前書につき鉱山局へ上申し、袖の子沢の薪368棚、真角沢の70棚、その小沢抱留までの沢下しが採用となったので着手すること。17年5月9日、湊勇吉他1名）	比立内村松橋文蔵他1名	湊勇吉他1名	19
053	17	5	7	薪沢込小沢抱留迄下方御届（袖の子沢の368棚余、真角沢のうち名兵衛沢の70棚、薪沢込手配につき） →（朱書、書面の届け出聞き置く。17年5月9日、阿仁鉱山局）	荒瀬村受負人湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
054	17	4	25	茅草石炭船運搬御受負願（石炭10貫目につき賃金3銭3厘にて、茅草石炭坑より鉱山局構内石炭庫・焼釜・焼釜の鉤器械場まで） →（朱書、願を聞き届ける。17年[]、阿仁鉱山局）	荒瀬村舟子佐々木国四郎他5名	阿仁鉱山局	
055	17	5	13	木炭製造[]御引渡願（字根子又、備前ノ又からの製炭、焼子の者前金貸し付けにつき）	荒瀬村石田勝次郎他1名	阿仁鉱山局	
056	17	5	13	薪川込願（打当内沢のうち魚ノ子沢にて150棚位を流したいので採可につき） →（朱書、申し出を聞き置く。17年5月13日、阿仁鉱山局）	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
057	17	5	19	野倉沢木材川込渡届（杉計9963本の川込めについて）	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
058	17	5	19	薪沢込御伺（官山字繫沢、早瀬沢、雪が解けきる前、手遅れにならないうちに流したい）	荒瀬村鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
059	17	5	20	秤拝借願（5貫目秤1つ、松倉製炭所にて利用につき）	荒瀬村湊勇吉他2名	阿仁鉱山局	
060	17	5	20	定約書（阿仁鉱山需要の製炭・運搬請負を依頼につき）	荒瀬村佐藤長治他2名	石田敬右衛門	
061	17	5	19	薪沢込御伺（官山字繫沢・早瀬沢の薪、融雪水が切れるまでに抱留まで沢下げしたい） →（朱書、申し出を聞き置く。17年5月20日、阿仁鉱山局）	荒瀬村鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
062	17	5	20	表庭御払下願（水無村米倉々にある表庭、炭役所・釜子家1軒1枚につき）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
063	—	—	—	記（米メ13石9斗5升、46俵につき）	—	—	
064	17	5	26	御治療願（木材積方中怪我人につき）	湊勇吉他1名	岩早通光	
065	17	5	28	記（金357円余、官山野倉沢杉木材造材、川下し、運搬、上納賃金受取につき） →（朱書、同月31日鈴木代受取）	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
066	17	5	28	[]（金214円余、官山野倉沢杉木上納の拝借資本金の返納につき） →（朱書、本月31日金のうちより返納請け留め受取）	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
067	17	5	—	薪沢下伺（官山字真角沢、魚子沢薪、雪解け水のあるうちに抱留まで沢下げしたいので、仰せつけてほしい） →（朱書、伺いの趣聞き置くので沢下げすること。17年5月28日、阿仁鉱山局）	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
068	17	5	21	茅草石炭運搬賃金之義ニ付願（先般運搬賃金を10貫目あたり3銭3厘で請け負ったが、見込み違いであったため、3銭5厘にしてほしい） →（朱書、願意聞き届けるので定約書差し出すこと。17年5月26日、阿仁鉱山局）	荒瀬村舟子佐々木国四郎他5名	阿仁鉱山局	
069	17	5	21	石炭運搬上納月割左ニ（9万貫目を6月から11月の月割りにつき）	荒瀬村舟子佐々木国四郎他4名	阿仁鉱山局	
070	17	5	20	秤拝借願（45貫目秤2挺、松倉製炭所において釜子より炭を受け取る際に使いたい） →（朱書、書面の願い聞き届けるので、1か月1円40銭宛上納すること、秤毀損の場合は元価27円余を月々上納金より引き去り、残金上納すること。17年5月28日、阿仁鉱山局）	荒瀬村佐藤長治他1名	阿仁鉱山局	20
071	17	5	—	松倉炭役処諸器械御預之分御払下願（木炭15万貫目、製炭運搬請負のため松倉炭役処にある直製の諸器械につき）	荒瀬村佐藤長治他1名	阿仁鉱山局	21
072	17	5	—	松倉沢木炭御直製諸器械御預分取調書（古塵、古障子、水手桶、湯釜、味噌桶、挽板等につき） →（朱書、書面の願い、付箋代価にて払い下げるので金借用書と金高相当の地券差し出すこと。17年5月28日、阿仁鉱山局）	荒瀬村佐藤長治他1名	阿仁鉱山局	
073	17	5	—	薪川下之義ニ付伺（薪川下しの季節として最上であり、この機会を過ぎると小沢の水涸れ、田植えとの重複による人足不足、洪水等の懸念がある。野倉沢木材水揚人足50名余が銀山川原の袖小屋にいるので、引き続き薪水揚、積み方に取り掛かりたいため、薪下し方の採可につき） →（朱書、伺いを聞き置くので川下し着手のこと。17年5月31日、阿仁鉱山局）	荒瀬村請負人鈴木弥右衛門他1名	阿仁鉱山局	22
074	17	6	4	積り書（構内工事につき） →（朱書、同月12日証書より出頭受取）	荒瀬村鈴木弥右衛門	管轄課	
075	17	6	4	証（金15円余、構内工事の賃金受取につき） →（朱書、同月12日証書より出頭受取）	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
076	17	6	7	証（金300円、野倉沢杉木材請負賃金のうち仮渡し分受取につき） →（朱書、同月18日木材上納賃金証書上申、同月20日下げ渡し金のうちより返納証書引き戻し）	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
077	17	6	7	[]（杉立木12本払い下げ代金上納につき） →（朱書、同月22日鉱山局より受取参る）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
078	17	6	—	袖小屋返納御届（官山字野倉沢にて16年中木材袖取のため袖小屋の普請木を拝借したが、小屋をありのまままで返納につき） →（朱書、書面袖小屋返上を聞き届ける。17年6月11日、阿仁鉱山局）	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
079	17	6	13	野倉沢木材上納之義ニ付願（大木材の予定規格外品や指定通りの区別ができない木材等の取り扱いにつき） →（朱書、出願の定約書に対し長短・寸径違いは願通り聞き届ける。17年6月17日、阿仁鉱山局）	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	

筑大農林社会経済研究 第33号 (2017)

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
080	17	6	18	証(金2123円余、官山野倉沢杉木材造材、川下し、運搬、上納賃金受取につき) →(朱書、右金6月20日下金に下し、弥右衛門、伝治出張)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
081	17	6	18	上納証(金1325円余、官山野倉沢杉木材造材、川下し、運搬、上納請負の資本金として 拝借分返済につき) →(朱書、右金前下げ渡し金のうちより返上)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
082	17	6	19	証(金22円余、官山野倉沢杉木材造材、川下し、運搬、上納賃金受取につき) →(6月20日弥右衛門、伝治出張、下げ渡される)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
083	17	6	18	[](野倉沢木材川下しのうちより茅草石炭坑御用木材長さ14尺・600本を差し回す よう仰せ付けられたが、長短が混在して、一部だけを水揚げしたことの届け出につき)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
084	17	6	19	証(金38円余、荒瀬留より薪川下し分の水揚、下浜仮留修繕人足賃受取につき) →(朱書、右金7月1日下金にて伝治出張受取)	右金員受取総代湊勇吉	阿仁鉱山局	
085	17	6	26	上納証(金3円余、下浜仮留工事を2つの組で実施し、人足賃6円余のところ折半して支 払ったため有金上納につき) →(朱書、右金7月1日貸し付け賃金・下げ渡しのうちより返上、受取)	荒瀬村受負人鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
086	17	6	27	証(金75円余、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負賃金として受取につき) →(朱書、右金7月1日下金になり伝治出張受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
087	17	6	27	返上証(金30円余、荒瀬村官山字孫沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負資本金として17 年2月に拝借した640円のうち返納につき) →(朱書、右金7月1日下金になり返納、受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
088	17	7	3	新賃金之内仮御下渡願(6月9日より荒瀬留より銀山下浜まで川下し、水揚、積立分700 棚余の作業に仙北・南秋田・北秋田郡から人足50名余雇い入れたため、賃金支払いにつき)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
089	17	7	3	証(金200円、荒瀬村官山字真角沢他4沢で16年春伐薪の川下し・積立賃金のうち仮渡 され分受取につき)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
090	17	7	—	木炭上納之義二付願(請け負った字根子沢他3沢製炭上納手続、粉灰の濡れ具合調査を 全俵から定約通り抜俵検査への移行につき)	荒瀬村受負人石田勝次郎他4名	阿仁鉱山局	
091	17	7	11	証(金175円余、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負賃金受取につき) →(朱書、右金同月14日下金にて受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
092	17	7	11	返納証(金70円余、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負資本金として17年2月 に拝借高640円余のうち返納につき) →(朱書、右金同月14日下金のうちより返納、鉱山局受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
093	17	7	—	薪上納之義二付願(請け負った官山字真角沢他4沢薪、6月初旬荒瀬留まで川下し、御局 下浜まで川下し、水揚、積立て来たが、6月以来数度の出水にて銀山仮留破損してその支 出が多いところに、13日の洪水で銀山仮留残らず破損した。その普請が済むまで多くの 人足を留め置いては困難なので、荒瀬浜下岱に水揚げし、賃金をひとまず支払う方法を 採用につき) →(朱書、書面の願い聞き届ける。17年7月16日阿仁鉱山局)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	25
094	17	7	22	証(計金1521円余、官山字真角沢他4か所より16年春伐薪川下し等賃金にて受取につき) →(朱書、本月24日鈴木出張受取)	荒瀬村鈴木弥右衛門他1名	阿仁鉱山局	23
095	17	7	22	返納証(金840円、官山字真角沢他4か所より御局まで薪川下しを請負、資本金として17 年1月に拝借分、皆納につき) →(朱書、本月24日返納)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	24
096	17	7	22	返納証(金225円余、官山字真角沢分4か所より薪そり出請負資本として17年5月280円 余拝借し、返納につき) →(朱書、本月24日下金のうちより返納)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
097	17	7	22	返納証(金500円、真角沢分4か所より薪川下し、積立請負資本として7月4日拝借分皆 納につき) →(朱書、本月24日返納)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
098	17	7	26	証(金121円余、官山字早瀬沢にある薪運搬、荒瀬浜水揚上納の賃金受取につき) →(朱書、同月28日下金にて弥右衛門出張受取)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
099	17	7	26	[](金165円余、官山字真角沢他4か所にて、16年春伐薪、川下し、運搬、荒瀬浜上 納賃金受取につき) →(朱書、同月30日下金ラテ弥右衛門出張受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
100	17	7	26	返納証(金54円余、官山字真角沢他4か所より薪そり出請負資本として5月9日280円余 返納の残金上納につき) →(朱書、同月28日下金のうちより弥右衛門出張、返納受け留め)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
101	17	7	26	証(金5円余、荒瀬留官薪・枕木水揚、積立賃金受取につき) →(朱書、同月28日下金にて弥右衛門出張受取)	荒瀬村鈴木弥右衛門	阿仁鉱山局	
102	17	7	28	[](証)(官山字孫沢にて製炭御局炭庫届け上納受負賃金受取につき) →(朱書、7月30日伝治出張受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
103	17	7	28	[](荒瀬村官山字孫沢にて製炭御局炭庫届け上納請負資本金として17年2月拝借金 640円のうち返納につき) →(朱書、7月30日伝治出張、下金のうちより返納)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
104	17	7	28	証(金127円余、官山字杉ノ又沢・岩ノ目沢にて製炭、御局炭倉届け上納請負賃金受取 につき) →(朱書、同月30日伝治出張受取)	武田吉松他1名	阿仁鉱山局	
105	17	7	28	返納証(金51円余、荒瀬村官山字杉ノ又・岩ノ目沢にて製炭、御局炭倉届け上納請負資 本金として17年3月拝借金381円余のうち返納につき) →(朱書、同月30日伝治出張、返納)	武田吉松他1名	阿仁鉱山局	
106	17	7	28	証(金106円余、官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月30日伝治出張受取)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
107	17	7	28	返納証(金42円余、荒瀬村官山字根子又沢にて製炭、御局炭倉届け上納請負資本金とし て17年3月拝借金640円のうち返納につき) →(朱書、同月30日伝治出張、返納)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
108	17	7	28	証(金265円余、官山字志瀨内沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月30日伝治出張受取)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
109	17	7	28	返納証(金104円余、荒瀬村官山字志瀨沢にて製炭、御局炭倉届け上納請負資本金とし て17年3月拝借金678円のうち返納につき) →(朱書、同月30日伝治出張、返納)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
110	17	7	31	[] (釜子8名背負方平均鉾山局上納炭10貫目につき11銭余と肩銭定、炭背負申し付けにつき)	根子又炭役所	—	
111	17	7	31	[] (7名釜々より背負方鉾山局まで上納炭10貫目につき12銭余、炭背負肩銭定め運送申し付けにつき)	根子又炭役所	小沢清十郎他9名	
112	17	7	31	[] (上記根子又炭役運送請負につき前金を貸し付けたが、無断帰村し運送しない、この上実行しなければ定約証の通り損害受取につき)	湊勇吉	佐々木三郎他1名	
113	17	8	1	証(金564円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負賃金受取につき) →(同年8月5日、下金にて伝治出頭受取、鈴木弥右衛門へ渡し)	荒瀬村武田吉松他2名	阿仁鉾山局	
114	17	8	4	返納証(金225円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負資本金として17年3月の拝借金1484円のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	武田吉松他2名	阿仁鉾山局	
115	17	8	4	木炭上納之義ニ付願(請け負った字根子沢他3沢製炭上納手続、粉灰の濡れ具合調査を全俵から定約通り抜俵検査への移行につき) →(朱書、願いの趣聞き届ける。17年8月7日、阿仁鉾山局)	荒瀬村受負人石田勝次郎他4名	阿仁鉾山局	
116	17	8	8	[] (御局御用薪炭請負中、秋田軽罪裁判所から出廷の達しがあり、長男湊伝治・鈴木久治に委託したいので許可願につき)	荒瀬村受負人湊勇吉	阿仁鉾山局	
117	17	8	14	証(金421円余、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負賃金として受取につき) →(朱書、同月16日伝治出張受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉾山局	
118	17	8	14	返上証(金168円余、荒瀬村官山字孫沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負資本金として17年2月に拝借した640円のうち返納分につき) →(朱書、同月16日下金のうちより返上)	湊勇吉他1名	阿仁鉾山局	
119	17	8	14	証(金248円余、杉ノ又沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負賃受取につき) →(朱書、同月16日受取)	中島菊蔵他1名	阿仁鉾山局	
120	17	8	14	[] (返上証)(荒瀬村官山字杉ノ又沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負資本金として17年3月に拝借した381円余のうち返納分につき) →(朱書、同月16日返納)	武田吉松他1名	阿仁鉾山局	
121	17	8	—	[] (証)(官山根子又沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負賃受取につき) →(朱書、同月16日伝治出張受取)	湊勇吉	阿仁鉾山局	
122	17	8	—	返上証(金94円余、荒瀬村官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負資本金として17年3月に拝借した640円のうち返納分につき) →(朱書、同月16日下金のうちより返納)	湊勇吉	阿仁鉾山局	
123	17	8	—	証(金193円余、官山字志瀨内沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負賃金として受取につき) →(朱書、同月16日下金になる)	武田吉松他2名	阿仁鉾山局	
124	17	8	—	返上証(金77円余、荒瀬村官山字志瀨内にて製炭、御局炭庫届け上納請負資本金として17年3月に拝借した678円のうち返納分につき) →(朱書、同月16日返上)	武田吉松他2名	阿仁鉾山局	
125	17	8	16	上納証(3点、①金110円余、中村鈴木弥右衛門倉預米払下げ対価につき、②金56円余、比立内村佐藤三左衛門倉預米払下げ対価につき、③金2円余、②に同じ) →(朱書、同月16日返納)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁鉾山局	
126	—	—	—	記(薪袖ノ子沢他4沢5口改につき、元計1420棚余、改計1356棚余、差引63棚余山元減)	—	—	
127	17	8	19	(荒瀬浜留へ挽薪水揚上納31棚余、安間庄助他3名立ち会いで引き渡しを願う、綴小紙片) →(朱書、本月22日下げ渡しにて受取)	—	—	
128	17	8	—	証(金45円余、官山字真角沢他4か所、16年春伐薪川下し、荒瀬浜上納賃金受取につき) →(朱書、本月22日下げ渡しにて受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉾山局	
129	17	8	20	証(金336円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月23日下げ渡しにて受取)	鈴木孫右衛門他2名	阿仁鉾山局	
130	17	8	20	返納証(金134円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円の内返納につき) →(朱書、同月23日下金のうちより返納)	武田吉松他2名	阿仁鉾山局	
131	17	8	26	証(金227円余、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月29日下げ渡しにて受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉾山局	
132	17	8	26	返納書(金51円余、荒瀬村官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年2月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	湊勇吉他1名	阿仁鉾山局	
133	17	8	26	証(金91円余、官山字杉ノ又沢・岩ノ目沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月29日下金にて受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉾山局	
134	17	8	26	返納書(金37円余、荒瀬村官山字杉ノ又沢・岩ノ目沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高381円余のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	武田吉松他1名	阿仁鉾山局	
135	17	8	26	証(金169円余、官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、下金にて受取)	湊勇吉	阿仁鉾山局	
136	17	8	26	返納書(金67円余、荒瀬村官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	湊勇吉	阿仁鉾山局	
137	17	8	26	証(金120円余、官山字志瀨内にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、下金にて受取)	武田吉松他2名	阿仁鉾山局	
138	17	8	26	返納書(金48円余、荒瀬村官山字志瀨内にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高678円のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	武田吉松他2名	阿仁鉾山局	
139	17	8	26	証(金104円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、下金にて受取)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉾山局	
140	17	8	26	返納書(金41円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉾山局	
141	17	9	—	証(金99円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、9月18日下金にて受取)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉾山局	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
142	17	9	—	返上証(金39円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高484円のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
143	17	9	—	証(金93円余、官山字杉ノ又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、9月18日下金にて受取)	中島菊蔵他1名	阿仁鉱山局	
144	17	9	—	返上証(金37円余、荒瀬村官山字杉ノ又沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高381円余のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	武田吉松他1名	阿仁鉱山局	
145	17	9	—	証(金178円余、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、下金にて受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
146	17	9	—	返上証(金71円余、荒瀬村官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年2月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
147	17	9	—	証(金100円余、官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、9月18日下金にて受取)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
148	17	9	—	返上証(金40円余、荒瀬村官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、下金のうちより返納)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
149	17	9	24	証(金31円余、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、27日受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
150	17	9	24	返上証(金12円余、荒瀬村官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年2月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、同月27日返上)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
151	17	9	24	証(金70円余、官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、前同断受取)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
152	17	9	24	返納証(金58円余、荒瀬村官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、前同断返納)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
153	17	9	24	証(金503円余、官山字志湖内沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、前同断受取)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
154	17	9	24	返上証(金81円余、荒瀬村官山字志湖内沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高678円のうち返納につき) →(朱書、前同断返上)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
155	17	9	24	証(金316円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、前同断受取)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
156	17	9	24	返上証(金126円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、前同断返納)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
157	17	9	24	秤御譲下願(6貫目秤1挺、根子又沢での製炭で釜子が用いたく、御局不用ならば対価で譲り下げにつき)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
158	17	9	25	上納証(金1円19銭3厘、称代の対価として受取につき) →(朱書、27日上納)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
159	17	9	30	願書控(松倉沢請負木炭1万貫目上納のこと、遠方のため短日になってきたので、銀山御局納から道法の短い小沢採鋸処への変更につき)	請負鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
160	—	—	—	道法り調(松倉沢役所より銀山御蔵までと小沢採鋸処までの里程と、差引銭につき)	—	—	
161	17	10	2	証(金211円余、官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月4日受取)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
162	17	10	2	返納証(金84円余、荒瀬村官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、10月4日返納受取)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
163	17	10	2	証(金346円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、10月4日受取)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
164	17	10	2	返納証(金138円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、10月4日返納)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
165	—	—	—	(官山松倉沢にて木炭10万貫目御局炭庫御届け上納を請け負ったうち、1万貫目を小沢採鋸処上納に変更したい)	—	—	
166	17	9	20	秤拝借願(6貫目秤1挺、根子又沢での製炭で釜子が用いたく拝借につき) →(朱書、願いの趣聞き届けがたい。17年9月25日、阿仁鉱山局)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
167	17	9	24	秤御譲下願(6貫目秤1挺、根子又沢での製炭で釜子から炭を受け取る際に用いたく、御局不用ならば対価で譲り下げにつき) →(朱書、願の趣聞き届けがたく、代価1円余取納の上、受け取りを金庫掛へ申し出よ。17年9月25日、阿仁鉱山局)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
168	17	10	11	証(金511円余、官山字志湖内沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、14日下金受取)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
169	17	10	11	返上証(金84円余、荒瀬村官山字志湖内沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高678円のうち返納につき) →(朱書、14日下金のうちより返納)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
170	17	10	11	証(金379円、官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、前同断)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
171	17	10	11	返納証(金151円余、荒瀬村官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、前同断)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
172	17	10	11	証(金368円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、前同断)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
173	17	10	11	返納証(金147円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、前同断)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
174	17	10	—	願書(官山字松倉沢にて木炭10万貫目御局炭庫御届上納を請け負ったうち、1万貫目を小沢採鉱処上納へ変更につき) →(朱書、書面の趣、聞き届ける。17年10月9日、阿仁鉱山局)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	26
175	17	10	21	証(金5円余、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月23日受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
176	17	10	21	返上証(金2円余、荒瀬村官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年2月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、同月23日受取金のうちより返納)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
177	17	10	21	証(金31円余、官山字杉ノ又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同断)	中島菊蔵他1名	阿仁鉱山局	
178	17	10	21	返納証(金18円余、荒瀬村官山字杉ノ又沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高381円余のうち返納につき) →(朱書、同断)	武田吉松他1名	阿仁鉱山局	
179	17	10	21	証(金276円余、官山字志瀨内沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同断)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
180	17	10	21	返上証(金110円余、荒瀬村官山字志瀨内沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高678円のうち返納につき) →(朱書、同断)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
181	17	10	21	証(金339円、官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同断)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
182	17	10	21	返納証(金130円余、荒瀬村官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、同断)	湊勇吉	阿仁鉱山局	
183	17	10	21	証(金392円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同断)	佐藤長治他1名	阿仁鉱山局	
184	17	10	21	返納証(金156円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、同断)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
185	17	11	1	証(金129円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、11月6日下金受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
186	17	11	1	返上証(金51円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、右月日返上)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
187	17	11	1	証(金162円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月6日下金受取)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
188	17	11	1	返上証(金62円余、荒瀬村官山字志瀨内沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高678円のうち返納につき) →(朱書、同断返上)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
189	17	11	18	木炭請負願(上納木炭5万貫目、10貫目につき金28銭5厘、18年2月から6月納、官山字長滝沢のうちにて製炭、右賃金にて運搬上納請負につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
190	17	11	19	証(金389円余、官山字杉ノ又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、11月20日下金受取)	武田吉松他1名	阿仁鉱山局	
191	17	11	19	返上証(金143円余、荒瀬村官山字杉ノ又沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高381円余のうち返納につき) →(朱書、同断3分より返納)	武田吉松他1名	阿仁鉱山局	
192	17	11	19	証(金226円、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、11月20日受取)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
193	17	11	19	返上証(金86円余、荒瀬村官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年2月拝借高640円のうち返納につき) →(朱書、同断返上)	湊勇吉他1名	阿仁鉱山局	
194	17	11	20	証(金296円余、官山字志瀨内沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、11月22日受取)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
195	17	11	20	返上証(金165円余、荒瀬村官山字志瀨内沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高678円のうち返納につき) →(朱書、前下金のうちより返納)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
196	17	11	29	証(金43円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、12月1日下金受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
197	17	11	29	返納証(金17円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、12月1日下金のうちより返納)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
198	17	12	1	証(金8円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、12月5日受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
199	17	12	1	返納証(金3円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、12月5日受取金のうちより返納)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
200	17	12	1	金預証(金177円余、うち88円余18年1月30日限り渡し、同88円余松倉炭上納に定めにつき)	湊勇吉	加賀屋亀吉	
201	17	12	3	[](秋田軽罪裁判処へ出頭の召喚受証)	荒瀬村湊勇吉	秋田軽罪裁判処判事長前川保敏	
202	17	12	6	証(金71円余、官山字孫沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月9日下金受取)	山田理左衛門	阿仁鉱山局	
203	17	12	6	証(金53円余、官山字志瀨内沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月9日下金受取)	武田吉松他2名	阿仁鉱山局	
204	17	12	6	証(金17円余、官山字杉ノ又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月9日下金受取)	中島菊蔵他1名	阿仁鉱山局	
205	17	12	—	証(金67円余、官山字根子又沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、12月10日下げ渡し受取)	湊勇吉	阿仁鉱山局	

筑大農林社会経済研究 第33号 (2017)

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
206	17	12	11	記(金4厘、13年官山字小倉沢にて杉元木1900本元木代上納差引過納分受取につき) →(朱書、本月19日下金、伝治出張受取)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
207	17	12	15	証(金129円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、同月16日受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
208	17	12	15	返納証(金51円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、前同断返納)	鈴木弥右衛門他1名	阿仁鉱山局	
209	17	12	15	秤返上証(45貫目秤1挺、6月中松倉沢製炭処にて釜子共が木炭受取用に拝借したが、11月までに木炭受取済になり、山元雪深にて運搬できず、返上願につき)	荒瀬村佐藤長治他1名	阿仁鉱山局	
210	17	12	15	拝借米代金返納証(金11円余、3年旧藩米20石拝借残米に対し昨年2月中証書改正残金33円余のうち、本年返納分につき) →(朱書、同月16日返納)	湊長左衛門	阿仁鉱山局	
211	17	12	15	御請書(青毛乗馬1頭対価金16円余、払下げ広告により入札落札の達につき)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山局	
212	17	12	15	上納証(金16円余、青毛乗馬1頭払下げ対価につき) →(朱書、同月16日上納)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山局	
213	17	12	18	(鷹巣成田が鉱山局より買入の馬を見たいとの書簡)(挟み込み)	山田忠胤	湊伝治	
214	—	—	—	阿仁鉱山局青毛乗馬入札取調(湊伝治他6名の金額につき)	—	—	
215	17	12	15	秤返上書(45貫目秤2挺、6月中松倉沢製炭処にて釜子共が木炭受取用に拝借したが、11月までに木炭受取済になり、山元雪深にて運搬できず、返上願につき) →(朱書、申し出の通り返納すべきこと。17年12月16日、阿仁鉱山役所)	荒瀬村佐藤長治他1名	阿仁鉱山局	
216	17	12	10	記(船仮屋形1組の拝借願が採用になる、期間は本月15日までににつき) →(朱書、同月18日石田藤松に頼み返済)	荒瀬村湊勇吉	営繕課	
217	17	12	20	証(金152円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫届け上納請負賃金受取につき) →(朱書、本月22日受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
218	17	12	20	返上証(金60円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、本月23日返上)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
219	17	12	25	(小沢採炭処へ木炭運送を許可したが、同処炭庫修繕が済んだものの運送がなく、至急運送につき申入)	倉庫掛	鈴木弥右衛門他2名	
220	17	12	—	証(金105円余、官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負賃金受取につき) →(朱書、12月27日受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
221	17	12	—	返上証(金42円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、前同断返上)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
222	18	1	19	過炭上納願(228の写し)	荒瀬村受負人佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
223	18	1	21	(かつて出水の際の人手23名を、8円余、1名2円68銭余で雇った賃金を高橋岩五郎に支払った旨記)	阿仁鉱山局倉庫掛	湊勇吉他2名	
224	18	1	21	記(金2円68銭余、14年4月貴殿は阿仁鉱山局より木材川下しを請け負い、人手23名を雇い、この度同局倉庫掛より貴殿他2名の書類を持参し、貴殿相当分を渡されたので受取につき)	銀山町高橋岩五郎	湊勇吉	
225	18	1	24	証(金224円余、官山字松倉沢にて製炭、小沢採炭処炭庫上納賃金受取につき) →(朱書、同月26日受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
226	18	1	24	返上証(金89円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、同月26日返上)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
227	18	1	23	証(そり炭6401貫余、運搬請負につき)	坑業課雑務掛	倉庫掛	
228	18	1	19	過炭上納願(官山字松倉沢での製炭上納10万貫目請け負ったが、釜子を多数雇い入れたため1万5000貫目過分に製造してしまい、その旨申し出るべきところ、主務の弥右衛門が秋田裁判処より召喚されたため報告が遅れて恐縮している。今更のことではあるがこのままではどうしようもないので、過炭を請負価格の1割5分引にて上納を命じられたい) →(朱書、願いの趣聞き届けがたい。18年1月20日、阿仁鉱山局)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	27
229	18	1	26	(官山字松倉沢から炭10万貫目の上納を請け負った件で、1万貫目分を当局ではなく小沢採炭処へ運送することを10月に許可したが、その他の残炭も同処へ運んでよい旨達)	倉庫掛	鈴木弥右衛門他2名	
230	18	1	31	入札(干草260貫目、枝大豆220把につき)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山局	
231	18	1	31	御請書(枝大豆220把落札につき)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山局	
232	18	1	31	上納証(金1円76銭、枝大豆220把払下げ代金につき) →(朱書、同年2月2日上納)	荒瀬村湊伝治	阿仁鉱山局	
233	18	2	3	証(金199円余、官山字松倉沢にて製炭、小沢採炭処炭庫上納賃金受取につき) →(朱書、2月5日下金受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
234	18	2	3	返上証(金79円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、2月5日下金のうちより返上)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
235	18	2	3	入札(長さ6尺九太2000本、長さ8尺九太500本、長さ10尺九太500本、長さ6尺5寸矢板500枚、長さ7尺1寸9分板50間、同1寸3分板100間、長さく不明)1寸9分板50間、長さ6尺5寸矢板900枚、長さ6尺余丸太50本、長さ8尺九太60本、長さ5尺九太100本、総計160円余につき)	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉱山局	
236	18	2	2	過炭上納之義二付再願(官山字松倉沢での製炭上納のところ、過炭1万5000貫目程があり、去年10月2度上納願を聞き届けられなかったが、上納できなければ困難至極なので、特別上納を再度願出、元賃より2割減にて) →(朱書、書面の願いいまさら不都合ではあるが、特別に炭10貫目につき賃金25銭で上納を聞き届ける。さらに定約書を差し出すこと。18年2月15日、阿仁鉱山局)	荒瀬村受負人佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
237	18	2	24	(17年夏釜倉沢において製炭請負中秤2挺貸下料、他20品目払下げ代のうち半額返納申入書)	倉庫掛	鈴木弥右衛門他2名	
238	18	2	23	(八森倉之助貸し付け金返納につき催促のため出局申入書)	阿仁鉱山局	湊伝治	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
239	18	3	17	(2月1日より3月16日まで木炭1万786貫目受取通知)	坑業課雑務掛	倉庫掛	
240	18	3	18	証(金329円余、官山字松倉沢にて製炭、小沢採炭処炭庫届け上納賃金受取につき) →(朱書、同月19日下金受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
241	18	3	18	返上証(金75円余、荒瀬村官山字松倉沢にて製炭、御局炭庫上納請負資本金として17年3月拝借高1484円のうち返納につき) →(朱書、同月19日下金のうちより返上)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
242	18	3	18	木炭上納願(243の下書き)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
243	18	3	18	木炭上納願(先だつて官山字松倉沢で製炭した炭2万貫目余を小沢採炭処炭庫へ運送する許可を得たが、過炭1万5000貫目の一部についても、割引価格でよいので同処へ上納したい) →(朱書、願いの趣聞き届ける。18年3月18日、阿仁鉱山局)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
244	18	3	19	証(金33円余、官山字松倉沢にて製炭、小沢採炭処炭庫届け上納賃金受取につき) →(朱書、20日下金受取)	佐藤長治他2名	阿仁鉱山局	
245	18	3	19	[](金8円余、荒瀬村官山字松倉沢の製炭において、17年6月より11月まで拝借金にて上納につき証) →(朱書、同月20日返納)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
246	18	3	19	[](金25円余、松倉沢製炭処にて利用した諸容器払い下げ金のうち半額上納につき記) →(朱書、同月20日上納)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
247	18	3	20	[](金5円余、16年春伐薪川下し中、17年7月の洪水の際、専念寺川原仮留より流失し、小沢村他6か村にて水揚げとなる、仮留までの川下し人足賃金受取につき) →(朱書、同月23日下げ渡し受取)	鈴木弥右衛門他1名	阿仁鉱山局	
248	18	3	21	木炭粉灰上納願(252の下書き)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
249	18	3	23	保証金御預ケ証(金19円余、官山字松倉沢での製炭にて過炭凡1万5000貫目製造請負につき) →(朱書、同月25日上納済み)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
250	18	3	25	(阿仁鉱山営業を本月31日を境に古河市兵衛へ譲渡につき達)	阿仁鉱山局	湊勇吉他1名	28
251	18	3	25	上納証(金25円余、松倉沢製炭処にて利用した諸器械払下げ金の残り半額上納につき) →(朱書、同月26日上納)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
252	18	3	21	木炭粉灰上納願(請け負った官山字松倉沢の製炭にて粉灰1500貫目程でき、粉灰10貫目につき炭4貫500目の割にて上納したい) →(朱書、願いの趣聞き届けがたい。18年3月24日、阿仁鉱山局)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
253	18	3	22	木炭上納請負証(木炭凡1万5000貫目、賃金390円、荒瀬村官山字松倉沢にて製造、御局上納過炭にて請負の定約13条につき) →(朱書、前書結約を相違えぬこと。18年3月23日、阿仁鉱山局)	荒瀬村鈴木弥右衛門他3名	阿仁鉱山局	
254	18	3	26	証(金137円余、官山字松倉沢にて製炭過炭、御局炭庫届け上納請負賃金受取につき) →(朱書、28日下金受取)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
255	18	4	10	松倉沢雪車道大破二付上納延期願(8日の洪水にてそり道が大破し、橋も破損して徒歩での往来さえ困難なので、あと1日あれば上納できたはずの炭1200貫目は、消雪を待って牛道にて本年6月限り上納につき) →(朱書、書面の趣聞き届ける。18年4月12日、工部省阿仁鉱山局)	荒瀬村受負人鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	29
256	18	4	27	証(金229円余、官山字松倉沢にて製炭、阿仁鉱山事務処炭庫届け上納請負賃金受取につき) →(朱書、同日受取)	鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山事務処	
257	18	4	21	木炭賃金御下渡願(官山字松倉沢にて製炭上納賃金229円余、下金がなく支払日が迫って困難に至っているので、賃金仮渡下されたい)	荒瀬村鈴木弥右衛門他2名	阿仁鉱山局	
258	18	10	21	回章(秋田駅通出張局より下げ渡された郵便掛函・掛札の取り扱いと受取証につき)	水無郵便局	切手売下所荒瀬村湊勇吉他2名	
259	18	10	—	記(郵便掛函、郵便切手売下所掛札受取につき)	荒瀬村湊勇吉	水無郵便局	
260	18	10	21	免務願(戸長事務、病身につき)	荒瀬村戸長湊勇吉	秋田県令赤川惣助	
261	19	2	13	記(金224円余、第弐救荒予備資金拝借分金不融通のため取り立てられず、本月中に上納する旨、請書差上につき)	荒瀬村部理代人拝借人佐藤三左衛門	北秋田郡長日理宗信	
262	19	6	28	拝借金返上延期願(9年拝借金を本年5月メ分金40円余上納すべきところ、金不融通にて上納できず、7月25日まで延期につき)	荒瀬村拝借総代人湊勇吉	秋田県令青山貞	
263	19	7	—	入林鑑札返納願(入林鑑札8枚、18年7月、10月に荒瀬村官林字孫沢内にて製炭木払い下げにつきこの入林鑑札が下げ渡され、9月、12月に返上しなければならぬところ、釜小屋にて紛失してお返しできず、この度発見したので取り調べをもって還納につき)	荒瀬村湊貞治	秋田県大林区署	

『阿仁鉱山古河事務処受負関係証書類綴』(湊榮興家文書728) 細目表

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
001	22	6	19	[]証(字業研沢からの薪100棚の伐採と小沢鉱山への運搬を請け負ったので、その運搬に必要な牛の購入代金を借用した) →(朱書、6月19日荒瀬村地所登記) →(朱書、23年1月25日取り消し)	荒瀬村湊勇吉他1名	阿仁銅山村字銀山百五十番地葛西重雄	
002	23	1	26	荒瀬村官林字早瀬沢・岩井ノ又沢ニ於テ薪伐採・運搬、事務処構内届上納賃金受取証(薪313棚余の伐採と事務所構内への運搬を請け負い、その賃金として908円余を受け取った) →(朱書、2月4日受取)	薪受負人湊勇吉	阿仁鉱山古河事務処	
003	23	1	26	返納証(21年11月~同22年11月に荒瀬村官林字岩井ノ又沢・早瀬沢からの薪313棚余の伐採と事務所構内への運搬を請け負い、その賃金のうち703円余を借金返済にあてる) →(朱書、2月4日返納)	湊勇吉	阿仁鉱山古河事務処	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
004	23	1	29	山田忠胤・湊勇吉受負薪之内、上岱及製煉前事務処前へ運搬棚取調（請け負った薪1314棚余の内訳につき）	—	—	
005	23	2	2	証（御山領字大沢からの薪70棚の伐採と小沢鉦山への運搬を請け負い、その賃金として219円余を受け取った） →（朱書、5月4日受取）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務処	
006	23	2	4	荒瀬村官林字岩井ノ又沢・早瀬沢ニ於テ薪伐採・運搬、荒瀬浜上納賃金受取証（薪126棚余の伐採と荒瀬浜への運搬を請け負い、その賃金として338円余を受け取った） →（朱書、2月5日受取）	薪受負人湊勇吉	阿仁鉦山古河事務処	
007	23	2	4	返納証（21年11月～同22年11月に荒瀬村官林字岩井ノ又沢・早瀬沢からの薪の伐採と事務所構内への運搬を請け負い、その賃金のうち13円余を借金返済にあてる） →（朱書、2月5日受取）	湊勇吉	阿仁鉦山古河事務処	
008	—	—	—	大沢薪差引書覚（請け負った薪70棚余の内訳につき） →（朱書、2月4日受取）	—	—	
009	22	5	26	金拝借証（荒瀬村官山字鉦内沢ほか2か沢からの薪400棚余の伐採が完了し、川込めに移るので、その前金として190円を拝借した） →（朱書、5月28日支払い、記帳済み）	荒瀬村借主湊勇吉他1名	阿仁銅山村字銀山町百五十番地葛西重雄	
010	—	—	—	記（岩字井ノ又沢からの薪450棚の伐採等を1350円で請け負う場合と、字金倉沢からの薪350棚の伐採等を1510円で請け負う場合の資本金借用の内訳につき）	—	—	
011	—	—	—	（古河事務所より資本金756円を借用した際の書入地の書上。756円のうち135円は身元保証金として預け、残り621円を受け取った）	—	—	
012	23	3	—	薪伐採及運搬約定証（荒瀬村官林字岩井ノ又沢からの薪450棚の伐採と事務所構内への運搬を賃金1350円で請け負った際の契約書） →（朱書、前書結約に相違なし。3月4日、阿仁鉦山古河事務所）	荒瀬村三十四番地受負人湊勇吉他2名	阿仁鉦山葛西重雄	31
013	23	3	5	身元保証金御預ケ証（荒瀬村官林字岩井ノ又沢からの薪450棚の伐採と事務所構内への運搬を請け負った際の身元保証金135円につき）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務処	
014	23	3	14	証（仙北御廻米の比立内一荒瀬間の運賃として50円を受け取った）	湊勇吉	阿仁鉦山古河事務所	
015	23	3	22	石炭運搬受負願（旧冬より石炭のそり運搬を請け負っているが、これに加えて萱草石炭坑から事務所石炭庫までの舟運搬を請け負いたい）	荒瀬村武田吉松	阿仁鉦山古河事務所	
016	22	10	18	松倉製炭処渡挽物木材取調（角材46本の寸法の書上につき）	木材請負人鈴木久治	松倉製炭処	
017	—	—	—	（木材1173本の寸法の書上）	—	—	
018	23	4	14	誤伐自首書（官山字岩井ノ又沢での誤伐につき。該当箇所の絵図と誤伐した1173本の書上を含む）	[]	阿仁鉦山古河[]	
019	23	4	18	石炭及木炭運搬受負願（萱草村大川前石炭役所から事務所石炭庫までの石炭60万貫目の運搬と、比立内炭役所から事務所炭庫までの木炭25万貫目の運搬を請け負いたい） →（朱書、書面の趣承認、定約証を差し出すこと。4月20日、古河阿仁鉦山事務所）	荒瀬村武田吉松	阿仁鉦山古河事務処	32
020	23	4	18	拝借金返上之義ニ付願（石炭運搬のため新造船買入れ金として200円を拝借したが、私所有山林からの石炭採掘が中止され、拝借金の返上を命じられた件につき）	荒瀬村武田吉松	阿仁鉦山古河事務処	33
021	23	4	18	拝借金返上之義ニ付願（石炭運搬のため新造船買入れ金として200円を拝借したが、私所有山林からの石炭採掘が中止され、拝借金の返上を命じられた件につき）	荒瀬村武田吉松	阿仁鉦山古河事務処	
022	23	5	18	大沢薪過伐之分上納願（御山料字大沢より薪の伐採等を請け負ったが、100棚過分に伐採してしまっただけで、この分を買ってほしい）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務処	
023	23	6	2	証（御山料字大沢からの薪80棚の伐採と小沢鉦山への運搬を請け負い、その賃金として250円を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務所	
024	23	6	4	証（官山岩井ノ又沢・早瀬沢からの薪8棚余の伐採と荒瀬浜への運搬を請け負い、その賃金として22円を受け取った）	湊勇吉	阿仁鉦山事務所	
025	23	7	11	受負薪伐採高御届（請け負った薪562棚の伐採が完了し、山元に積み終えたので調査されたい）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務処	
026	23	7	14	薪御売上願（官山字岩井ノ又沢から薪を伐採したが、190棚余不足となった分につき）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務処	
027	—	—	—	記（薪450棚の伐採等を請け負った賃金621円の内訳につき）	—	—	
028	—	—	—	（金銭の書上）	—	—	
029	23	7	16	（薪の棚調べの出張依頼に関する書付）	倉庫掛	湊勇吉	
030	23	7	—	薪御売上願（官山字岩井ノ又沢から薪を伐採したが、190棚余不足となった分につき）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務処	34
031	23	8	5	前借金返上之儀ニ付願（官山字岩井ノ又沢からの薪750棚の伐採等を請け負ったが、意外な降雪で400棚しか伐採できず、前金の返上を命じられた。そこで中村の郷山を購入して伐採した薪100棚を買って上げてもらい、その代金で返上したい）	湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	35
032	23	8	5	薪売上願（中村の郷山から伐採した薪100棚を購入されたい）	湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
033	23	8	—	薪売上願（中村の郷山から伐採した薪100棚を購入されたい） →（朱書、書面の趣承認、期限内に納めること。8月7日、古河阿仁鉦山事務所）	湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	36
034	23	8	7	証（御山領字大沢からの薪82棚余の伐採と小沢鉦山への運搬を請け負い、その賃金として257円余を受け取った） →（朱書、8月19日受取）	湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
035	22	8	15	棚調べ御届（山元に積み上げられた薪281棚の棚調べの結果につき）	湊勇吉他2名	古河阿仁鉦山事務所	
036	—	—	—	証（薪98棚余の内訳につき）	—	—	
037	23	9	1	証（御山領字大沢からの薪18棚余の伐採と小沢鉦山への運搬を請け負い、その賃金として58円余を受け取った） →（朱書、9月4日受取）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務処	
038	23	9	—	代人御届（官林字岩井ノ又沢において雑木を誤伐した件で、水無小林区署から実地調査への立ち会いを命じられたが、病気のため代人として伴治を立ち合わせる）	荒瀬村薪受負人湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
039	23	9	—	手続書（官林字岩井ノ又沢からの薪の伐採等を請け負っているが、阿仁銅山小林区署と事務所による調査の通り、本年4月に山頭・柚子が誤伐した。この件につき寛大な処置を願う）	荒瀬村薪受負人湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	38

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
040	23	9	13	誤伐手続上申書（官林字岩井ノ又沢での誤伐につき、寛大な処置を願う）	荒瀬村湊勇吉	阿仁銅山小林区署	37
041	23	10	6	受負薪川込御届（官山字金倉沢からの薪350棚の伐採が完了したので7日より川込めに移る）	荒瀬村鈴木久治	阿仁鉦山古河事務所	
042	23	10	6	売上薪川込御届（荒瀬村郷林からの薪147棚余の伐採が完了したので7日より川込めに移る）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務所	
043	21	11	8	米拝借証（米15俵を拝借したので、12月までに比立内村松橋文蔵方へ返済する）	荒瀬村湊勇吉	志瀨内製炭処	
044	23	12	3	（官林字檜山沢からの薪の伐採・運搬請負打診につき通知。薪324棚の伐採と事務所への運搬を請け負う場合は請書を提出し、請負を見合わせる場合も連絡すること）	倉庫掛	湊勇吉	39
045	23	12	4	御請書（官山字檜山沢からの薪324棚の伐採と事務所への運搬を請け負う）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	40
046	24	1	22	（薪の請負につき出頭依頼。連絡事項があるため、代人でもよいので出頭されたい）	倉庫掛	湊勇吉	41
047	24	1	28	金借用証（石炭服露金として300円を借用）	荒瀬村武田吉松他1名	葛西重雄	
048	24	1	31	薪伐採及運搬約定証（荒瀬村官林字檜山沢からの薪324棚の伐採と事務所構内への運搬を賃金972円で請け負った際の契約書） →（朱書、前書結約に相違ないこと。1月31日、古河阿仁鉦山事務所）	荒瀬村三十四番地受負人湊勇吉他4名	古河阿仁鉦山坑業人代理葛西重雄	
049	24	1	29	金借用証（土地を抵当に入れ、薪324棚の伐採・運搬を請け負う資本金544円を借用した） →（朱書、2月4日受取。1月29日、荒瀬村地所登記）	荒瀬村三十四番地借用人湊勇吉他4名	阿仁銅山村銀山百五十番地葛西重雄	
050	24	1	31	身元保証金御預ケ証（荒瀬村官林字檜山沢からの薪324棚の伐採と事務所構内への運搬を賃金972円で請け負った際の身元保証金97円余につき） →（朱書、2月4日預ける）	荒瀬村薪受負人湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
051	—	—	—	記（前田村森吉官林・上小阿仁五反沢官林における杉等2044本の伐採・運搬の入札請負につき）	—	—	
052	24	2	—	前田村森吉官林字三枚天池届・上小阿仁五反沢官林沼ノ沢事務所届（同官林からの伐採と三枚ないし事務所への運搬を請け負う入札の雛形）	—	古河阿仁鉦山事務所	
053	—	—	—	（前田村森吉官林・上小阿仁五反沢官林の柚取出材調査。寸法・本数等）	—	—	
054	—	—	—	入札心得之要用のケ条（入札の日程、総本数、資本金、川下し中の洪水流水への対応、納入場所等につき）	—	—	
055	24	3	29	証（専念寺後の人足小屋の貸上料金として3円を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
056	24	5	6	（夏伐薪の件で相談があるので出頭されたい旨の書付）	今林斧治	湊伝治	
057	24	5	—	薪伐採御受負願（荒瀬村官山字檜山沢からの薪320棚の伐採・運搬を請け負っているが、これに加えて同沢からの薪250棚の伐採等を請け負いたい）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
058	24	5	5	薪伐採及運搬受負願（荒瀬村官山字檜山沢からの薪250棚の伐採と事務所構内への運搬を750円で請け負いたい） →（朱書、書面の趣承認、期限内に納めること。5月6日、古河阿仁鉦山事務所）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
059	24	5	13	大沢薪受負賃金予算調（薪1棚あたりの伐採賃、牛駄賃、飯料等の経費の内訳につき）	—	—	
060	24	5	12	金借用証（湊勇吉・山田理左衛門所有の土地を抵当にして、薪250棚の伐採等を請け負うための資本金351円を借用した） →（朱書、5月13日受取。5月12日、荒瀬村地所登記）	荒瀬村三十四番地借用人湊勇吉他3名	阿仁銅山村銀山百五十番地葛西重雄	
061	20	4	23	（土地の書上）	—	—	
062	24	5	12	身元保証金御預ケ証（荒瀬村官山字檜山沢からの薪250棚の伐採等を請け負った際の身元保証金75円につき） →（朱書、5月13日預ける）	荒瀬村薪受負人湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
063	24	6	13	薪川下御届（官山字金倉沢からの薪254棚余の伐採が完了したので、15日より大川下しに移る）	荒瀬村鈴木久治	古河阿仁鉦山事務所	
064	—	—	—	（薪652棚余の伐採地の内訳に関する書付）	—	—	
065	24	6	13	薪川下御届（官山字岩井ノ又沢からの薪261棚余の伐採と、中村郷林字モウ沢からの薪136棚余の伐採が完了したので、15日より大川下しに移る）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
066	24	6	14	金借用証（請け負っている薪233棚余の伐採が完了し、川込めに移るので、その資金として105円を借用した） →（朱書、6月14日鈴木久治受取。50円を拙者〈勇吉〉が預かり、残り55円を鈴木に渡す）	荒瀬村借主鈴木久治他2名	阿仁銅山村百五十番地葛西重雄	
067	—	6	20	大沢薪伐採予算調（薪1棚あたりの伐採・運搬等にかかわる経費の内訳につき）	—	—	
068	24	6	18	（大沢薪伐採所の調査に関する書付）	今林斧治	湊勇吉	
069	24	6	28	大沢薪伐採予算調（薪1棚あたりの伐採・運搬等にかかわる経費の内訳につき）	荒瀬村湊勇吉	古河事務所倉庫課	
070	—	7	3	（檜山沢における夏伐薪の調査に関する書付）	近内安太郎	湊勇吉	
071	24	7	30	明治廿四年七月薪山元棚調表（檜山沢・岩井ノ又沢で伐採した薪の棚数につき、元棚数・正棚数と減少量を書き上げたもので、末尾に「岩井ノ又沢棚調」が貼付されている）	湊勇吉他2名	古河阿仁鉦山事務所倉庫掛今林斧治	
072	24	8	3	金借用証（請け負っている薪山元529棚余の中出賃金として61円余を借用した） →（朱書、8月4日受取）	荒瀬村三十四番地借主湊勇吉他2名	阿仁銅山村百五十番地葛西重雄	
073	—	—	—	（字愛宕堂等から伐採した角材・丸太の寸法・本数に関する書付）	—	—	
074	24	9	—	約定証（庄司半五郎が所有する字向山・愛宕堂脇の杉林を伐採し、古河事務所へ売り上げる際の契約書）	庄司半五郎他1名	—	
075	24	7	28	廿四年七月廿八日調、大沢より下前田・桂瀬三ヶ所より船運搬ヲ以事務所届賃金（寸法ごとに木材の運賃を書き上げたもの）	—	—	
076	—	—	—	（寸法ごとに木材の運賃を書き上げたものか。貼紙あり）	—	—	
077	24	8	17	（請負高に対し薪の伐採棚数不足につき照会。比立内出張所で檜山沢における夏伐薪の実況見分を行ったところ、30人ほどの山子が盆参りのため残らず下山したようだが、請け負った薪に対して伐採した薪が少なからず不足しているので、20日より着手される棚調への前に湊長松を呼び出し、至急対応されたい）	今林斧治	湊伝治	42
078	24	8	18	（連絡事項があるので至急出頭されたい旨の書付）	倉庫掛	湊伝治	
079	—	8	20	（薪の件で至急出頭されたい旨の書付）	今林	湊	

筑大農林社会経済研究 第33号 (2017)

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
080	24	8	23	(薪の川込めに関する書付。荒瀬留の修繕が27日までに完了するので、昨年の残りの薪と、本年伐採した薪のうち調査を終えた分の川込めに順次着手すること。ただし、川込めの日程については事前に連絡すること)	倉庫掛	湊勇吉他3名	
081	—	8	18	(薪5棚余買い入れに関する書付)	—	—	
082	24	8	20	(薪の流失にともなう湯口内村周辺の家々の調査結果に関する書付)	—	—	
083	—	8	26	(小又村枝郷境田村五兵衛持ち林の立木調査に関する書付)	—	—	
084	24	8	21	流薪御尋之義ニ付上申(洪水で荒瀬留・抱留が破損し、請け負った薪が流失した。銀山下夕浜から湯口内までの間で回収した薪は事務所構内へ納入したが、調査の結果、湯口内村周辺の者共が人足頭より買い入れたと証言し、当惑している。湊勇吉は出張、鈴木久治は山元薪手配のため流失処理に付き添えず、不正が生じた。それらの薪は、残らず回収して事務所構内へ納入する)	薪受負人湊勇吉他1名	古河阿仁鉦山事務処	
085	24	8	25	薪棚調延期願(連日の降雨で伐採が思い通りに進捗しないので、薪の棚調べを延期してほしい)	受負人湊勇吉他1名	古河阿仁鉦山事務処	
086	24	8	27	受負薪川込御届(荒瀬村官山字檜山沢からの薪300棚の伐採が完了したので川込めに移る)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
087	24	8	27	金借用証(請け負っている薪300棚の伐採が完了し、川込めに移るので、その資本金として135円を借用した) →(朱書、8月28日受取)	荒瀬村借主湊勇吉他2名	阿仁銅山村百五十番地葛西重雄	
088	24	8	8	証(荒瀬村官山字岩井ノ又沢からの薪100棚の伐採等を請け負い、その賃金として300円を受け取った) →(朱書、8月9日受取)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
089	24	8	8	返納証(荒瀬村官山字岩井ノ又沢からの薪100棚の伐採等を請け負い、その賃金のうち232円余を借金返済にあてる) →(朱書、8月9日返納)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
090	24	8	20	流薪御尋之義ニ付上申(洪水で荒瀬留・抱留が破損し、請け負った薪が流失した。銀山下夕浜から湯口内までの間で回収した薪は事務所構内へ納入したが、調査の結果、湯口内村周辺の者共が人足頭より買い入れたと証言し、当惑している。湊勇吉は出張、鈴木久治は山元薪手配のため流失処理に付き添えず、不正が生じた。それらの薪は、残らず回収して事務所構内へ納入する)	薪受負人湊勇吉他1名	古河阿仁鉦山事務処	
091	24	9	4	証(官山字岩井ノ又沢からの薪41棚余の伐採等を請け負った賃金として114円余を受け取った) →(朱書、9月4日受取)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
092	24	9	4	返納証(荒瀬村官山字岩井ノ又沢からの薪41棚余の伐採等を請け負った際に借用した資本金のうち96円余を返済する) →(朱書、9月4日返納)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
093	24	11	10	(薪下し方の件で連絡事項があるので至急出頭されたい旨の書付)	今林	湊	
094	24	11	17	証(薪26棚余の運搬を請け負った賃金として3円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
095	24	11	17	証(官山字金倉沢からの薪21棚余の伐採等を請け負った賃金として65円余を受け取った)	荒瀬村鈴木久治	古河阿仁鉦山事務処	
096	24	11	17	返納証(官山字金倉沢からの薪の伐採等を請け負った際に借用した資本金のうち34円余を返済する)	荒瀬村鈴木久治	古河阿仁鉦山事務処	
097	24	11	17	証(官山字金倉沢からの薪15棚余の伐採等を請け負った賃金として42円余を受け取った)	荒瀬村鈴木久治	古河阿仁鉦山事務処	
098	24	11	17	証(中村郷林字モウ沢からの薪95棚の伐採等を請け負った賃金として285円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
099	24	11	17	返納証(官山字岩井ノ又沢からの薪の伐採等を請け負った際に借用した資本金のうち179円余を返済する)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
100	24	11	17	証(官山字岩井ノ又沢からの薪20棚余の伐採等を請け負い、その賃金として55円を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
101	24	11	30	廿五年度伐採薪受負調(真角沢・小岱倉沢・志測内沢・野倉沢・打当沢からの薪1550棚の伐採等を、湊勇吉・鈴木久治・松橋文蔵に請け負わせる)	倉庫掛	—	
102	24	12	6	松材留木杉留木材ニ替上納願(杉材3万5000本の出材を請け負う予定で予算案を提出したが、字向山・前田滝山から思い通り出材できず、不足分を湯口内の松立木約300本から出材するので、杉材の代わりに上納したい) →(朱書、書面の趣承諾のこと。24年12月6日)	受負人湊勇吉	古河事務処木材掛	
103	25	1	19	(捨石車の金具代3円余納入に関する書付) →(朱書、1月20日工作掛伊藤へ金具代納入)	古河事務所工作掛雑務方	湊勇吉	
104	25	1	21	記(24円余返済につき) →(朱書、書面通り受取)	庄司半五郎	湊勇吉	
105	—	—	—	古河阿仁鉦山事務処鉦物購買規定(銀鉦石・銅鉦石の品位・価額等につき)	—	—	
106	—	—	—	委任状(伐採した木材を阿仁鉦山事務処へ売り上げた際の代金受取を部理代人に委任する場合の雛形)	湊勇吉	—	
107	—	—	—	(雑木の寸法・代金に関する書付)	—	—	
108	25	4	25	(字根子又沢からの杉出材によって沢筋の田畑・道路・墓地・用水堰根等を破損させた場合は、迷惑をかけないように修復することを記した誓約書) →(朱書、根子村地主総代佐藤忠太より貴殿へ協議の件、承諾のこと。4月26日、古河阿仁鉦山事務処)	根子村地主惣代人佐藤忠太	湊勇吉他2名	
109	21	9	10	薪散流願(荒瀬村官山字唐見内沢・小岱倉沢・早瀬沢から薪1000棚を流送したい) →(朱書、願書の趣承認、橋梁・堤防・水路等を損壊しないようにすること。9月12日、北秋田郡長御代信成)	荒瀬村湊勇吉	秋田県北秋田郡長御代信成	30
110	—	5	28	(油断なく薪下し方に従事することにつき書付)	倉庫掛	湊勇吉	
111	25	3	21	記(米1000石を扇田村二十日市相場と鷹巣村十七日市相場の平均値段で売り上げたい)	二井田村一関寅之助	古河阿仁鉦山事務処	
112	—	8	13	(佐山沢で伐採した薪の買い上げ代金につき書付)	今林	湊	
113	—	—	—	(朱書)「記」(薪300棚の伐採等にあって前金450円貸与につき)	—	—	
114	26	8	—	薪御売上願(荒瀬村共有山林字佐山沢から薪200棚を伐採し、代金1236円で売り上げたい)	荒瀬村湊治	古河阿仁鉦山事務処	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
115	—	—	—	薪仕上り取調（長さ2尺8寸の薪1棚を伐採・運搬するのに要する経費の内訳につき）	湊伝治	—	
116	—	—	—	（木材の寸法・代金に関する書付）	—	—	
117	26	12	9	木材売上願（荒瀬村共有山林字佐山沢から雑木1万1700本を伐採し、代金864円余で売り上げたい）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
118	26	12	9	地処書入登記願（貸借金250円、登記料金1円余）	阿仁銅山村銀山八十二番地借主島田研六他2名	—	
119	26	12	9	金借用証（荒瀬村共有山林字佐山沢から雑木を買い入れて伐採し、留木に造材して小沢鉦山へ運搬するのを請け負うための資本金として、土地を抵当に入れて250円を借用した） →（朱書、12月9日荒瀬村地所登記）	荒瀬村三十四番地借用人湊勇吉他2名	阿仁銅山村銀山八十二番地島田研六	
120	26	12	—	薪売上願（荒瀬村共有山林字佐山沢から薪100棚を伐採し、代金550円余で売り上げたい）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
121	27	1	31	薪売上願（荒瀬村共有山林字佐山沢から薪100棚を伐採し、代金550円余で売り上げたい） →（朱書、書面の趣承認、期限内に納めること。2月1日、古河阿仁鉦山事務所）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	43
122	27	2	4	金借用証（荒瀬村郷林字佐山沢からの薪山元85棚の伐採と小沢鉦山への運搬を請け負うにあたり、236円余を借用した） →（朱書、2月5日受取）	荒瀬村湊勇吉他1名	古河阿仁鉦山鉦業人代理葛西重雄	
123	27	3	18	金借用証（荒瀬村郷林字佐山沢からの薪山元23棚余の伐採と小沢鉦山への運搬を請け負うにあたり、64円余を借用した） →（朱書、3月19日受取）	荒瀬村借主湊勇吉他1名	阿仁銅山村銀山八十二番地島田研六	
124	24	9	—	約定証（庄司半五郎が所有する字向山・愛宕堂脇の杉林を伐採し、古河事務所へ売り上げる際の契約書）	庄司半五郎他1名	—	
125	27	4	11	雑木留木売上証（雑木留木673本の代金として35円余を受け取った） →（朱書、4月19日受取）	荒瀬村湊勇吉	阿仁鉦山古河事務所	
126	26	12	—	雑木留木売上願（荒瀬村共有山林字佐山沢から雑木留木8800本を伐採し、代金634円余で売り上げたい。買い上げてもらえるならば、土地を抵当に入れて資本金250円を拝借したい）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
127	27	7	8	木材売上代金受取証（木材1175本の代金として54円余を受け取った） →（朱書、7月19日受取）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
128	27	7	8	返上証（荒瀬村郷林字佐山沢から雑木留木を伐採するために資本金250円を借用し、そのうち21円余を返済する） →（朱書、7月19日返納）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
129	27	7	17	（提出された雑木留木売上証書に不備があり、決算不能につき書付）	木材方	湊伝治	
130	27	7	17	雑木留木売上代金受取証（荒瀬村郷林字佐山沢から伐採した雑木留木1297本の代金として66円余を受け取った） →（朱書、7月19日受取）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
131	27	7	17	返納証（荒瀬村郷林字佐山沢から雑木留木を伐採するために資本金250円を借用し、そのうち26円余を返済する） →（朱書、7月19日返納）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
132	—	—	—	佐山沢留木上納表（留木2472本の寸法・本数・代価につき）	—	—	
133	27	9	4	佐山沢売上薪流木之義二付願（薪51棚余流失につき、代わりに自分持山から薪を伐採するための前金を拝借したい）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
134	27	9	6	金借用証（請け負っている薪83棚の伐採が完了し、川込めに移るので、その資金として60円を借用した）	荒瀬村借主湊勇吉他1名	古河阿仁鉦山鉦業人代理葛西重雄	
135	27	10	6	（定約の薪を至急運搬されたい旨の書付）	倉庫掛	湊勇吉	
136	27	11	26	記（幸屋村佐藤長治より買い入れた石炭坑付近の山林から造材した留木の寸法・値段の書上）	—	—	
137	—	—	—	記（幸屋村佐藤長治より買い入れた山林から造材した留木の寸法・値段の書上）（挟み込み）	—	—	
138	27	6	18	（山田藤之助による木材の売り上げ願書の写）	—	—	
139	—	—	—	（木材の寸法・値段に関する書付）（挟み込み）	—	—	
140	—	12	12	（留木に差し支えているので至急納入されたい旨の書付）	笠井唐忠	湊勇吉	
141	27	12	—	佐山沢留木前金拝借残金返上願（郷林字佐山沢から留木を伐採する予定で前金250円を拝借したが、立木不足で予定通りの生産ができず、そのうえ洪水で留木1000本余が流失したため、幸屋村佐藤長治所有の林を買い入れて留木を造材し、売り上げた。その代金で未返済の前金201円余を返済したい）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
142	27	12	—	雑木留木売上願（幸屋村佐藤長治より買い入れた山林から雑木留木5000本を造材し、売り上げたい。売り上げ価格の半分を前金として拝借したい） →（朱書、前書の趣承認のこと。12月10日、古河阿仁鉦山事務所）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
143	27	12	—	記（雑木留木5000本を造材し、422円余で売り上げたい）	荒瀬村湊勇吉	—	
144	28	1	5	証（荒瀬村共有山林字佐山沢から薪84棚を伐採・運搬した代金として462円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
145	28	1	5	返納証（荒瀬村共有山林字佐山沢からの薪の伐採等を請け負った際に借用した資本金のうち360円余を返済する）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
146	28	1	16	証（荒瀬村共有山林字佐山沢から薪6棚を伐採・運搬した代金として35円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務処	
147	28	2	20	御使渡願（仙北回米の比立内—荒瀬間のそり運搬につき）	荒瀬村伊藤忠記	古河阿仁鉦山事務処倉庫課	
148	27	2	4	金借用証（荒瀬村郷林字佐山沢から薪山元85棚余の伐採等を請け負い、その元木代・伐採賃として236円余を借用した）	荒瀬村借主湊勇吉他1名	古河阿仁鉦山鉦業人代理葛西重雄	
149	27	3	18	金借用証（荒瀬村郷林字佐山沢から薪山元23棚余の伐採等を請け負い、その元木代・伐採賃として64円余を借用した）	荒瀬村借主湊勇吉他1名	阿仁銅山村銀山八十二番地島田研六	

筑大農林社会経済研究 第33号 (2017)

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
150	27	9	—	金借用証 (荒瀬村郷林字佐山沢からの薪山元83棚余の伐採を完了し、川下しに移るので、その資本金として60円を借用した)	荒瀬村借主湊勇吉 他1名	古河阿仁鉦山 鉦業人代理葛 西重雄	
151	28	3	9	証 (雑木留木604本の代金として43円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
152	28	6	16	幸屋村へ伐採留木取調 (湊伝治・山頭太兵衛出張・調査により留木4968本受取につき)	—	—	
153	28	7	28	証 (前金50円につき)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
154	28	7	27	証 (幸屋村佐藤長治所有雑木林からの留木の伐採等のため、資本金として50円を借用した)	荒瀬村借主湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
155	28	9	23	薪伐採及運搬請負願 (御山領字薬研沢等からの薪200棚の伐採と小沢鉦山への運搬を請け負いたい。その条件につき) → (朱書、書面の趣承認、期限内に納めること。9月24日、古河阿仁鉦山事務所)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
156	—	—	—	(封筒) (挟み込み)	荒瀬村湊勇吉	今林斧治	
157	—	10	26	(木材の寸法・値段に関する書付) (挟み込み)	—	—	
158	28	10	—	留木売上願 (御山領字大沢からの留木の伐採・運搬を請け負い、所定の値段で売り上げたい)	湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
159	28	10	26	留木請負願 (御山領字大沢からの留木の伐採・運搬を請け負い、所定の値段で売り上げたい)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
160	28	10	26	留木請負願 (御山領字大沢からの留木の伐採・運搬を請け負い、所定の値段で売り上げたい)	湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
161	28	11	2	広敷用木拝借願 (請け負った留木の伐採と荒瀬留までの川下しが完了し、適宜所定の場所までの川下しに移行するので、広敷用木を拝借したい)	受負人湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
162	28	11	5	証 (山領字ヤゲン沢等からの薪66棚の伐採等を請け負った賃金として182円余を受け取った)	湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
163	28	11	17	木材売上代金受取証 (木材4459本の代金として271円余を受け取った)	湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
164	28	11	17	返納証 (資本金として借用していた251円余を返済する)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
165	28	11	30	木材売上代金受取証 (木材197本の代金として10円余を受け取った)	湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
166	28	12	18	金借用証 (山領字薬研沢等からの薪100棚の伐採等を請け負った前金として150円を受け取った)	荒瀬村借主湊勇吉 他1名	古河阿仁鉦山 事務所	
167	28	12	18	証 (山領字薬研沢等からの薪14棚の伐採等を請け負った賃金として38円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
168	28	9	—	記 (兵治沢一比立内役所間の荒瀬牛士による炭の運賃につき。牛1頭で1日に炭25貫目、牛士1人は6頭付なので1日に炭150貫目を運搬。その運賃は1日で1円14銭余、10貫目あたり7銭余。1か月25日運搬し、1か月で28円余)	—	—	
169	—	—	—	記 (兵治沢一比立内役所間の南部牛士による炭の運賃につき。牛1頭で1日に炭25貫目、牛士1人は5頭付なので1日に炭125貫目を運搬。その運賃は1日で81銭余、10貫目あたり6銭余。1か月23日運搬し、1か月で18円余。その内訳につき)	—	—	
170	29	1	7	木材売上代金受取証 (木材293本の代金として16円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
171	—	1	9	(立ち会いによる薪納入依頼に関する書付)	薪炭方	湊伝治	
172	29	1	17	金借用証 (山領字薬研沢からの薪75棚の伐採等を請け負い、112円余を借用した)	荒瀬村借主湊勇吉 他1名	古河阿仁鉦山 事務所	
173	29	2	13	木材売上代金受取証 (木材2221本の代金として183円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
174	29	2	17	証 (御山領字大沢からの薪31棚の伐採・運搬を請け負った賃金として133円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
175	29	2	17	証 (御山領字大沢からの薪4棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として15円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
176	29	2	17	返納証 (御山領字大沢からの薪の伐採・運搬を請け負うために借用した資本金のうち、53円余を返済する)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
177	—	1	8	(伐子1人ごとに伐採した薪の棚数を調査されたい旨の書付)	今林斧治	湊伝治	
178	29	3	4	証 (御山領字大沢からの薪48棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として206円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
179	29	3	4	証 (御山領字大沢からの薪11棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として38円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
180	29	3	4	返納証 (御山領字大沢からの薪の伐採・運搬を請け負うために借用した資本金のうち、89円余を返済する)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
181	29	3	17	証 (御山領字大沢からの薪36棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として158円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
182	29	3	17	証 (御山領字大沢からの薪6棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として22円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
183	29	3	17	返納証 (御山領字大沢からの薪の伐採・運搬を請け負うために借用した資本金のうち、65円余を返済する)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
184	29	3	—	記 (薪266棚の規格につき)	取締人	—	
185	29	3	4	(小沢鉦山へ薪224棚納入の覚書)	—	—	
186	—	3	18	(薪の件で連絡事項があるので至急出頭されたい旨の書付)	今林	湊	
187	29	4	4	木材売上証 (御山領字大沢からの木材422本の伐採等を請け負った賃金として22円余を受け取った)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	
188	—	—	—	記 (薪330棚余の内訳につき)	—	—	
189	29	4	12	過薪上納願 (御山領字大沢からの薪の伐採等を請け負ったが、110棚ほど過剰に伐採してしまったので、その分も受け取ってほしい)	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山 事務所	

番号	年	月	日	件名	差出	宛先	翻刻
190	29	4	—	過薪上納願（御山領字大沢からの薪の伐採等を請け負ったが、110棚ほど過剰に伐採してしまったので、その分も受け取ってほしい）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
191	29	4	17	証（御山領字大沢からの薪30棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として105円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
192	29	4	17	証（御山領字大沢からの薪30棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として82円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
193	29	4	17	返納証（御山領字大沢からの薪の伐採・運搬を請け負うために借用した資本金のうち、54円余を返済する）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
194	29	4	17	木材売上証（御山領字大沢からの木材729本の伐採・運搬を請け負った賃金として53円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
195	28	12	18	金借用証（山領字葉研沢等からの薪100棚の伐採等を請け負い、150円を借用した）	荒瀬村借主湊勇吉 他1名	古河阿仁鉦山事務所	
196	29	1	17	金借用証（山領字葉研沢等からの薪75棚の伐採等を請け負い、112円を借用した）	荒瀬村借主湊勇吉 他1名	古河阿仁鉦山事務所	
197	29	4	27	木材上納賃金受取証（御山領字大沢からの木材1307本の伐採等を請け負った賃金として98円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
198	29	5	3	証（小沢応保橋から水道坑構内へ薪6棚余を運搬した賃金として3円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
199	29	5	3	証（御山領字大沢からの薪6棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として21円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
200	29	5	3	証（御山領字大沢からの薪11棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として32円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
201	29	5	3	証（御山領字大沢からの薪36棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として126円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
202	—	8	8	（大沢薪山見分に同行されたく、茶屋で待ち合わせる旨の書付）	今林	湊	
203	—	8	9	（大沢薪山見分に同行されたく、茶屋で待ち合わせる旨の書付）	今林	湊	
204	29	8	—	記（焼木1棚を請け負った場合の賃金4円余の内訳につき）	—	—	
205	29	8	—	記（薪1棚を請け負った場合の賃金3円余の内訳につき）	—	—	
206	29	9	5	薪伐採及運搬受負願（御山領字大沢からの薪200棚の伐採と小沢鉦山への運搬を請け負いたい。その条件につき） →（朱書、書面の趣承認、期限内に納めること。9月5日、古河阿仁鉦山事務所）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
207	29	9	—	留木受負願（御山領字大沢からの留木の伐採・運搬を請け負い、所定の値段で売り上げたい）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
208	29	11	5	金借用証（御山領字大沢からの薪100棚の伐採等を請け負い、200円を借用した）	荒瀬村借主湊勇吉 他1名	古河阿仁鉦山事務所	
209	29	12	4	金借用証（御山領字大沢からの薪100棚の伐採等を請け負い、200円を借用した）	荒瀬村借主湊勇吉 他1名	古河阿仁鉦山事務所	
210	—	1	20	（薪納入の催促に関する書付）	薪炭方	湊勇吉	
211	30	2	6	記（薪318棚分について、伐子ごとの内訳を書き上げたものか）	湊勇吉	—	
212	30	2	—	薪過伐相成候二付願（御山領字大沢からの薪200棚の伐採・運搬を請け負ったが、118棚余余計に伐採してしまったので聞き届けられたい）	荒瀬村受負人湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	44
213	30	2	4	記（薪113棚の寸法の内訳につき）	湊勇吉	—	
214	30	2	6	証（御山領字大沢からの薪113棚の伐採・運搬を請け負った賃金として468円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
215	30	2	6	返納証（御山領字大沢からの薪の伐採・運搬を請け負うために借用した資本金のうち、200円を返済する）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
216	30	2	23	金借用証（御山領字大沢からの薪100棚の伐採・運搬を請け負ったが、過伐となった。その分の棚調べが済んだので、これに対する前金として200円を受け取った）	荒瀬村請負人湊勇吉 他1名	古河阿仁鉦山事務所	
217	30	2	23	委任状（古河阿仁鉦山事務所から請け負った薪伐採の前金200円の受取を部理代人に委任する場合の雛形）	湊勇吉	—	
218	29	11	6	金借用証（御山領字大沢からの薪100棚の伐採・運搬を請け負い、金200円を借用した）	荒瀬村借主湊勇吉 他1名	古河阿仁鉦山事務所	
219	30	4	6	証（御山領字大沢からの薪100棚の伐採・運搬を請け負った賃金として403円余を受け取った）	湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
220	30	4	4	返納証（御山領字大沢からの薪の伐採・運搬を請け負うために借用した200円を返済する）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
221	30	4	6	証（極印沢川原から鉄道脇上わ岱へ薪61棚を運搬した賃金として36円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
222	30	4	6	記（極印沢川原から鉄道脇上わ岱へ薪を運搬した費用36円余の内訳につき）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
223	30	4	6	証（小沢応保橋から水道坑構内へ薪15棚余を運搬した賃金として9円余を受け取った）	湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
224	30	5	8	証（御山領字大沢からの薪134棚の伐採・運搬を請け負った賃金として525円を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
225	30	5	8	返納証（御山領字大沢からの薪の伐採・運搬を請け負うために借用した200円を返済する）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
226	30	5	8	証（極印沢役所に木材119本を納入した賃金として6円余を受け取った）	荒瀬村湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
227	30	7	10	証（大沢土橋掛け替えの人足賃として2円を受け取った）	湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
228	30	7	10	証（御山領字大沢からの薪9棚余の伐採・運搬を請け負った賃金として37円余を受け取った）	湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	
229	30	7	10	根子薪上納之儀二付願（御山領字大沢からの薪の伐採・運搬を請け負い、根子薪7棚余を納入した。この根子薪の値段は御直薪御製造に準拠して1棚2円余とされ、2尺薪が1棚4円であるのに比べると安い。しかし、この根子薪の伐採・運搬は困難で経費を要したので、せめて小薪に準じて1棚3円余で買い上げてほしい）	受負人湊勇吉	古河阿仁鉦山事務所	45

翻刻 旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊榮興家文書

凡 例

(1) ここに翻刻するのは、秋田県北秋田市阿仁荒瀬地区に所在する湊榮興家所蔵文書の一部である。

(2) 文書は年月日順に配列し、[史料1]のように通し番号を付した。年欠のものは月日順とした。

(3) 文書番号は、筆者らが目録化の際に与えたものによった。

(4) 漢字は常用漢字を使用した。

(5) 変体仮名は仮名に改めたが、助詞の「者」「江」「而」「茂」「与」などは残した。

(6) 適宜読点(、)と中黒(・)を補った。

(7) 虫喰いや破損によって判読できない文字は、該当する文字数を□で示した。文字数が判断できない場合は[]とした。内容が推定できる場合は()内に注記した。

(8) 明らかな誤字・脱字や当て字は正しい字を()内に注記した。ただし頻出するものは初出箇所に限った。

(9) 見消やそれに相当する抹消箇所には抹消線を付した。文字が完全に塗抹されている箇所は■で示した。抹消後に書き加えられた文字がある場合は、抹消部分の直後に示した。

(10) 平出は原文のままとした。改行は原則として再現しなかった。

(11) 割書きはすべて再現した。ただし割書き内の改行は再現しなかった。

(12) 原文で括弧記号が用いられている箇所は、〈 〉で表した。

(13) 振り仮名は原文のまま再現した。

(14) 朱書や行間への加筆等は、該当箇所あるいはその付近に示した。

[史料1]

明治14(1881)年12月12日「木材賃金御払下願」
(湊榮興家文書636-011)

木材賃金御払下願

字小倉沢杣取木材之内、本年十月中川下シ候分三千五百本余有之、内凡式千本余上納相済ニ付、右賃金御払願申上候処、約違取調中ニ付可指扣被仰含候へ共、手先之者とも賃金仕払指支困却罷有候間、若違約等有之候得ハ、追而上納木材賃金之内より御引落被成下度、○此段奉願候也

荒瀬村

明治十四年 湊 勇 吉^印

十二月十二日

阿仁鉦山分局

御中

(朱書)

「此度限り聞届候事

明治十四年

阿仁鉦山分局^印

十二月十二日

」

[史料2]

明治15(1882)年1月26日「小倉沢残木杣出ニ付前金拝借願」

(湊榮興家文書636-037)

小倉沢残木杣出ニ付前金拝借願

私

御受負罷有候小倉沢杣取残木凡千八百本長式拾尺七百本余、長拾七尺ヨリ拾四尺及七尺迄式千百本余、都合式千八百本位、去秋中迄大纏ヒ冬囲へ仕方、今雪車出シ差支ヒ無之手配罷有候処、困窮之手内行届不申、殊ニ右木材伐方出小集メ取纏ヒ候賃金、不少山子共へ払滞有之困難罷有候間、何方前金トシテ金千五百円抵当書入証書差上候上、拝借被仰付被下度、尤入用之都■度拝借願可申上候間、此段御採用被成下度奉願候、以上

荒瀬村

明治十五年 受負人 湊 勇 吉

一月廿六日

阿仁鉦山分局

御中

[史料3]

明治15(1882)年1月「流木之義ニ付歎願口上書」
(湊榮興家文書636-040)

流木之義ニ付歎願始末心得書口上書

一、私義御分局御開庁以來、薪炭木材御受負被仰付相続罷有候段、難有仕合奉存候

一、明治十三年十月中、建築御用材出二付、糠塚久三郎・畠山雄三ト共ニ、左之三ヶ杣御受負被仰付、杣出予算金額左ニ

官山字野倉沢

一、金壹万七千壹百八拾貳円六錢二厘

糠塚久三郎

字官山黒様沢

一、金壹万四千五百三拾六円六拾三錢七厘

畠山雄三

官山字小倉沢

一、金五千九百三拾六円七拾九錢三厘

湊勇吉

一、右三ヶ杣木材流木対価見積凡左ニ

一、金貳千円位 糠塚久三郎

一、金貳千円位 畠山雄三

一、金千五百円位 湊勇吉

一、木材上納失期違約金左ニ

一、金凡四千円余 糠塚久三郎

一、金凡貳千五百円余 畠山雄三

一、違約金ナシ 湊勇吉

一、去月中糠塚久三郎流木并ニ違約金御処分相濟候■■ニハ、流木之分ハ元木代上納致木材ハ拝領、違約金半額御捨免、半額ハ太木造材之簾ヲ以御許相成候由、依而ハ私流木之義も右振合ヲ以、元木代上納、木材拝領出願候得者、御取扱可被成下御掛員御口達も有之候得共、前記杣取金額之通り、外式名ニ比スレバ三ヶ壺又ハ半額ニも不満小杣之内ヨリ、千五百円価之流木元木代上納拝領相成候トテ、売捌処目■的も無之、且御分局上納対価三之壺ニも売捌無覚束、詮ハ注文無之候而ハ貳拾尺ヨリ四拾尺迄之大材トテ、別段増額売却不相成、通常寸甫又ハ宍料、式間角之直段ニ売却候外無之、然ル上ハ杣子人夫賃金支払可申様無之、不少負債目下相■■迫困却至極ニ相存候、私事ハ違約等も無之、別段御苦柄も無之候間、小倉沢残木凡式千八百本有之分、秋中冬困へ分配仕、則今雪車出シ差支ヒ無之手配罷有候間、前金拝借被仰付杣出シ相成

候様、御取扱被成下度奉願候事

一、官山字鳥坂沢杉杣、明治十三年四月中杣■出シ御受負被仰付杣取仕候処、追々諸物価騰貴、随而日用賃金三増倍ニ相成不少損分相成候ニ付、同年九月中願申上五割増御採用相成候得共、百才三拾五錢内外ニ相当り、右之内ヨリ元木代引去り候得ハ、尚又低価ニ而実々困難仕候得共、去秋中迄精々勉強上納仕候処、余材長拾四尺ヨリ六尺迄凡千七七百本位、并ニ杉皮・片木板共取合式千間余山処有之候分、価格倍增ヲ以上納被仰付、御引立被成下度奉歎願候事

一、明治十三年二月中、木炭壹万貫目御受負被仰付着手候処、次第諸物価及人夫賃金騰貴仕、去秋中拾貫目ニ付貳拾八錢三厘ヲ以皆納仕、不少損分ニ相成申候

一、明治十三年四月中、灯竹四万把御受負被仰付候処、是以諸物価及人足賃金騰貴致、手先之者共前金貸渡定約候得共、伐方不相成凡九千八百七拾四把伐出シ相成候分上納、残三万百貳拾六把未納相成候ニ付、違約償金トシテ元代価五百六拾円へ百分ノ五上納願申上、前借金返上残り共貳百拾円九拾四錢金ニ而返納上仕候処、山子手先者共へ前金貸付候分追々証ニ而受取候■苦情申聞ニ預り、手内不残損分仕候明治十三年以來御受負仕候件ニ、前書之仕合ニ而実ニ困却不少損分有之、難洪至極ニ奉存候間

荒瀬村

明治十五年

湊勇吉

一月

[史料4]

明治15(1882)年2月「小倉沢残木上納之義ニ付願」
(湊榮興家文書636-074)

小倉沢残木上納之義ニ付願

私

御受負小倉沢杣取余材、予而御検査ヲ得候分、糠塚久三郎・畠山雄三同様、杣取出願之際賃金明細取調書ヲ以価格相定メ候、山元諸掛ヲ以上納願可申上之処、銀山専念寺川原届上納可相成事ト心得、其際願不申上、去月十六日杣出シ前金拝借出願書面差上候処、早速御沙汰濟ニも不相成候内、旧冬ヨリ稀ナル雪薄加ルニ折々雨降ニ付、雪車出シ手後レ相成候而ハ、本年中川下シ上納不相成義ニ付、本月六日ヨリ雪車出シへ取掛り候処、昨日金拝

借願之義ニ付御説諭ニ相成感服仕、願書御下願申上候得共、一旦雪車出へ取掛候上ハ、今更迷惑ニ奉存候、依之雪車出シ之分ハ、十三年十月中木材価格相定メ候賃金取調書之内ヨリ、壹割五分相減ジ、大川前字菅生橋下野昨年雪車出シ差置候ヶ処ニ於て上納被仰付被下度、山元残り分糠塚久三郎・畠山雄三同様山元賃金ヲ以雪消之上上納被仰付被下度、然ハ流木ニ付不少損分ニ相成、手先之者共へ賃金払滞罷有、其外不少負債有之、則今窮迫困却罷有候間、賃金御取調之上、七分通り前金拝借被仰付被下度、尤右之内三分通り比立内村ニ於て、米ニ而拝借可仕直段之義、則今銀山町ニ而石ニ付七円貳拾錢之相場ニ候得共、比立内村居形、石ニ付八円之相場ヲ以拝借可仕候間、以特別前頭之願意御採用被成下度、此段奉歎願候、以上

荒瀬村

明治十五年 湊 勇 吉[㊤]
二月

阿仁鉦山分局

御中

(朱書)

「書面願出木材ノ儀者約条外ノ過材ニ付、
買上方難聞届候事
十五年八月廿二日 阿仁鉦山分局[㊤]」

[史料5]

明治15(1882)年8月16日「小倉沢木材予算外出材之義御尋ニ付御答書」

(湊榮興家文書636-073)

小倉沢木材予算外出材之義御尋ニ付御答書一、明治十三年十月中、官山字小倉沢ニ於テ杉元木千九百本、但四尺廻以下貳尺廻迄伐採及運搬御請負之義ニ付、右本数尺廻ニ応し席上ニ而予算材出上申仕候処、請負願御許可ニ相成、右杣処御引渡として御掛管原新一郎殿御出張相成御引渡を得候ニハ、植立木九ヶ処植立之俣ヶ処形を以御引渡ニ相成、尤山林局より右ヶ処不残御引受之趣、御口達ニ而本数及尺廻御取調相成候義ニ無之候引受書也、伐採着手ニ相及候処、翌明治十四年三月中、御掛笠井清八殿より実施出材取調届出可申御達ニ付、其際凡取調書を以上申仕候通、不少予算少出材ニ相成申候、右出材之義ハ四尺廻より三尺■廻迄元木壹本ニ付長物壹本之見込ニ候処、木之長短ニ依り元木壹本よ

り長物貳本、又ハ三本出候分も有之、又元木悪木ニ而長物出来不申分も有之、末木之義も壹本と見込候分ハ貳本三本迄出候分有之、長尺廻り等も見込より太木ニ有之、昨年中上物済之分長物ニ而差引算出致候得者、太木之為三割余出材増相成申候、造材本数之義も前述之通元木見込より格別延び有之為、過木出来相成候義御座候、依此右有形御答申上候也

(朱書)「ニ而、最初予算取調書ニハ元木壹本より長物壹本ト見込候ハ、貳本又ハ三本と出来候より不少過材ニ相成、今日ニ至り予算取調不都合ニ而恐入申候、依之右有形御答申上候也」

荒瀬村

明治十五年 湊 勇 吉
八月十六日
阿仁鉦山分局
御中

[史料6]

明治15(1882)年8月25日「木材上納之義ニ付願」
(湊榮興家文書636-101)

木材上納之義ニ付願

私

杣出御受負官山字小倉沢杣取残木上納ニ付、前金拝借願本年二月中書面ヲ以申上候処、早速御指令無之、数度御伺申上候得共終遷延ニ相成、本月廿二日右願書へ木材之義ハ約定外之過材ニ付、買上方難聞届趣御指令御下相成当惑之至ニ奉存候、右木材之義ハ全ク御分局官木ニ而、私儀伐採運搬御請負而已ニ而、上納不相成候上ハ如何相心得可申哉、且ツ約定外之過材と御指令有之候得共、定約書第三條木数才数とも元木延之長短ニ依り実施増減可有之云々記載之上ハ、定約外ト申義ニ無之奉存候

一、明治十四年三月杣取中、実施出材書上可致被仰付、造材相成候木材及今後造材分共、其節書上過材出来候儀ハ御聞届相成居候

一、明治十四年十一月中木材御掛加藤国七殿・菅原新市郎殿御出張、過材残木御検査済罷有候

一、同年十二月中、小倉沢出材并ニ鳥坂沢出材賃金御払下ヶ見積書上可致被仰付、其節書上罷有候

一、右杣出杉皮三千間御届申上置候処、官ニ於テ

御入用無之ニ付、代金七拾五円ヲ以山元ニ於テ、明治十四年十月中私へ御払下ケ相成則金上納仕候、是ハ柚取予算ニも無之定約外之物ニ候得共、出品之儀ハ全ク官物ニ而私伐採運搬受負而已ニ而、定約外といへとも勝手自油（由）不相成儀ハ前条之通りニ御座候、然ル上ハ右柚より出材之分上納不相成義無之奉存候

一、木材抽出予算書上之義ハ、実施出材と比較スル時ハ、不少過材ニ相成不都合ニ候得共、予算之節ハ官簿拜見被仰付、席上ニ於テ取調仕、譬ハ元木壹本より貳拾尺以上之長物壹本と見込候処、元木之長短ニ依り貳本又ハ三本出候分俣有之、且ツ昨年上納相成候長物太木之為メ、三割余出材増ニ相成、自然過材出来仕候、全ク御引渡ニ相成候ヶ処より伐採相成候義相違無之候故、予算ニ対ス不都合ニ付、御不審も候ハ、山処伐跡実地御検査ニ相成候得ハ相分可申奉存候
前条之通りニ御座候所、此上長々上納不相成候而ハ、伐採賃及運搬入費不少立替ニ借財相成居、困窮之手内迷惑罷有候間、再応御取調至急上納被仰付被下度候、此段奉願候也

荒瀬村

明治十五年 湊 勇 吉[㊟]

八月廿五日

阿仁鉦山分局

御中

(朱書)

「書面願之趣実地検査候処全ク当局用材木中之過材ト認メ候ニ付、元価ヨリ式ヲ減シ山処ニ於テ而買上聞届候事

明治十五年 阿仁鉦山分局[㊟]

十一月九日

〔史料7〕

明治16 (1883) 年1月17日「(過材に対する阿仁鉦山分局の見解)」

(湊榮興家文書636-125)

(朱書)

「書面之趣ハ最初官山小倉沢柚処ニ於テ而貳拾九万三千百四拾五才之條約ヲ以テ造材受負申付候処、該才数ヲ上納シ、然ルニ條約外ニ八万余之過材ヲ生シ不少過材ニ候得共、約條書第三條ニヨリ、予算上之過材ト見認メ上納聞届候処、該過材之外拾六万才余ニ当ル過材

ヲ生スヘキ調書ヲ差出シ上納願出候得共、素ヨリ予算額ニ対シ右等之過材ハ無之筈ニ付難聞届旨及指令候処、再三歎願之次第モ有之ニ付、更ニ山所実地造材之元木ヲ以テ調査スルニ、五拾四万才余之造材高ニ当リ、然ル上ハ最初差出タル所之予算調書ハ不正ニシテ、右様不少過材ヲ生スルニ、其際許可ヲ得ズ造材セシハ不都合之次第候得共、今般特別ヲ以過材拾六万才余上納聞届、然ルニ現場受渡ニ際シ尚又七万才余之過材アル旨ヲ以テ上納願出候得共、此上之過材上納之義ハ難及詮議候条、造材賃下付難相成儀と可相心得候事

但現場出張員ニ於テ而極印ヲセシハ造材数ヲ調査セシタメノ印ナリ

明治十六年一月十七日 阿仁鉦山分局[㊟]」

〔史料8〕

明治16 (1883) 年1月31日「小倉沢木材賃金御下之義ニ付願」

(湊榮興家文書636-160)

小倉沢木材賃金御下之義ニ付願

昨十五年十二月廿日附ヲ以、小倉沢木材上納賃金御下渡願差出候処、本年一月廿二日右願書へ御指令御下附ニ相成拜見仕候所、書面之趣ハ、最初官山小倉沢柚処ニ於テ貳拾九万三千百九拾五才之定約を以造材請負申付候所、該才数を上納し、然ニ條約外ニ八万余之過材を生シ不少過材ニ候得共、約定書第三條ニ依リ予算上之過材と見認メ上納聞届候処、該過材之外拾六万余ニ当る過材を生ヘキ調書差出上納願出候得共、元より予算額ニ対シ右等之過材ハ無之筈ニ付、難聞届旨指令ニ及候所、再三歎願之次第も有之候ニ付、更ニ山処実地造材之元木を以調査するニ、五拾四万余之造材高ニ当る、然ル上ハ最初指出たる処之予算調書ハ不正にして右様不少過材を生ずる義、其際許可を得ず造材セシハ不都合之次第ニ候得共、今般特別を以過材拾六万才余上納聞届、然ルニ現場請渡ニ際シ、猶又七万才余之過材ある旨を以上納願出候得共、此上之過材上納之義ハ難及詮議候条、造材賃金下附難相成義と可相心得候事、但現場出張員ニ於テ極印セシハ、造材数を調査セシ之印ナリ、右之通御指令拜見仕候得共、了解相成兼候ニ付、左之條々上申仕候

一、最初貳拾九万三千百四拾五才之予算相立候義

ハ小倉沢ニ於て杉元木千九百本^{(貼紙・朱書)「老号」}御分局官簿御記載ニ対し予算相立、其際本数尺廻ニ応し區別相立、別紙を以上申罷有候通ニ御座候、然る処明治十三年十一月中小倉杣処現場御引渡相成候ニハ、木数尺廻相改不申候、植立九ヶ処山形を以伐採処御引渡相成杣入候所、太木多分有之為、不少過材出来ニ付、明治十四年三月杣取中実施出材及今後造材之分共見込、凡取調書上御届罷有、同年五月中より多分之太木上納ニ相成居候、尤右予算ニ対し過材不少といへとも、伐採処御引渡相成候立木ハ不動産にして、出材予算之義動物(産)ニ候得者、増減有之筈ニ御座候、隨而定約書第三条木数才数共實際増減可有之云々明記せり、故ニ御引渡相成候ヶ処より出材之儀ハ上納可致義ニ付、^{(貼紙・朱書)「老号」}明治十四年八月廿五日附之願書へ理由上申、同十一月九日右願書へ御指令ニハ、書面願之趣実地検査之処、全当局用材中之過材と見認候ニ付、原価より忒割を減し、山元ニ於て買上聞届候事と御下附ニ相成、同十八日木材御掛安藤庄助殿現場御出張請渡相成候

一、杣処元木伐跡御調査ニ相成、五拾四万才余之造材高二當るも、予算にして確實ニ難居、其予算ニ対し忒割四分以内之過材無之とも難決事ニ奉存候

一、最初伐採処許可を得御引渡相成候上ハ、別ニ許可を可得ものニ無之義ニ奉存候、且木材御掛高田策治殿明治十三年秋中より早瀬沢御直杣御付添、請負杣御検査担当之趣御回達ニ相成、御同人時々杣処御出張御検査を得、并ニ明治十四年早春、木材御掛宮森伊太郎殿・笠井清八殿杣取及出し方中、御回山御検査を得罷有候、官ニ於て実地伐跡御調査之上、予算相立候ニ対し忒割四分以内之増材有之も、昨十五年八月廿五日附出願書指出候際、予算ニ対し忒割忒割之増減無之と難申御口達有之、^{(貼紙・朱書)「老号」}拝承罷有候

一、現場御出張員ニ於て、拾六万式千百拾九才之外ハ御請取難相成趣被仰付候事無之、^{(貼紙・朱書)「三号」}土場出及山元有共総而同一之請渡相成候ニハ相違無之候、^{(貼紙・朱書)「四号」}詮ハ木材忒本毎長サ及寸径相改、分局請之極印を居、且ツ拾六万式千百拾九才ニ対し、現場區別境界相立候事無之、混淆同一請渡相成候得者、今更現場御出張相成候迎仕訳判然無之候、^{(貼紙・朱書)「五号」}先般拾六万式千百拾九才之賃金御下渡之節

ハ、御分局ニ於て書面上之内より仕訳、当日一先右分丈之賃金御下可致之趣、御掛安東庄助殿御口達ニ而証書指出候、其際外才数之分上納不相成趣被仰付不申候

前条之次第ニ御座候間、長々賃金御下附不相成候而ハ困窮之手内困難至極ニ奉存候、何卒実地取調之上、賃金早速御下渡被成下度、此段奉願候也

荒瀬村

明治十六年 湊 勇 吉^印

一月三十一日

阿仁鉦山分局

御中

[史料9]

明治16 (1883) 年4月30日「小倉沢木材上納願」
(湊榮興家文書636-151)

小倉沢木材上納願

私義

御受負杣取小倉沢木材上納之末、過材拾六万才ニ対シ上納方并ニ賃金御下渡之義奉歎願候処、右御採用相成難有奉存候、然ルニ尚願上候ハ、甚タ恐入候次第ニ御座候得共、右拾六万才上納之節御見聞被下候通り有之七万九百七拾三才之過材相生ジ、全ク最前過材取調候際粗漏申上候義ニ而深ク奉恐入候、就而ハ右七万九百七拾三才も上納被仰付度歎願仕候得共、御採用不相成候ニ付尚直々再願書差出置候処、退而熟考仕候得者、実ニ御局ニ於ても目下御入用品ニも不被為遣候哉ニ奉恐察候、乍去私ニ於ても右過材上納不被仰付候而ハ不容易迷惑仕候間、何卒過日之再願書ハ御取消之上、更ニ最前願上候過材ニ対スル金額、四百五拾五円三拾五錢三厘之半額、金式百貳拾七円六拾七錢七厘御下渡、右木材上納被仰付被下候得者、難有奉存候、然ル上ハ以後ハ右受負木材ニ対シ一切苦情等不申上候間、此段宜敷奉願上候、以上

荒瀬村

明治十六年 湊 勇 吉^印

四月卅日

阿仁鉦山分局

御中

(朱書)

「書面願之趣特別ヲ以テ聞届候事

明治十六年 阿仁鉦山分局^印

五月二日

」

[史料10]

明治16 (1883) 年6月「炭売上願」

(湊榮興家文書636-162)

炭売上願

一、炭六千貫目

此代価金式百四円

但拾貫目ニ付三拾四銭

右者字森合沢ニ而焼出上納仕度奉存候間、御買上被成下度奉願候、上納之儀者左之通月割上納可仕候間、前金として右代価四分通拝借被仰

付被下度、尤抵当出入拝借証書指上可申候、御採用被成下候上ハ、御分局御規則ニ随ひ定約書指上可申候

一、炭六千貫目

内五百貫目 本年七八月納

同千貫目 同 六九月納

同千五百貫目 同 九十月納

同千五百貫目 同 十十一月納

同千五百貫目 同 十十二月納

小以

但、前書月割都合ニ依り進ミ上納可仕義も可有之候事

右之通奉願候間、同採用被成下度、此段奉願候也

荒瀬村

明治十六年

湊 勇 吉[㊤]

六月

阿仁鉦山分局

御中

(朱書)

「願意聞届候条、更ニ定約書可差出事

十六年

阿仁鉦山分局[㊤]

七月十三日

」

[史料11]

明治16 (1883) 年7月19日「木炭売上請負証」

(湊榮興家文書636-165)

木炭売上請負証

一、木炭六千貫目 ^{俣巻貫目ニ付三義四厘}

此代価金式百四円

右ハ北秋田郡字森合之沢口及中端ニ於て製炭釜三個築立製造、御分局炭庫届売上之義御請負仕候ニ付、左之條々御約定仕候事

第一条

一、木炭売上之義御受負仕候上ハ、信義ヲ旨トシ

御規則ヲ遵守シ、而不都合之處業致間敷候事
第貳条

一、木炭売上代金前出金員を以御受負仕候上ハ、後日如何ナル事故アルトモ代金増減セサルヘシ
第三条

一、木炭上納規限左ノ如シ、但本文期限前上納致候事も可有之候事

一、木炭六千貫目 売上請負高

内訳

木炭 五百貫目 本年八月納メ

同 千 貫目 同 九月納メ

同 千五百貫目 同 十月納メ

同 千五百貫目 同 十一月納メ

同 千五百貫目 同 十二月納メ

計

第四条

一、木炭上納之際、量目改方及抜俵其他共、御分局御指揮通ヲ以売上ケ可仕候事

第五条

一、木炭中粉灰及濡アルトキハ、御分局成規通り左之例ニ依り売上量目ヨリ御引去之事、但粉灰御引去り残りヨリ濡御引去り之事

一、粉灰ハ皆減リ之事、但該品ハ木炭仕上り中へ計算致す候モノニ付、御返戻ヲ得サル事

一、濡ハ七歩迄御免、七歩以上有之トキハ其濡中七歩ノ御免ヲ引去、残り

量目拾貫目中濡巻貫目アルトキハ、七百目ノ御免ヲ引、残り三百め御計算九貫七百目を以御受取想成候事、余ハ之ニ準シ 何程ニ而も皆減マ之事

第六条

一、受負資本トシテ相応之地処書入ヲ以金八拾壹円六拾銭借用致、而シテ木炭売上代価御下渡候都度々々、高十分之四宛返上決算可仕候事

第七条

一、木炭之義者欠減マ分トモ目途ヲ以製造致候物ニ付、受負高百分ノ五以内之増減ハ御免相成候事

第八条

一、受負保証金トシテ拾円式拾銭指上置、而シテ受負結約之上ハ御下戻シ相成候事、尤第十三条前項之通り違約金可指出場合ニ至ルトキハ御下戻シ相成ル限ニアラス

第九条

一、売上木炭ハ壹ヶ月両度ニ区分合計シ、右区分之末日五日ヲ限り代価御払下

区分之翌日証書差出サルカ、又六其百限内係目アルトキハ、順次遷延スル 相成候事

第十条

一、月毎木炭之出入ヲ合計シ、翌月七日ヲ限り御分局へ上申スヘシ、且ツ御都合ニ寄り製造処御懸視、或ハ木炭出入之帳簿等御検査ノ御命令アルトキハ、何時ヲ問ハス総テ御命令ニ応シ違背セサルヘシ

第十一条

一、第三条之上納規限ヲ過チトキハ、違約金トシテ一日ニ付未納炭代価千分之三宛上納可仕候事但非常之變災ニ罷リ売上相成兼候節ハ、其事由御届申上、実地御検査ヲ得候上、相当ノ日限延滞其他
其罹罹格ニ
セサル御扱相成候事、尤則日御届不致トキハ變災
メ通路不相
成トキヲ除キ此限リアラス

第十二条

一、第十条前項ノ上申ヲ怠リ、御分局ノ督促ヲ請ナカラ遷延スルコト壹週間以上及、同条之后項御命令ニ故障申立及御期則ニ反スルトキハ、受負御指免相成候事アルヘシ

第十三条

一、受負御結約之上ハ、破約又ハ取消等ノ申立セサルヘシ、若違背ノ節者第八条ノ保証金及其木炭代価十分三可指出、又御分局ニ於て破約或ハ取消等御命示之節ハ、前書保証金ニ相当スル金員、及其木炭代価十分ノ三トモ御下付相成候事、尤不得止事故アリテ双方承諾之上ニスルハ此限ニアラス

第十四条

一、木炭製造中不都合ノ処業製炭業ヲ減少シ及其他
製炭不正之処ヲ言フ有之為メ、上納木炭失規及上納最終ノ期限卅日以上失規スルトキハ、請負御指免相成候事アルヘシ、尤此場合ニ於てハ、第十三条前項破約之御処分ヲ可請事

第十五条

一、前条之件々確守スヘ（キ）トキハ勿論ニ候得共、万一受負人ニ於て不都合之義有之節ハ、保証人ニ於て悉皆引受弁償ハ勿論、総テ御分局へ対シ苦情申上間敷候事
右之通り御約定仕候義相違無之候、依而保証人連署一札指上置候也

北秋田郡荒瀬村
受負 湊 勇 吉[㊤]
同保証人
湊 金 治[㊤]

明治十六年
七月十九日
阿仁鉦山分局

御中

(朱書)

「前書結約之儀相違無之御事
明治十六年 阿仁鉦山分局
七月十九日 」

【史料12】

明治16年(1883)10月「木材杣取及分局迄運搬御請負約定証」

(湊榮興家文書651-042)

木材杣取及分局迄運搬御請負約定証
一、杉末口尺三寸より長六尺丸太千三百九拾八本
此賃金百拾円四拾四錢貳厘 但巻本ニ付
七錢九厘
一、同末口尺三寸より長七尺丸太三千六百六拾壹本
此賃金三百三拾六円八拾壹錢貳厘 但巻本ニ付
九錢貳厘
一、同末口尺三寸より長八尺丸太九百五拾五本
此賃金百円貳拾七錢五厘 但巻本ニ付
半錢五厘
一、同末口尺三寸より長拾尺丸太六百四拾五本
此賃金八拾五円拾四錢 但巻本ニ付
拾三錢貳厘
一、同末口尺三寸より長拾壹尺丸太百拾六本
此賃金拾六円八拾八錢 但巻本ニ付
拾四錢五厘
一、杉末口尺三寸より長拾四尺丸太貳千四百五拾三本
此賃金四百五拾壹円三拾五錢貳厘 但巻本ニ付
拾八錢四厘
一、同末口尺五寸より長四尺五寸より丸太三百本
此賃金貳拾三円八拾六錢四厘
内長四尺五寸丸太 百五拾本
此賃金九円 但巻本ニ
付六錢
同長七尺丸太 百五拾本
此賃金拾四円八拾六錢四厘 但巻本ニ付九
錢九厘令九
計九千五百貳拾八本
賃金計千百廿四円七拾錢五厘

右木材北秋田郡官山字野倉沢伐採、木及末木より造材、御分局構内届、前書之金員を以上納御請負許可相成候ニ付、左之件々御約定仕候事

第壹条

一、前記木材造材御分局迄運搬御請負仕候上者、信義を旨とし御規則を遵守し、決して不都合之所業致間敷候事

第二条

一、木材造材之際、御掛員御出張御引渡を得着手可仕候、尤御請負之御命令ニ随ひ造材仕候上者、實際製造之上増減有之とも製造材を以上納可仕候事

第三条

一、木材雪車出し大川辺へ積立之儀者、長短區別相立、御掛員御調査を得、明細木数取調、沓本每極印を得可申事

第四条

一、川込之節ハ御掛員御命令ニ随ひ川込可仕ニ付、万一洪水ニ而流木相成候節ハ、川下シ入費正掛りを以、右賃金御下付相成候約定ニ付、尤川下し日々出入足御調査を得置可申候、流木材之義者御分局御適宜御取計被成置候ニ付而ハ、請負人関係無之候得共、流木傍觀致候筋ニ無之、精々尽力可仕候事

第五条

一、木材製造及運搬賃、前記木材沓本之賃格相定め御請負仕候上者、後日如何なる事故あるとも賃格等増減不致候事

但第二条之如く製造之上、木数増減有之時ハ、本文之賃格を以御下付可相成事

第六条

一、上納期限左之如し、但本文期限前上納する事可有之事

一、明治十七年四月より五月迄木材五千本

一、同 六月 木材三千本

一、同 八月 木材千五百廿八本

但御官製薪川下シト混漙致間敷ト雖トモ、若同月之下シ方ニ相成候時ハ、該月割伸縮スルコトアルヘシ

第七条

一、第六条上納期限を過時ハ、違約金として一日ニ付未納木材代価千分之五宛上納可致事、但非常変災ニ罹り上納相成兼候節者、其事由御届申上、実地御検査を得、相当御取扱相成候事、尤即日御届不致時ハ此限ニあらず

實際製造之上増減有之トキハ、前記月別木数ニ割当テ上納之事、但御命令ニ随ヒ川流等遷延相及候時ハ、右日数中ハ違約ニ關セザル事

第八条

一、請負証拠金として金五拾六円廿三錢五厘差上置候、而シテ結句之上者御下戻相成度、尤第七条前項之違約金可指上場合ニ至る時ハ、御下戻ニ相成限ニあらず

第九条

一、御請負御結約之上者破約取消等之申立せざるへし、若違背之節者第八条証拠金及請負金高千分之五宛可差出、又御分局ニ於て破約取消等御命示之時ハ、前書証拠金ニ相当金員及請負金高千分之五御下付相成候事、尤双方承諾之上ニするハ此限ニあらず

第十条

一、前願木材請負金高六歩通、則金六百七拾四円八拾貳錢三厘内貳百五拾円ハ此度、同三百九拾円ハ本年十一月雪車出し節、同三拾四円八拾貳錢三厘ハ来明治十七年四月川下し之節、抵当引当拜借被仰付度、尤木材上納之節、其都度々々右賃金之内六錢宛前拜借金へ返納可仕候事

但上納結句ニ至る時ハ、差引残金悉皆上納致候事

第十壹条

一、木材御請負中不都合之所業有之為、上納木材失期及上納最終之期限三十日以上失期する時ハ、請負御差免相成候事有へし、尤此場合ニ於て第九条前項破約御所分を可請事

第十二条

一、木材分局構内へ上納之節者、長短及大中小其種類毎ニ御指図通り積立、上納可仕候事

第十三条

一、山元小屋掛用木ハ山元ニ而拜借、専念寺下夕川留矢来木ハ分局構内有合之分拜借相用候事、尤洪水ニテ右矢来木流失相成候トキハ、官ニ於テ御損被下事

第十四条

一、木材川下中荒瀬留拜借之事

第十五条

一、木材川下中万一洪水ニ相成、人力不能して流木相成候節ハ、柚取及出シ方川込迄之入費、総而請負人ニ於て償へ不申、御分局之御失費ニ相成候約定之事

第十六条

一、専念寺川原より分局木置場迄、鉄道及車拜借之事

第十七条

一、川下中痛木有之候而も、本数を以上納候事

第十八条

一、万一流木之際建築下字大卷ニ於て押留相成候木材、右ハ請負賃金予算外ニ付、木材揚ケ高之内半額ハ右場処ニ於て沓本ニ付金壹錢五厘之賃金を以上納可仕、残半額ハ沓本ニ付金壹錢五厘を以御分局構内木置場届上納可仕事

第十九条

一、木材長六尺より十四尺迄、前記之通末口寸径予算相立、賃金確定候得共、実施予算外之太木柚出シ上納相成候節ハ、才出致出材之分、予算金額之割合を以賃金御下渡相成候事

但才出し計算ハ、譬ハ長拾四尺三寸より尺五寸迄之木材中尺六寸之太木造材相成候節ハ、尺五寸ノ才数ニ比較増賃を算し、又式寸之細木出来候得者三寸之才数ニ比較之事

第貳拾條

一、前条件ニ確守すへきハ勿論ニ候得共、万一請負人ニ於て不都合之義有之節ハ保証人ニ於て悉皆引受弁償ハ勿論、総而御分局へ対し苦情申間敷候事

右之通御約定仕候義相違無之候、後日為念保証人連署一札指上候也

荒瀬村

明治十六年
十月

鈴木弥右衛門[㊟]
同村保証人
湊 金 治[㊟]

阿仁鉦山分局
御中

(朱書)

「前書結約之儀相違無之候事

明治十六年十月四日 阿仁鉦山局[㊟]」

[史料13]

明治16 (1883) 年12月5日「薪受負願」

(湊榮興家文書636-186)

薪受負願

是迄御直行ニ而荒瀬村官山より御伐出之薪、今般御都合ニ依り受負被仰付候義も有之趣承候ニ付、私共之義ハ従来居村ニも有之故、他へ受負相成候事ニ而ハ遺憾ニも存候ニ付、一層憤發仕、實際諸掛之外、五歩之手数料拝領、御受負願申上度奉存候ニ付、左之取調書ニ而受負被仰付被下度奉願候一、本年御直業春伐薪千六百棚余〇明春川下上納^{之内加え薪引去千棚〇} 壹棚ニ付金壹円四拾四錢八厘ヲ以銀山湊へ相届上納可仕候間、右上納金高へ五錢手数料拝領被仰付被下度奉願候

一、明治十七年春伐薪上納八百棚、別紙調書之通ニ而受負仕度奉存候間、御採用承度奉願候

右之通奉願候間、万一川下中天災ニ而流失相成候節ハ、私共ニ於テ五錢之手数料ハ拝領不仕候間、伐方及出方より川下シマテ之賃金、官ニ而御損者被成下度候、前金之義ハ抵当書入証書差出候故、拝借被仰付被下度、尚御採用之上ハ更ニ定約書差上可申候間、御許可被成下度、此段奉願候也

荒瀬村

受負人

明治十六年
十二月五日

湊 勇 吉[㊟]
同
鈴木弥右衛門[㊟]

阿仁鉦山局

御中

(朱書)

「願意聞届候條、更ニ約定証指出可申事
但薪川流賃金之儀ハ壹棚ニ付壹円五拾貳錢ト相心得可申事

十六年
十二月廿七日

阿仁鉦山局[㊟]」

[史料14]

明治17年1月2日「十六年春伐採薪引渡証」

(湊榮興家文書651-003)

十六年春伐採薪引渡証

- 一、薪三百八拾棚五分三厘 真 角 沢
 - 一、薪貳百八拾棚八歩 繫 沢
 - 一、薪三百三拾九棚三歩九厘 魚ノ子沢
 - 一、薪三百六拾八棚三歩貳厘 袖ノ子沢
 - 一、薪三百八拾六棚六分六厘 早 瀬 沢
- 計千七百五拾五棚七分

右ハ真角沢外四ヶ処現在薪轉出シヨリ当局下タ浜マテ川流水揚積立上納之儀受負申付候ニ付、該薪引渡候也

明治十七年一月二日 阿仁鉦山局[㊟]

[史料15]

明治17年1月2日「十七年春薪伐採山処引渡証」

(湊榮興家文書651-004)

十七年春薪伐採山処引渡証

- 一、真 角 沢 壹処
- 一、繫 沢 壹ヶ所
- 一、魚ノ子沢 壹ヶ所
- 一、袖ノ子沢 壹ヶ所
- 一、早 瀬 沢 壹ヶ所

計五箇沢 但当局ニ於テ引受区域外誤伐無之様可致事

右ハ製煉需用薪八百棚伐採ヨリ当局下タ浜マテ川流水揚ヶ積立上納之□(儀) 受負申付候ニ付、右薪伐採之ヶ処ハ真角沢外四ヶ所中ニ於テ伐採可致、依テ該沢立木中引渡候也

明治十七年一月二日 阿仁鉦山局[㊟]

荒瀬村

湊勇吉殿
鈴木弥右衛門殿

右者明治十七年五月より同年八月迄上納
薪八百棚
右者明治十七年春伐採、同十八年五月より同
年八月迄上納

[史料16]

明治17年1月14日「薪請負定約書」

(湊榮興家文書651-008)

薪請負定約書

一、薪千五拾三棚四分式厘

此賃金千六百壹円拾九銭八厘

但壹棚ニ付壹円五拾式銭

此元棚千七百五拾五棚七分

但元棚江四分割減見込候分

内薪三百八拾棚五分三厘 真角沢

同薪貳百八拾棚八歩 繫沢

同薪三百三拾九棚三歩九厘 魚の子沢

同薪三百六拾八棚三歩式厘 袖の子沢

同薪三百八拾六棚六分六厘 早瀬沢

右者北秋田郡荒瀬村官山字真角沢外四ヶ沢ニ於
て明治十六年春伐薪現在御引渡相成、則明治
十七年五月より同年八月迄連々御局下浜迄川下
し水揚積立上納可致分

一、薪八百棚

此賃金貳千五百七拾四円四拾銭

但壹棚ニ付三円貳拾壹銭八厘

此元棚千三百三拾三棚三分三厘

但元棚江四分割減見込候分

右者北秋田郡荒瀬村官山字真角沢・繫沢・早瀬
沢・袖ノ子沢・魚ノ子沢右五ヶ沢ニ於て明治十
七年春伐仕、同十八年五月より川下し、同年八
月迄連々御局下浜迄川下し水揚積立上納可仕分
但該沢中御引渡相成候得とも御引渡証之通
外決而誤伐不仕候事

右御請負仕候ニ付、左之條々定約仕候事

第壹條

一、御局製煉需用薪上納方御請負仕候上ハ、信義
を旨とし御規則を遵付守し、決而不都合之所行
致間敷候事

第貳條

一、薪上納賃金、前書金額を以御請負仕候上ハ、
後日如何なる事故あるとも賃金増減致間敷候事

第三條

一、薪上納期限之義ハ左之如し

但本文期限前上納致候事も可有之候事

薪千五拾三棚四分式厘

第四條

一、薪上納之際棚数改方及抜積其他共、御局御指
揮を以上納可仕候事

第五條

一、薪抜積之義ハ五拾棚毎ニ壹棚試験致し、右
増減を以上納薪高計算賃金御払下相成候事

但薪積立方、高拾尺幅拾尺壹棚之定ニ候得
共、其場処ニ依り高サ五尺幅拾尺ニ積に
て壹棚の都合ニ相成候事モあるへし

第六條

一、十六年春伐薪、山元千七百五拾五棚七歩川込
之上ハ山元跡御調査を得可申候、猶十七年春伐
之薪悉皆伐揃積立候上御届申上候間、御調査可
相成候事

第七條

一、薪製造之儀ハ欠耗分共目途を御製造致候物
ニ付、請負高百分の九以内の増減御指免相成候

但川下シ減木ノ義四割ト約定致候得共、実地上納ニ
至リ四割内外ノ過不足アルトモ現在品ヲ以上納スル事

第八條

一、荒瀬抱留之儀者薪川下以前上申仕候間修繕江
御取掛相成候事、尤出水ニ而修繕不相成節者小
沢へ抱置可申事

第九條

一、薪山元ニ於て川込之節及荒瀬浜抱留より川下
し之節ハ、前以御局へ上申し、御局之御指揮を
得て着手可致事

第拾條

一、第九條ノ上申ヲナサズシテ着手シ為メ、御局
ニ於テ御損失等ヲ生スル時ハ、受負人ニ於テ該
損害之弁償ヲ負担スヘキハ勿論、若又受負人ニ
於テ川込川下等ニ着手スベキノ命令ヲ奉ジ既ニ
着手スタル後、御局御都合ニ依リ猶予スヘキノ
御命令アルトキハ川込川下シ中止可致トイヘト
モ、右川込川下スタル薪流木ニ拘ル事アルトキ
ハ受負人ニ関係セサル事

第拾壹條

一、荒瀬留薪着之上、万一洪水等ニ而不安心之場
合ニハ上申可仕候間、実地御検査之上、同浜へ
水揚可致候事

但水揚及積立賃金并ニ右ニ関する諸費ハ、

御調査之上前記賃額へ加算御払下相成候事
第拾貳條

一、御請負薪万一伐方都合不致歟又ハ轉出致兼、
并ニ川下季節相失し不都合之手配より指支を来
らし候節ハ、右より生する処の御損失弁償すへ
きハ勿論、如何様御所分相蒙候而も聊異論不申
上候事

第拾三條

一、請負資本として相応之地処書入を以金三千三
百八円五拾貳錢四厘借用致而、薪上納賃金御下
渡之都度左之割を以返上決算可仕候事

一、十六年春伐薪上納賃金御下渡之節、十分
之七宛返上可仕候事

一、十七年春伐薪上納賃金御下渡之節八十分
之八五宛返上可仕候事

但借用金内訳左ニ

一、金千百貳拾円八錢四厘

右者明治十六年春伐薪轉出より川下迄入用金高
内金八百四拾円

明治十七年一
月借用金高

同金貳百八拾円八錢四厘

同年五月川下
之節借用金高

一、金貳千百八拾八円四拾四錢

右者明治十七年春薪伐採より川下迄入用金高

内金八百八拾四円

明治十七年一
月借用金高

同金貳百五拾三円

同年六月
借用金高

同金六百九拾四円

同年十一月
借用金高

同金三百五拾七円四拾四錢

十八年四月
借用金高

第拾四條

一、薪川下中万一洪水ニ而尽力不能流失相成候節
者、右流失薪ニ関する伐方出方堤抱留普請及沢
下し大川下方諸入費、官ニ於て御損失被下候事
但其場合ニ於てハ右ニ関する手数料拝領不
仕候事

第拾五條

一、請負保証金として金貳百八円七拾八錢指上置
而、請負決約之上ハ御下戻相成候事、尤第拾七
條前項之違約金可指出場合ニ至る時ハ御下戻相
成限ニあらず

但十六年春伐薪上納之上ハ、右保証金之内
八拾円六錢御下戻相成候事

第拾六條

一、第三條上納期限を過ち時ハ、違約金として薪
未納賃金千分之三宛上納可仕候事

但非常之天災ニ罹り薪上納相成兼候節者其
事由御届申上、実地御検査を得候上、相当

之日限延期其他共ニ事御扱相成候事、尤則日御
届不致時ハ變災之為通路
不相成時を除此限ニあらず

第拾七條

一、請負御結約之上ハ破約又ハ取消等之申立せさ
るべし、若違背之節ハ第拾五條保証金及請負高
十分之三可指出、又御局ニ於て破約或ハ取消等
御命示之節ハ前書保証金ニ相当する金員及受負
高十分之三共御下付相成候事、尤不得止事故あ
りて双方承諾之上ニするハ此限ニあらず

第拾八條

一、前条之件々確守すへきハ勿論ニ候得共、万
一受負人ニ於て不都合之儀有有之節者保証人悉皆
引受、弁償ハ勿論総而御局へ対し苦情申上間敷
事

右之通御約定仕候義相違無之候、依而保証人
連署一札指上候也

北秋田郡荒瀬村

明治十七年

鈴木弥右衛門^印

一月十四日

湊 勇 吉^印

保証人 湊 金 治^印

阿仁鉦山局

御中

(朱書)

「前書結約之儀相違無之候事

明治十七年

阿仁鉦山局^印

一月十四日

」

[史料17]

明治17年3月12日「木炭運送牛雇入之義ニ付願」

(湊榮興家文書651-019)

木炭運送牛雇入之義ニ付願

私共義

御局御需用木炭製造上納御受負被仰付候ニ付、官
山字孫沢炭五万貫目運送牛四人前、官山字根子又
沢炭五万貫目運送牛四人前、官山字松倉沢炭拾万
貫目運送牛拾人前、都合牛拾八人前雇入申度処、
当地牛士共之義ハ御局より牛代金拜借牛抵当差上
置候得ハ、勝手ニ雇入候義不相成候義奉存候ニ付
奉願候間、荒瀬村牛士松岡五助外八名、其他銀山
町・茅草鉦山・小沢鉦山之内より、前記牛士十八
名雇入御受負炭運送上納仕度奉存候間、此段御聞
置被成下度、此段奉願候、以上

荒瀬村

炭受負人

明治十七年
三月十二日

湊 勇 吉
同村炭受負人
佐 藤 長 治

阿仁鉦山局
御中

[史料18]

明治十七年四月十九日「早瀬沢薪小沢出シ之義ニ付上申」

(湊榮興家文書651-046)

早瀬沢薪小沢出シ之義ニ付上申

私共御請負薪之内字早瀬沢抱留普請出来候ニ付、小沢より抱留迄沢出シ仕度候間、此段上申仕候、右早瀬沢之義ハ雪計中ニ無之者小沢出シ不相成、殊ニ雪計外沢々よりハ至而早ク雪計切レ相成候ニ付、此段添而上申仕候也

荒瀬村

明治十七年
四月十九日

湊 勇 吉[㊤]
鈴木弥右衛門[㊤]

阿仁鉦山局
御中

(朱書)

「書面申出ノ趣ハ実地点檢ノ上何分ノ指揮ニ可及候事

明治十七年
四月廿四日

阿仁鉦山局[㊤]

[史料19]

明治十七年五月五日「御伺書」

(湊榮興家文書651-052)

御伺書

字真角沢之内名子沢及袖ノ子沢右両処共小沢下し御取掛相成候様、御採用被成下度此段書面ヲ以奉願上候也

比立内村

明治十七年
五月五日

松 橋 文 蔵[㊤]
佐 藤 金 蔵[㊤]

湊 勇 吉様
鈴木弥右衛門様

代人
松 橋 文 蔵[㊤]

(朱書)

「前書伺之趣鉦山局へ上申之上、袖の子沢山之薪三百六拾八棚三分式、真角沢ハ七拾棚、右沢込水沢抱留迄下置候義御採用

相成候ニ付、着手致候テ不苦候事

明治十七年
五月九日

湊 勇 吉
鈴木弥右衛門
代印 湊勇吉 』

[史料20]

明治十七年五月二十日「秤拝借願」

(湊榮興家文書651-070)

秤拝借願

一、四拾五貫目秤 式挺

右ハ松倉沢木炭製造処ニ於テ釜子より炭受取方ニ付相用申度候間、鈴木弥右衛門兼テ御預罷有候分拝借被仰付被下度、此段奉願候也

荒瀬村

明治十七年
五月廿日

佐 藤 長 治
鈴木弥右衛門

右兩名代印

湊 伝 治[㊤]

阿仁鉦山局
御中

(朱書)

「書面願之趣聞届候条、一ヶ月金壹円四拾錢宛上納可致候、尤秤毀損之節ハ元価式拾七円式拾式錢式厘之内月々上納金引去、残金上納可致候事

明治十七年
五月廿八日

阿仁鉦山局[㊤]

[史料21]

明治十七年五月「松倉炭役処諸器械御預之分御払下願」

(湊榮興家文書651-071)

松倉炭役処諸器械御預之分御払下願

私共

松倉沢及志瀨内右両処ニ於テ木炭拾五万貫目製造運搬御受負被仰付候ニ付、炭役処諸器械不少入用有之奉願候間、予而鈴木弥右衛門御預被仰付居候松倉炭役処御直製之諸器械別紙之通有之分、相当代価ヲ以御払下被成下度、尤私共手初之受負、役処諸器械之分予算ニも差加へ不申、資本拝借金ニテ万端手配間似合不申、金費聞へ候間、本年十二月より明治十八年十二月迄右代価兩度年割返上被仰付被下度、此段共併テ奉願候也

荒瀬村

明治十七年

佐 藤 長 治

五月

鈴木弥右衛門
右兩名代印
湊 伝 治^印

(朱書)
「本月廿四日中村鈴木氏出頭受取候」

阿仁鉦山局
御中

[史料22]

明治17年5月「薪川下之義ニ付伺」
(湊榮興家文書651-073)
薪川下之義ニ付伺

私共御請負薪真角沢外四ヶ沢川下し季節最上ニ付、順々川下し上納仕度奉存候、此機会過候而ハ水枯小沢下し方及大川共数日相掛り難渋仕、殊ニ田植ニ取付候而ハ人足も無之、数日水中ニ差置候而ハ洪水等之懸念十二分ニ奉存候、且ツ野倉沢木材水揚人足五拾名余、銀山川原柚小屋へ備置候ニ付、引続薪水揚積方へ取掛申度手配罷有候間、速ニ薪下し方御採可相成度、此段奉伺候也

荒瀬村請負人
明治十七年 鈴木弥右衛門^印
五月 湊 勇 吉^印
阿仁鉦山局
御中

(朱書)
「伺書之趣聞置候条、川下着手可致事
十七年五月卅一日 阿仁鉦山局^印」

[史料23]

明治17年7月22日「証」
(湊榮興家文書651-094)

証
一、金千四百六拾九円弍銭 薪九百六拾六匁 舊四分六厘六毛
但壹棚ニ付壹円五拾弍銭
一、金五拾弍円七拾八銭七厘 薪五拾九匁八歩 弍厘弍毛
但壹棚ニ付壹円七拾七銭
計金千五百弍拾壹円八拾壹銭五厘
右ハ官山字真角沢外四ヶ沢ニ而明治十六年春伐薪川下運搬上納賃金ニ而正ニ受取候也

荒瀬村
明治十七年 鈴木弥右衛門
七月廿二日 湊 勇 吉
阿仁鉦山局
御中

[史料24]

明治17年7月22日「返納証」
(湊榮興家文書651-095)

返納証
一、金八百四拾円
右ハ官山字真角沢外四ヶ処より御局迄薪川下シ方受負資本トシテ、十七年一月廿四日金八百四拾円拜借之分へ皆納仕候也

荒瀬村
明治十七年 湊 勇 吉
七月廿二日 鈴木弥右衛門
阿仁鉦山局
御中

(朱書)
「本月廿四日返納致候、但受留アリ」

[史料25]

明治17年7月「薪上納之義ニ付願」
(湊榮興家文書651-093)

薪上納之義ニ付願
私共御受負被仰付候官山字真角沢及外四ヶ沢薪、本年六月初旬荒瀬留迄川下仕、銀由御局下浜迄日々川下水揚積立罷有候得共、六月以来数ヶ度之出水ニ而銀山仮留破損、其時々御普請中日間費、殊ニ下浜木置場古薪積置候為メ揚場之差支へ等ニ而意外数日相掛り候処、一昨十三日洪水ニ而銀山仮留不殘流失ニ相成、此上右御普請落成迄差控へ、数多之手先ギ人足共留置候テハ困難至極ニ奉存候間、荒瀬留殘木凡百棚余有之分、則荒瀬浜下岱へ水揚上納被仰付被下度、尤賃金之義ハ從來目処水揚積立賃金御振合ニ随へ、薪壹棚ニ付背負賃金弍拾壹銭、外ニ水中木寄賃金五銭、都合壹棚ニ付金弍拾六銭ヲ以、水揚及積方背負方共仕払上納仕度奉存候間、此段共御採用被成下度奉願候也

荒瀬村
明治十七年 湊 勇 吉^印
七月 鈴木弥右衛門^印
阿仁鉦山局
御中
(朱書)

「書面願之趣聞届候事
明治十七年七月十六日 阿仁鉦山局 印」

[史料26]

明治17年10月「願書」

(湊榮興家文書651-174)

願書

官山字松倉沢ニ於テ木炭拾万貫目御局炭庫届ケ上納御請負仕候内、壹万貫目左之賃金ヲ以小沢採鉦所へ上納仕度奉存候間、御採用被成下度、此段奉願候也

賃金調

一、金三拾五錢壹厘 小沢採鉦所納候但木炭拾貫目ノ賃金

但御局上納賃金三拾七錢壹厘之内、牛送賃金拾五錢含ミ、此里程四里三拾丁、但壹丁ニ付八厘六毛弍、小沢採鉦所迄里程四里七丁、牛送賃金拾三錢、指引残り弍錢減ス右之賃金ヲ以御局上納月別之内より牛送ヲ以上納仕度奉存候間、御採用被成下度奉願候也

荒瀬村請負

明治十七年 鈴木弥右衛門
十月 佐藤長治
武田吉松
三名代印
湊 伝 治 印

阿仁鉦山局
御中

(朱書)

「書面願之趣聞届候事
明治十七年 阿仁鉦山局 印
十月九日」

[史料27]

明治18年1月19日「過炭上納願」

(湊榮興家文書651-228)

過炭上納願

私共官山字松倉沢ニ於テ製造木炭上納拾万貫目御受負被仰付候ニ付、手始之為焼子兩名相雇取掛ケ候処、当人共下宿ニ臨ミ釜々実地取調候所、山元有リ壹万五千貫目計過分製造相成候、然ルニ昨年十月中過炭焼方相成候モノハ取調書可指上御達相成、直々上申可仕候処、主務之弥右衛門秋田裁判処より召換(喚)出県等ニテ取紛、数日上申不致等閑

ニ致置候段、旁々以不都合恐縮之至ニ奉存候、今更候得共致方無之困難至極ニ奉存候間、何卒右過炭上納之義、外受負へ御許可相成候御振合ヲ以、請負賃格より壹割五分引ヲ以上納被仰付被下度、此段只管奉懇願候也

明治十八年 佐藤長治 印
一月十九日 武田吉松 印
鈴木弥右衛門
代印
湊 伝 治 印

阿仁鉦山局
御中

(朱書)

「願之趣聞届候事
明治十八年 阿仁鉦山局 印
一月廿日」

[史料28]

明治18年3月25日「(阿仁鉦山營業を本月31日を境に古河市兵衛へ譲渡につき達)」

(湊榮興家文書651-250)

[] 拾五号

当山營業之義本月三十一日ヲ分界トシテ古川市兵衛へ譲渡相成候条、為心得此段相達候也

明治十八年三月二十五日 阿仁鉦山局 印
湊 勇 吉 殿
鈴木弥右衛門 殿

[史料29]

明治18年4月10日「松倉炭雪車道大破ニ付上納延期願」

(湊榮興家文書651-255)

松倉炭雪車道大破ニ付上納延期願

一昨八日降雨ニテ非常洪水ニ相成、松倉炭運送雪車道大破ニ相成、鍵之滝より天狗平迄之間橋拾四枚流失ニ相成候趣、昨日山元より申聞ニ付、見分仕候処、実ニ大破ニテ歩行往来難相成景況ニ有之、今一日ニテ引払ヘニ相成候処、前条之不幸遺憾至極ニ奉存候得共、天災不得止義ニ付此段上申仕候間、実地御検査被下置、前記残炭消雪之上牛送ニテ本年六月限り上納仕候外手段無之候間、延期御採用被成度此段奉上願候也

荒瀬村

明治十八年
四月十日

受負人
鈴木弥右衛門
佐藤長治
武田吉松
右代人
湊伝治[㊤]

阿仁鉦山局
御中
(朱書)

「書面之趣聞届候事 工部省
明治十八年四月十二日 阿仁鉦山局[㊤]」

[史料30]

明治21 (1888) 年9月10日「薪散流願」
(湊榮興家文書728-109)

薪散流願

一、薪散流、阿仁川出場荒瀬村官山字唐見内沢及
小岱倉沢・早瀬沢右三ヶ沢より揚場北秋田郡銀
山町古河事務処下夕川原

一、薪散流千棚、明治廿一年九月より十二月マテ
一、薪散流之看護人三千人、前記之通散流し仕度
候間御採可被成下度、此段奉願候也

北秋田郡荒瀬村
明治廿一年九月 湊勇吉[㊤]

秋田県北秋田郡長御代信成殿
前書出願ニ付、依テ奥印仕候也

戸長武石礼治代理
明治廿一年九月十日 用係 湊金治[㊤]
(朱書)

「願之趣聞届候条、橋梁堤防水路等総テ害
セサル様可致候事
明治廿一年九月十二日
秋田県北秋田郡長 御代信成[㊤]」

[史料31]

明治23 (1890) 年3月「薪伐採及運搬約定証」
(湊榮興家文書728-012)

薪伐採及運搬約定証

一、薪四百五拾棚 薪壹棚トハ拾尺方面ニ積立、其長式尺以上トス

此代金千三百五拾円

但、山元伐採及運搬賃トス、阿仁鉦山事務
所構内下浜薪置場へ積届、壹棚ニ付金三円
右之内

薪百三拾五棚 全数ノ歩 明治廿三年九月三十日限納メ薪

同三百拾五棚 全数ノ歩 同年十一月三十日限納メ薪

メ
右者貴殿御払下之官林、北秋田郡荒瀬村字岩井ノ
又沢之内八五郎沢及イカリ沢ニ於テ伐採及川下
ケ、事務処構内下夕浜薪置場へ運搬・積立共、前
記ノ価格ヲ以御受負致候処確實也、依之約定スル
条件左ノ如シ

第壹条 薪伐方ハ、山元御引渡ニ相成タル立木ノ
外一切伐採不致ハ勿論、大林区署御規則ヲ遵守
ス、総テ信ト義ヲ旨トス、不都合ナル処業決テ
致間敷候事

第貳条 薪伐採着手之義ハ明治廿三年三月より着
手、運搬減沈木等ヲ見込、約定高四百五拾棚ニ
対ス山元七百五拾棚、明治廿三年五月限り伐採
可致候事

第三条 山元伐採済之上ハ現棚ニ付御調査ヲ受
ケ、百三拾五棚ハ廿三年八月より川込、九月満
日納メ、残三百拾五棚ハ同年十月川込、十一月
満日ヲ限り全納可致候事

但、十月川込ニ際シ、不乾燥木ニシテ川込
不相成分ハ、御調査之上御処置被下度候事

第四条 伐採之際、木ノ種類及割方等総テ御指揮
ニ随へ、悪木等ハ決テ相交へ申間敷事

第五条 薪棚積配之義ハ従来ノ杭鍵ヲ相用へ、式
配毎ニ三尺宛ノ間ヲ置ギ、周密ニ積立ヘシ、其
内ヨリ御見込ヲ以五拾棚毎ニ式棚宛適宜試験
(驗) 御積立、其増減ヲ平均シテ御受取被下度、
万一悪木有之時ハ、一々御除キ相成候トモ意儀
(異議) 申間敷候事

第六条 薪川込ノ都度、前以御届ノ上着手可致ニ
付、其以前荒瀬留ハ修繕御貸渡被下度、下夕浜
仮留ハ総テ私ニテ取設可申、但仮留ニ相用ル木
材、御有合ノ分御貸渡被下度、若シ借用ノ木材
流失又ハ損失スル時ハ、相当ノ代価相納可申候
事

第七条 薪荒瀬滞留ニ際シ、洪水ニテ不得止水揚
スルカ、又ハ同処へ水揚ケ御命し相成候時ハ、
其水揚之分ニ対ス御見込ヲ以、相当御手当被下
度候事

但、若シ都合ニ依リ荒瀬浜ニ於テ薪御渡申
上候節ハ、受負賃金より壹棚ニ付金貳拾五
銭宛引去、御渡可被下候事

第八条 薪川込下シ運搬中、若シ非常ノ洪水ニ際
シ人力ヲ以防禦相成難グ為メニ流薪セシ場合

二、流失シタル薪壺棚ニ付金壺円三拾貳錢御手
当被下度、但此場合ニハ、第三条山元伐採高ト
約定高ノ割合ニ照合シ、其水揚相成タル分ヲ引
去リ、全ク流失シタル棚数ヲ決算可致候事

第九条 第八条流薪ハ各処へ人夫ヲ派シ、精々取
集メ相納メ可申ハ勿論ナレトモ、大卷川下モ小
渕村間ノ分ニ対スシテ、相当ノ運搬賃ヲ御手当
トシテ被下度、而シテ小渕村以下ニ流失セシ薪
ハ御指揮ニ随へ御処置ヲ受ケヘシ、但明記無之
御手当ノ分、如何ナル費用有之トモ私ニテ負担
可致候事

但、流薪途中、村々人民ニ於テ引揚ケ候薪
揚賃之義ハ、薪壺本ニ付金壺厘以内ニシテ、
揚場之難ニモ易ニ依リ事務処ニ於テ人民へ
直々御払被下度、右揚賃之義ハ私へ御下渡
可相成、受負賃金之内より御引取、御決算
相成度候事

第十条 薪棚数山元伐採、第二条ニ掲タル員数伐
採スルト雖トモ、川下シ運搬ノ模様ニ因リ受負
高二百分ノ九（附論）以内ノ減少ハ御免シ被下
度、又過棚相成候時ハ受負価格ヲ以御引取被下
度、尤過伐ニ対スル前金等ハ一切拝借不仕候事

第十一条 薪受負前金トシテ、無利足ヲ以明治廿
三年三月着手ニ際シ受負金高ノ五分六厘（附論）、明治廿三年山元伐採棚数御調査ノ上受負
金高ノ三分六厘五毛（金高拾円ニ付六分五厘ノ割）、同年六月川込着
手ニ際シ金高ノ三分五厘（金高拾円ニ付五分）、都合四ヶ
度ニ、受負金高ノ八分七厘五毛御貸渡被下度候
事

但、山元伐採棚数ノ義ハ、悉皆積揃、御調
査ヲ受ケ、其上中出シ賃金拝借可仕候事

第十二条 第十一条借用金ノ抵当ハ、明治廿三年
三月借用ニ対シ確實ナル耕宅地抵当ニ書入、其
以後借用之分ハ其時々確實ナル保証人式名相立
借用可致、但米内沢村以下ノ抵当物ハ、御指図
ニ応ジ地価格書入可申候事

第十三条 第拾壹条ノ借用金返済方ハ、受負薪代
金御下渡ノ都度、納薪壺棚ニ付金貳円三拾貳錢
五厘相納置、而シテ約定期限ニ皆済可致候事

第拾四条 納薪代金、第十三条返済ノ残額ハ、御
処金錢渡支払日ニ御支払被下候筈ナレトモ、
万一違約償金等有之時ハ、其分へ御引取相成候
トモ意儀（異議）申間敷候事

第拾五条 薪受負身元保証トシテ受負金高ノ壺

割、則チ金百三拾五円差入置候事

第拾六条 受負薪棚数期限経過致候時ハ、其償ト
シテ薪壺棚ニ付一日金五錢宛、其期限経過セシ
日数ト棚数ヲ積算シテ償金差出可申候事

第拾七条 山元伐採ノ立木ハ、御引渡ニ相成候外
ハ決テ濫伐等不致者勿論、万一大林区署御規則
ヲ犯シ貴殿へ御迷惑相掛候歟、又ハ伐採ノ薪他
人へ売却スル等、総テ信義ヲ失セシ処業
有之時者、如何様ナル損害ノ御請求相成候トモ、
其際意儀（異議）申間敷候事

第十八条 第十六条ノ期限経過償金者各向フ二ヶ
月ヲ限トス、其間々約定履行不致時ハ、破約ノ
御処置ヲ受ケ、未納薪代金ノ半額ヲ破約償金ト
シテ指出スヘシ

第十九条 借用金ノ返済及違約償金等、薪代金よ
り相納メ可申、若不足有之節ハ、身元保証差入
金及借用金ニ対ス抵当ニ差入置タル地処売却、
速ニ全納可致候事

第貳拾条 右此約定証ニ記載スル條々、若シ本人
ニ於テ違約致候時ハ、総テ引受証人ニ於テ引受、
約定履行可致候事

右条件約定相違無之、後日之為メ本人及引受証人
連署約定証書、依テ如件

北秋田郡荒瀬村三十四番地

受負人

明治廿三年三月

湊 勇 吉[㊤]

同郡同村

引受保証人

高 橋 慶 助[㊤]

同郡同村百二十七番地

同

武 田 吉 松[㊤]

阿仁鉦山

葛西重雄殿

（朱書）

「前書結約之義、相違無之候事

明治廿三年三月四日

阿仁鉦山古河事務処[㊤]」

【史料32】

明治23（1890）年4月18日「石炭及木炭運搬受
負願」

（湊榮興家文書728-019）

石炭及木炭運搬受負願

一、石炭六拾万貫目

(湊榮興家文書728-030)

右運賃、石炭拾貫目ニ付金貳錢四厘

薪御売上願

一、木炭貳拾五万貫目

私義

右運賃、木炭拾貫目ニ付金六錢

御事務処御需要之薪、官山字岩井ノ又沢ニ於テ御受負被仰付候ニ付、伐子之山子共雇入候処、御事務処ニ於テ大林区署より山処長々御引渡ニ不相成候ニ付、其間雇入山子共手明ニテ迷惑之趣申出ニ付、中村郷林字モウ沢毛ノ上買入伐採可致候処、凡山元棚百三拾棚余伐採ニ相成、然者御受負致候岩井ノ又沢ニ於テハ、御引渡ニ相成候ヶ処ニテ精々伐採可致候得共、今般凡山元棚数取調候処、受負高より凡百九拾棚余不足ヲ生ズ、恐縮之至ニ奉存候、依之前記郷林ニテ伐採可致候薪、御受負価格へ元木代三拾六錢ヲ加へ、則三円三拾六錢ヲ以御受負薪へ代納仕度候間、御採用被成下度、右段奉願候也

前記石炭茅艸村大川前石炭役処より事務処石炭庫マテ、及木炭比立内炭役処より事務処炭庫マテ、前書運賃ヲ以運搬御受負仕度候間、願之通被仰付被下度奉願候、尤前金貳百五拾円百円、抵当書入証書差上度、拝借被仰付度、御採用之上ハ更ニ約定書差出可申候也

荒瀬村

明治廿三年四月十八日 武田吉松[㊤]

阿仁鉦山古河事務処

御中

(朱書)

「書面之趣承認之条、更ニ約定証可被差出候事

廿三年四月廿日

古河阿仁鉦山事務処[㊤]」

荒瀬村

明治廿三年七月 湊勇吉[㊤]

阿仁鉦山古河事務処

御中

[史料33]

明治23(1890)年4月18日「拝借金返上之義ニ付願」

(湊榮興家文書728-020)

拝借金返上之義ニ付願

私義

昨廿二年四月中、石炭運搬新造船買入ニ付金貳百円拝借罷有候処、私処有山林為御任罷有候石炭採掘方御中止相成候ニ付、終運搬延引相成候為返上仕兼恐入候、然ル処今般返上之義嚴ニ被仰含候得共、右拝借金之義ハ、實際下村々舟子ともへ貸付ニ相成居、末日壹厘も取立不相成、困難至極ニ奉存候、依之奉願候間、右拝借高之内則今五拾円此度石炭受負候前金拝借之内より返上、本年十月マテ運搬賃之内より五拾円、都合百円返上可仕候間、残金百円之義ハ明治廿四年中返上被仰付、困窮之私御引立被成下度奉願候也

荒瀬村

明治廿三年四月十八日 武田吉松[㊤]

阿仁鉦山古河事務処

御中

[史料34]

明治23(1890)年7月「薪御売上願」

[史料35]

明治23(1890)年8月5日「前借金返上之儀ニ付願」
(湊榮興家文書728-031)

前借金返上之儀ニ付願

扣

私儀

官山字岩井ノ又ニ於而、薪山元七百五拾棚伐採御受負致候所、当春意外季節相後レ候為め、意外消雪相成、伐採不相成ヶ処も有之、殊ニ御引渡相成候山処、ヤス木等多分有之、見込之外伐採木不足ニ而、過日山元薪数御調を得候通り、四百棚三步より伐採不相成候ニ付、拝借前金差引候所、貳百四拾壹円六拾八錢五厘返上被仰付、即返上可致候処、山子残貸等も不少有之、一時返上可致様無之ニ付、当春中村郷山買入、伐採置候薪百棚、別紙売上願書之通り御買上、右代価之内を以返上被仰付被下度、此段奉願候、以上

明治廿三年

湊勇吉

八月五日

古河阿仁鉦山事務所

[史料36]

明治23(1890)年8月「薪売上願」

(湊榮興家文書728-033)

薪売上願

一、薪上納百棚 但巻棚ト八十尺方面ニ積立薪之長サ式尺以上トス

但、下夕浜薪置場へ積立、巻棚ニ付金三円、本年十一月限り上納

右ハ当春中村郷山買入伐採、轉出大川前へ積立置候薪山元百三拾棚改之分、前書代価ヲ以御売上致度候間御買上被成下度、尤川下中万壺流木等致候共、事務所へ御苦柄等不申上候間、此段御採用被成下度奉願候、以上

明治廿三年八月 湊 勇 吉[㊟]

古河阿仁鉦山事務所

御中

(朱書)

「書面之趣承認候条、期限無相違相納可申候事

廿三年八月七日

古河阿仁鉦山事務所[㊟]」

【史料37】

明治23 (1890) 年9月13日「誤伐手續上申書」

(湊榮興家文書728-040)

誤伐手續上申書

明治廿三年三月中、阿仁鉦山坑業人古河市兵衛ニ於而、荒瀬村官林字岩井ノ又沢之内小字八五郎沢及イカリ沢ニ於テ雜木御払下ヲ得候分、私ニ於テ同人より伐採及運搬受負方、本年四月中約定致候義相違無之候、然者右官林御署より古河市兵衛ニ於テ引渡ヲ得候式ヶ沢、則私へ引渡ニ相成受、手先之柚子共へ右引渡ニ相成候ヶ処之内ニテ■■■分配、柚子頭付添為致伐採着手罷有候処、該ヶ処ハ古河市兵衛ニ於テ昨年中立木払下之御許可ヲ得、柚入致候ヶ所ニ付、本年モ右ヶ所者御許可相成候モノト柚子ノモノ共誤解伐採致タルニ付發見不仕、本年四月中右手続段古河市兵衛方へ上申致候、然者今般阿仁銅山小林区署ニ於テ实地御調査ニ相成候処、山元製造薪百三拾九棚七歩全グ誤伐ニ相当り恐縮之至ニ奉存候、然ハ根元古河市兵衛より受負約定致候棚数トハ、右誤伐棚合計致候トテ過伐ニも相成不申候間、何卒特別之御沙汰ヲ以、寛典之御取扱被成下度奉懇願候、右有段手續上申候也

荒瀬村

明治廿三年九月十三日 湊 勇 吉

阿仁銅山小林区署

御中

【史料38】

明治23 (1890) 年9月「手續書」

(湊榮興家文書728-039)

手續書

曾テ御受負仕候岩井ノ又沢薪伐採所ニ於テ、本年四月中柚子共誤伐シタルヲ御發見之趣キ御命示有之候ニ付、其際上申仕候通ニ御座候、然ル処今般阿仁銅山小林区署及事務所ヨリ御出張御取調相成候通り、百三拾九棚七歩誤伐仕候儀相違無之、右ハ其節も上申候通り、山頭及柚子共昨年伐跡故差支無之ものと心得伐採致候趣キ、柚子共之不心得トハ乍申、畢竟私之不取締ヨリ相生候段恐縮至極ニ奉存候得共、委細山元御調査被下候通、終過伐致候筋ニも無之候間、此度限り寛典之御所置被成下度奉願候、依而此段上申候也

荒瀬村薪受負人

明治二十三年九月

湊 勇 吉

古河阿仁鉦山事務所

御中

【史料39】

明治23 (1890) 年12月3日「(官林字檜山沢からの薪の伐採・運搬請負打診につき通知)」

(湊榮興家文書728-044)

(罫紙欄外)「明治廿三年十二月三日」

官山字檜山沢ニ於テ薪三百式拾四棚、但巻棚ニ付事務処届金三円ヲ以請負為致可申候間、御望ニ候ハ、直ニ請書御指出し有之度、此段及御通知候也
倉庫掛[㊟]

湊 勇 吉殿

追テ若請負御見合之儀も候ハ、明日中何分之儀御申越相成度候、以上

【史料40】

明治23 (1890) 年12月4日「御請書」

(湊榮興家文書728-045)

御請書

一、薪三百式拾四棚 但巻棚

右者官山字檜山沢ニ於テ伐採、運搬、事務処届上納請負被仰付、御請仕候、追テ定約書差出可申候也

荒瀬村

明治廿三年十二月四日 湊 勇 吉
古河阿仁鉷山事務処
御中

[史料41]

明治24(1891)年1月22日「(薪の請負につき出頭依頼)」

(湊榮興家文書728-046)

(罫紙欄外)「明治廿四年一月廿二日」

本年請負薪之儀ニ付御談之筋有之候間、明廿三日御出局被下度、若故障有之時ハ代人ニ而不苦候、此段申進候也

倉 庫 掛[㊦]

湊勇吉殿

[史料42]

明治24(1891)年8月17日「(請負高に対し薪の伐採棚数不足につき照会)」

(湊榮興家文書728-077)

(罫紙欄外)「明治廿四年八月十七日」

檜山沢夏伐薪之実況、比立内出張処ニ於テ湊長松取尋候処、当時山元現在式百八拾棚、山子共三十人程登山之處、益詣之為不残下山トノ申出ニ有之趣申来候、陳者請負納高式百五拾棚ニ対シ不少伐不足ニ有之候間、長松御呼出し実地御取調、到(至)急何分之儀御申越被下度候、昨日も倉庫掛より申上候通り、本月廿日後ヨリ山元棚調ニ着手之都合ニ御座候間、万一其際ニ到リ不都合有之候時ハ大事之次第ニ有之候間、此段為念御照会申上候也

今 林 斧 治

湊 伝 治様

[史料43]

明治27(1894)年1月31日「薪売上願」

(湊榮興家文書728-121)

薪売上願

一、薪凡百棚 但、棚ト者拾尺方面ヲ云フ長サ
其尺八寸以上、束口式寸以上

但、小沢応保橋届ニテ、壹棚ニ付代金五円五拾錢

右者兼テ御見分ヲ得候字佐山沢荒瀬村共有林ニ於テ伐採仕、明治廿七年十月三十日迄、前記薪左之約定ヲ以テ御売上仕度候間、此段御採用被成下度候

一、薪凡百棚之見込ニテ杣入仕候得共、上納之上

増減有之節ハ、御猶予御受取被成下度候

一、薪伐採、山元積立之上者、御届可申上候間御調査被下度候、尤も御見聞之通、伐採処險阻ニテ棚積ヶ処差支候ニ付、三ヶ度位ニ御調査被成下度候

一、山元棚数御調査相成候節ハ、壹棚ニ付金式円七拾五錢、提出ス沢下し之節ハ、壹棚ニ付金壹円拾錢、右兩度ニ前借被仰付被下度、尤も右金返済之義ハ、上納薪壹棚ニ付金三円八拾五錢宛御引去り、御決算被成下度候

一、薪積立之義ハ從來之通杭鍵ヲ相用、周密ニ積立可申候、尚尺寸外レ悪木等者、一々御除ギ相成候共意儀(異議)不申上候、積立方粗末等有之節ハ御適宜拔張、減木ヲ平均シテ御受取被下度候

前記之通相違無御座候、以上

荒瀬村

明治廿七年

湊 勇 吉[㊦]

一月三十一日

古河阿仁鉷山

事務処御中

一、薪山元御調査ヲ得候上、前金拝借願申上候ニ付、万一不都合等出来、返金方延滞候節ハ、留木御受負ニ付前金拝借へ入置候証書被差加ひ、御平分相成候而も異論不申上候

湊 勇 吉[㊦]

(朱書)

「書面之趣承認候条、期限無相違相納可申候事

古河阿仁鉷山

明治廿七年

事 務 所[㊦]

二月一日

」

[史料44]

明治30(1897)年2月「薪過伐相成候ニ付願」

(湊榮興家文書728-212)

薪過伐相成候ニ付願

(朱書)「扣」

昨二十九年十月中、

御山領字大沢ニ於而薪式百棚伐採・運搬受負被仰付、杣入之際降雪之気季節切迫候為メ、山子多名雇入杣入候処、三百拾八棚余過伐採相成、百拾八棚余過伐リ出来仕候ニ相成り候間、此段御聞届被成下度奉願候、以上

荒瀬村

受負人

明治三十年二月
古河阿仁鉾山事務所
御中
湊 勇 吉

[史料45]

明治30（1897）年7月10日「根子薪上納之儀ニ付願」

（湊榮興家文書728-229）

根子薪上納之儀ニ付願

御山領字大沢ニ於而薪伐採・運搬受負被仰付、伐採中根子薪七棚五歩上納相成候所、御直薪御製造ニ準抛シ六懸ケ上納ニ仰付候得共、御見聞之通伐採及運搬非常之困難、式尺薪よりハ掛リ増相成候得共、根子ハ不申及、末木小薪ニ至ル迄取棄テ無之様嚴重被仰含候為メ、不得已上納仕候所、式尺薪極印沢川原届ケ壺棚ニ付四円ノ処、根子薪壺棚式円四拾錢ニ相当り候得者、非常之損分ニも相成候故、小薪直段ニ準シ、壺棚ニ付三円五拾錢ニ相当り候様御取扱被成下度、此段奉願上候也

受負人

明治三十年七月十日
古河阿仁鉾山事務所
御中
湊 勇 吉